

第16回全国シェルターシンポジウム 2013 in もりおか・岩手

性暴力禁止法の制定にむけて

つながる、ひろげる、パープルネット

～女性・子どもに対する暴力の根絶～

つながる、ひろげる、パープルネット



開催日：2013年 **10月 26日 (土)**
27日 (日)

- 会 場：● **盛岡市民文化ホール (マリオス)**
【開会セレモニー・基調講演・シンポジウム】
- **いわて県民情報交流センター (アイーナ)**
【分科会】
- **ホテルメトロポリタン盛岡・本館**
【交流会・分科会・全体会】

主 催：第16回全国シェルターシンポジウム 2013 in もりおか・岩手実行委員会
NPO法人全国女性シェルターネット

目 次

はじめに	1
日 程	2
開会セレモニー	3
基調講演	9
シンポジウム	18
分科会	46
共同アピール	91
全国シェルターシンポジウムの変遷	92
フォトグラフ	93

性暴力禁止法の制定にむけて つながる、ひろげる、パープルネット ～女性・子どもに対する暴力の根絶～ 第16回全国シェルターシンポジウム 2013 in もりおか・岩手

2013年10月26日(土)～27日(日)

会 場：盛岡市民文化ホール（マリオス）

いわて県民情報交流センター（アイーナ）

ホテルメトロポリタン盛岡・本館

主 催：第16回全国シェルターシンポジウム 2013 in もりおか・岩手実行委員会
NPO法人全国女性シェルターネット

後 援：内閣府・厚生労働省・文部科学省・岩手県教育委員会・岩手県警察本部・盛岡市教育委員会・朝日新聞盛岡総局・読売新聞盛岡支局・毎日新聞盛岡支局・日本経済新聞社盛岡支局・岩手日報社・盛岡タイムス社・河北新報社盛岡総局・IBC岩手放送・テレビ岩手・めんこいテレビ・岩手朝日テレビ・株式会社マ・シェリ・情報紙游悠

協力団体：フィリップモリスジャパン株式会社



はじめに

2013年10月26日・27日、「第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手」が、岩手県盛岡市で開催されました。心配された台風の襲来もなく無事開会できた時は、主催者一同胸をなでおろしました。

今回のテーマは、「性暴力禁止法の制定にむけて つながる、ひろげる、パープルネット～女性・子どもに対する暴力の根絶～」という非常に力に満ちたものでした。

二日間の日程の中で最後のプログラムまで人数が減ることもなく、延べ2200人の方が参加してくださいました。

お迎えする側としては、いたらぬことも多かったことと思いますが、参加者の皆様がお帰りになる際に、スタッフに暖かい感謝の言葉をかけてくださり、スタッフ一同「本当にうれしかった」と無我夢中の準備期間を振り返りながら話しておりました。ご参加の皆様に心からお礼を申し上げます。

東日本大震災があった2011年に第14回の大会が被災地である仙台市で開催され、今回で被災地での開催は2回目にあたります。岩手県は、DVに関する認識も薄く、まだまだ多くの課題を抱えたところ です。被災者の困難とDV被害者の困難とが重なることに今回の大会を通じて気づかされました。参加者がたくさんの学びと勇気を得たことに感謝申し上げます。

一日目の基調講演「大震災から立ち上がる女性たち～芽でるカーが走る～」では、困難の中で支援活動が続けている女性たちの姿に感動と勇気をもらいました。それに続くシンポジウム「女性と貧困」では、女性たちの生きにくさの原因が明確になりました。実に中身の濃い一日でした。報告書にはその全容を掲載しております。

二日目は、12の分科会が午前午後に分かれて、熱心な討議が繰り広げられました。その後、その熱い思いを胸にそれぞれの活動の地へと再会を約束しながら帰って行かれました。12の分科会の様子につきましては、日常活動でお忙しいことを承知の上で、各分科会ご担当の皆様に原稿をお願いいたしました。お忙しい中でのご協力、誠にありがとうございました。それぞれのまとめ方を尊重させていただいたため、分科会によってまとめの長さがいろいろですが、ご理解の上お読みいただければ幸いです。

DV根絶への道はまだまだ長いことと思われ ます。今後の皆様の活動にこの報告書が少しでもお役に立てればと願っております。

次回は山口県宇部市で開催されます。またお会いしましょう。

2014年3月

第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手実行委員会

委員長 平賀 圭子

日 程

1日目 10月26日(土)

会場：盛岡市民文化ホール（マリオス）

※10月26日のみ要約筆記通訳つき。

11:00 受 付

12:30 開会セレモニー

13:15 基調講演「大震災から立ち上がる女性たち」～芽でるカーが走る～

講師 田端 八重子

(NPO法人参画プランニング・いわて副理事長、もりおか女性センターセンター長)

14:45 15分間休憩

15:00 シンポジウム「女性と貧困」

コーディネーター 戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）

シンポジスト 戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）

大沢 真理（東京大学社会科学研究所教授）

近藤 恵子（NPO法人全国女性シェルターネット共同代表）

17:30 終了・移動

18:30～20:30 交流会 会場：ホテルメトロポリタン盛岡・本館「岩手姫神」

2日目 10月27日(日)

会場：いわて県民情報交流センター（アイーナ）

ホテルメトロポリタン盛岡・本館

9:00 受付開始

9:30 分科会A（午前の部）

12:00 昼 食

13:00 分科会B（午後の部）

15:30 終了・移動

15:45 全体会・大会アピール

16:15 閉 会



開会セレモニー

アトラクション：鹿踊（ししおどり）

岩手県立花巻農業高等学校鹿踊部

司会：花巻農業高等学校の皆さん、本当にありがとうございました。皆様今一度大きな拍手をお願いいたします。

男子生徒さんばかりかと思いましたが、女子生徒さんもうらっしゃったということで本当に皆さん、汗びっしょりで踊っていただきました。素晴らしい踊りを見せていただきました。

ただいまより、第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手を開催いたします。本日のシンポジウムの司会進行を務めさせていただきます、藤原真美と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は要約筆記の方々をお願いしております。要約筆記は右側のスクリーンをご覧ください。

それでは開会に移ります。はじめに、第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手実行委員会委員長の平賀圭子よりご挨拶を申し上げます。

平賀：皆様、台風が心配される中、ようこそ盛岡までお出かけくださいました。北は北海道の各地から、南は沖縄県うるま市からと、本当に全国各地から駆けつけてくださいました。日ごろからDV被害者支援のために闘っておられる方、そしてその周辺で支援してくださっておられる方、皆様の熱気と情熱でこの二日間が有意義なものになると確信しております。

東日本大震災後に被災地の女性に対する暴力が増えるのではないかと懸念されましたので、内閣府のご支援を頂いて、「東日本大震災 女性の心のケアホットラインいわて」を立ち上げました。その相談をNPO法人全国女性シェルターネットがお引き受けくださり、全国各地から相談員が続々と支援に来てくださいました。その友情に私たちはどんなに勇気づけられたこ

2013年10月26日（土）12：30～

於：盛岡市民文化ホール 大ホール

とでしょう。そしてそれは今も続けられております。心から感謝申し上げます。

被災地の復興がなかなか進まない中、女性たちの悩みは深刻化しています。今後とも支援を続けていく必要があると感じています。女性や子どもに対する暴力の根絶のために、性暴力禁止法の制定の実現を目指して、より一層の努力を続けてまいりたいと思います。

お天気が良ければ、石川啄木が「ふるさとの山はありがたきかな」と詠った美しい岩手山の姿も見え、紅葉の盛岡城跡公園の散策などもお楽しみいただけるかと思います。

皆様のお手元にお渡しした資料には被災者たちが手づくりした、タオルで作った「がんばろう」と岩手の名産品の南部せんべいも入っています。岩手の人に似て、派手なところが無い、味わい深いものです。盛岡市からご提供いただいた「もりおかの水っこ」と一緒にご賞味いただけたら幸いです。

第16回全国シェルターシンポジウムの開催に当たり、ご支援いただいた岩手県、盛岡市、実行委員会に入っていた皆様、準備のために集まっていたボランティアの皆様、そしてたくさんの県民の皆様に深く感謝を申し上げます。大会開催の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

司会：岩手山は、今日はちょっと顔をのぞかせていませんが、明日はきっと皆様を歓迎して顔を出してくれることでしょう。

全国各地からお集まりくださいました皆様に歓迎のご挨拶を申し上げたいと存じます。

まずは達増拓也岩手県知事です。よろしくお願いいたします。

達増：全国シェルターシンポジウムがここ岩手県盛岡市で開催されますこと、心から歓迎いたします。全国各地からようこそお出でくださいました。

岩手県では今日は稲葉比呂子企画参与ほか、担当の職員が一緒に来ておりますけれども、この9月1日から、この稲葉比呂子が、知事、副知事に次ぐ県 No. 3 として女性若者対策関係を総合的に推進するという、そのトップに立ってもらいながら、体制を強化しているところがあります。

きっかけになりましたのは、今回もこのシンポジストとなっております、大沢真理先生がお仲間の皆様とともに、東日本大震災後の被災地の女性の直面する課題について研究、取りまとめていただいたものを頂きまして、ちょうど今年度までが岩手県の復興計画最初の3か年計画の終わりの年でありまして、来年度以降の新しい計画をつくらなければならないという時で、今までの復興のやり方を見直す時期になっておりました。

もっと女性、そして若者の視点に立ち、女性や若者が活躍できるような復興にしていかなければならないと思い、県の体制も強化して、今年度、復興の計画を見直し、来年度、より強力に復興を進めていこうというところでございます。

もう一つきっかけになったことがありまして、それはNHKテレビの「あまちゃん」の放送であります。「じゃじゃじゃ」と思われるかもしれませんが、女性の活躍、地域振興、また日本を元気に、ということについて、老年、壮年、青年、この3世代の女性が力を合わせて活躍することで、地域振興や日本を元気にすることも実現します。先ほども花巻農業高校の鹿踊（ししおどり）、とても立派なものを披露してくれましたけれども、ああいう高校生パワー、あまちゃんではちょうど女性の力と若者の力が交差する女子高校生が主人公でありましたけれども、これは地域振興を進めていくのに大変大事なヒントになると思っております。「岩

手まるごとあまちゃん化計画」と申しましょうか、あの盛り上がりを実際の岩手でも実現していこう、ということで、女性、若者を強化していこうというところです。この岩手県で、全国シェルターシンポジウム岩手県大会を開いていただけるというのは、本当にこの事業、意に叶ったというところで、私としても非常にありがたいことでございます。成功を心からお祈り申し上げます。

DVは大変深刻な事例が多く生じているわけですが、一方で法制化のことも含めて様々な新しい対策も工夫されている分野だと思います。今日と明日のシンポジウムがDV対策を大きく前進させて女性や若者が被害者ではなく、復興の主役、そして地域振興や日本再生の主役になっていくことを祈念いたしまして、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。おめでとうございます。

司会：ありがとうございました。それでは続きまして、谷藤裕明盛岡市長です。

谷藤：皆さん、こんにちは。開催市の市長を務めております谷藤でございます。全国各地からお出での皆様方を心からの歓迎の気持ちを抱きながら、お祝いの言葉を申し上げたいと存じます。

第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手の開催、このように盛大に開催されましたこと、心からお祝いを申し上げたいと存じますし、盛岡市民30万人を代表いたしまして、心から歓迎をしたいと存じます。

本日ご参加の皆様におかれましては、日ごろからDV被害者の保護や支援にご尽力を頂き、深く感謝を申し上げます。

また、今年7月には「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正され、保護の対象が拡大されました。この改正にあたりまして、皆様の活動の成果であると、心から敬意を表するものでございます。

さて、盛岡市におきましては、「盛岡市男女



共同参画計画～新なはんプラン～」を策定し、女性に対するあらゆる暴力をなくす環境づくりを推進しております。さらに、平成21年4月には「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」を策定し、同年6月に市町村としては東北初の「配偶者暴力相談支援センター」を設置するなど、被害者の相談・保護・自立に向けた取り組みを推進しているところであります。

このような中、全国シェルターシンポジウムが開催されますことは、本市におけるDV防止施策の推進にあたりまして大変意義深く、暴力の根絶に向けて、支援者がつながり、活動を広げて、研究・協議をより一層深められますようご期待申し上げるものでございます。

さて、東日本大震災津波の発生から2年7か月余りが経過いたしました、未だ避難を続けられている方も数多くいらっしゃいます。盛岡市といたしましても、職員を沿岸市町村に派遣しておりますほか、盛岡復興支援センターの開設、盛岡の学校に通う学生たちへのシェアハウスの提供、沿岸市町村での買い物代行などを実施しており、今後でもできるだけ早く復興が進められるよう支援を進めてまいりたいと存じます。

本日は全国各地からお越しの皆様方でございますので、ここ盛岡は400年の歴史を誇る城下町として発展をしてきたまちですけれども、宮澤賢治、石川啄木が青春時代を謳歌したまちでもございます。市内のちょうど市役所の裏になりますけれども、そこには中津川という川が流れておりますが、石巻から200kmの距離をたくさんの鮭が産卵、遡上するために、今盛岡まで故郷を上ってきております。

また、盛岡は三大麺のまちでもございますので、研修の後は是非盛岡の町を散策していただければありがたいと存じます。

結びに本大会が実り多いものとなりますとともに、皆様のますますのご活躍を祈念申し上げます。お祝いと歓迎の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

司会：ありがとうございました。今市長がおっしゃいましたように、中津川の鮭、どうぞ皆様ご覧になっていただきたいと思います。

それではご来賓の皆様よりご祝辞を頂戴したいと存じます。内閣府男女共同参画局暴力対策推進室長の水元圭祐様です。

水元：内閣府男女共同参画局暴力対策推進室長の水元でございます。皆様におかれましては様々な事業、取り組みにご協力いただきまして、ありがとうございます。

とりわけ先ほどもお話がございました、東日本大震災以降、内閣府におきまして、被災地における女性の悩み、暴力被害をはじめとした様々な悩み相談ということをさせていただいておりますけれど、これについても、皆様の全面的なご協力を頂いております。おそらく今日会場にもお越しいただいていると思いますので、この場を借りて御礼を申し上げます。

被害者の支援ということにつきましては、なかなか行政だけの取り組みだけでは完全な支援は難しいと思っております。どうしても今日お越しいただいているような熱意のある皆様のご支援が必要だと思っております。

内閣府におきましても、来月になりますが、11月11日より「女性に対する暴力をなくす運動」ということで、取り組みを行っていく予定でございます。引き続き皆様のご協力を賜りますことをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

司会：ありがとうございました。それでは続いて、厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課長の小野太一様です。

小野：ただいまご紹介いただきました厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課長の小野と申します。

本日は第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手の開催を心からお祝いを申し上げます。

NPO 法人全国女性シェルターネットを始め、参加されている皆様が、一貫して被害者の気持ちに立ったきめ細やかな支援を行ってこられたことに對し、深く敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

さて、皆様もよくご存じのとおり、配偶者等による暴力事案は後を絶たず、全国の婦人相談員や婦人相談所に寄せられる相談件数も年々増加しております。

こうした状況の中で被害者の支援の中でも特に被害者が安心して暮らすことができる場所の確保はますます重要になってきています。

厚生労働省では従来より婦人相談所における相談員の配置など、相談支援体制の充実、母子生活支援施設に対する支援など、暴力の被害者への支援を行ってまいりました。先の通常国会では全会派一致の委員長の提案により、DV法が一部改正されました。こうした国会の意志も踏まえ、女性被害に遭われた方を含め、女性施策の一層の充実に努めてまいりたいと思います。

また、本日お集まりの民間シェルターの皆様におかれましては、全国で年間約600件もの一時保護委託を受けていただくと共に、市町村からの依頼による被害者の自立支援を行っていただいていることも承知しておりまして、ご尽力に深く感謝を申し上げます。

将来の研究事業における検討会におきまして、民間シェルターを公的な事業の新たな担い手として位置付けてはどうか、というご提案もいただいております。今後さらに被害者の方に対し、民間シェルターの方々と行政との連携を深めていくことが重要と考えております。

最後になりましたが、本シンポジウムの成功と皆様方の今後ますますのご健康とご健勝をお祈り申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

司会：ありがとうございます。それでは続きまして、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課課長補佐の松崎和之様です。

松崎：ただいまご紹介をいただきました、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課で課長補佐をさせていただいております、松崎と申します。

本日はシンポジウムの開催、誠にありがとうございます。本来でございましたら、ここに文部科学省生涯学習政策局長の清木がご挨拶を申し上げるところではございますが、所用がございまして、私がメッセージを預かって参りましたので、紹介をさせていただきます。

第16回全国シェルターシンポジウムがここ岩手県盛岡市において、多くの皆様の参加を得て開催されますことを心からお祝い申し上げます。

お集まりの皆様方におかれては、日ごろからドメスティックバイオレンス、性暴力等の被害防止、被害に遭われた方の支援活動など、全国各地で展開してこられており、深く敬意を表します。女性に対する暴力の防止に對しましては、第三次男女共同参画基本計画を踏まえ、教育職員等の指導的立場にある性犯罪の発生を防止するための取り組みにあたって、各都道府県教育委員会、各国公私立大学等に対して促しているところです。また、国立女性教育会館においては、女性に対する暴力や女性の貧困に対する複雑多様な女性の悩みに対する相談業務の質の向上を図るため、研修事業を行っております。

学校教育の現場において、学級担任や、養護教育などの学校関係者がメンタルヘルスについて正しい知識を持って適切な対応ができるよう、教職員向けの手引の作成や子どもの心のケア、シンポジウムの開催を実施しております。その他学校へのスクールカウンセラーの配置の推進など、学校における相談体制の充実に努めているところです。

文部科学省といたしましても、引き続き女性に対する暴力の防止を始め、男女共同参画についての意識の涵養を図る教育・学習の充実を推進していくことを通じて、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力が十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を



図っていきいたいと考えております。

そのためには本日お集まりの皆様方のように、被害に苦しんでいる方、一人一人に寄り添い、その支援を行う方々の活動が、今後も一層重要になると思います。

本日のシンポジウムで皆様が互いに情報を共有し、今後も被害防止、被害者への支援にご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、シンポジウムの成功と皆様方のますますのご発展とご活躍を祈念して私のご挨拶とさせていただきます。平成25年10月26日、文部科学省生涯学習政策局長清木孝悦。

代読でございます。シンポジウムの開催にあたりまして、主催者でございます実行委員会の皆様、それから NPO 法人全国女性シェルターネットを始め関係の皆様に対して、敬意を表しますとともに本日ご参加の皆様にとって、今日明日の二日間、実り多いものとなりますよう、祈念いたします。本日は誠にありがとうございます。

司会：ありがとうございました。それでは続いて、一般社団法人社会的包摂サポートセンター代表理事、前宮古市長でお医者様でいらっしゃいます、熊坂義裕様、よろしくお願いいたします。

熊坂：ご紹介をいただきました一般社団法人社会的包摂サポートセンターの代表理事をしております、熊坂と申します。

まずはこの盛岡の地におきまして、全国シェルターシンポジウムが開催されますことを、関係者の皆様に心より、敬意を表したいと思います。そして私たちが今やらせていただいております寄り添いホットラインに対しまして相談員、連携団体としてご協力をいただいていることに対しまして、この場をお借りして改めて御礼を申し上げたいと思います。

寄り添いホットラインは東日本大震災を契機としまして、国の事業として発足したものです

けれども、24年度一年間で1087万件の受電がありました。うちは3番のラインですけれども、女性ライン、DV、性暴力につきましては56万件の受電がありました。ちなみに自殺ラインは117万件でございました。

24年度は、16億9500万円、25年度は、15億円の予算で運営させていただいております。既に半年やらせていただいておりますけれども、非常に日に日に受電が多くなりまして、9月末までで700万件ということでございます。おそらく今年度は1500万件近くいくのではないかと思います。

私どものライン、皆様にご協力いただいて、悩みを持っておられる方の解決に少なからず貢献ができていると自負しておりますけれども、一方で何故これだけ日本は悩みを抱えている方かと考える日々でもありました。私もお紹介いただきましたように、全国医師会を代表して国民会議の委員として様々なことをしましたけれども、あらためてこの寄り添いホットラインをやらせていただきまして、何故問題がこんなにも難しい状況になっているか、ということを痛切に感じる日々でもあります。

今日はこの後、「東日本大震災から立ち上がる女性たち」ということで、田端八重子さんの特別講演がございます。私も宮古市の医師としてあるいは、私の故郷が福島でございますので、被災者の方々の本当につらい心情がよくわかります。それを皆様に共有していただければと思います。またこの後のシンポジウム、「女性と貧困」ということで、日本はOECDの諸国の中で女性の相対貧困率が下から6番と。ましてや一人親世帯は世界で一番ということです。一体先進国でどうしてこういうことが起きているのか、ということを皆さんと一緒に考えていけたらと思っております。

このシンポジウムが女性、子どもを取り巻く様々な問題の解決、そして、引いては日本の社会保障のあり方に対する大きな第一歩となることを祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさ

せていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

司会：ありがとうございました。それでは壇上にご臨席の方々をご紹介申し上げます。

まず岩手県企画参与 稲葉比呂子様、続いて岩手県議会議長 千葉伝様、盛岡市教育長代理 教育部長 鷹背徹様、盛岡市議会議長代理副議長 大畑正二様、ご臨席ありがとうございます。

また、本日は大変お忙しい中、国会議員、県議会議員、市議会議員の皆様にもご臨席いただいております。どうぞ皆様ご起立をお願いいたします。会場にいらっしゃいます。ありがとうございました。

それではこの大会の主催者であります、大会本部のNPO 法人全国女性シェルターネット共同代表、近藤恵子よりご挨拶を申し上げます。

近藤：皆様ようこそお出でくださいました。一昨年の第14回全国女性シェルターシンポジウムは「震災の中から立ち上がる女性たちの希望」ということで、宮城県の仙台市で開催をいたしました。第15回は阪南近畿大会を経まして、今回第16回のシェルターシンポジウムを再び被災地の岩手県盛岡市で開催できたことを心から嬉しく思っております。

2011年3月11日から2年7か月が過ぎました。仙台で「震災の中から立ち上がる女性たちの希望」と題しまして、私たちが議論を尽くしたその2年後に、今度は盛岡で「震災から立ち上がる女性たち」。既に新たな再生の道を歩み始めた女性たちの姿が、今日この後報告されることになっております。

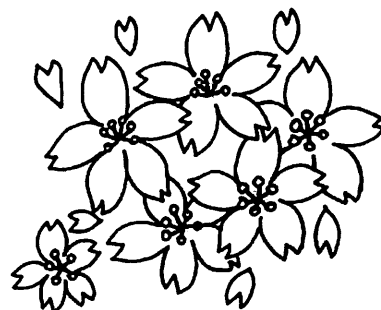
3月11日のあの日から、一日も休まず、被災地と被災女性たちの支援にたゆまず支援を注いでいただいた、もりおか女性センターの皆さんや、岩手県の女性たちの皆さんのお力が、実は、二つの大きな台風を東の洋上へ逃げ去らせるほど本当に大きな力を発揮していただいたと思います。この力が被災地の女性たちの力を回

復させ、その立ち上がる力は、全国で様々な暴力や差別に苦しみ、そこから自らを救おうとする多くの当事者の姿に重なります。私たちはこの盛岡の地で、この被災地の女性たちの力を基盤にして、今日明日のシンポジウムをまた更に大きな歩みを一步踏み出せるようにつくってまいりたいと思います。

私たちには力があります。盛岡の女性たちとともに、被災地から女性たちの復興こそが地域再生の力だと毎日闘いつづけているこの地の女性たちとともに、そして全国の女性たちとともに、たくさんの関係者の女性たちとともに、このシンポジウムを成功させてまいりたいと思います。

新しい一步をご一緒に踏み出しましょう。

司会：以上をもちまして開会セレモニーを終了させていただきます。本当にありがとうございました。





「大震災から立ち上がる女性たち」 ～芽でるカーが走る～

〔講師〕

田端 八重子

(NPO 法人参画プランニング・いわて副理事長、もりおか女性センターセンター長)

2013年10月26日(土) 13:15～14:45

於：盛岡市民文化ホール 大ホール

司会：それではお待たせいたしました。「大震災から立ち上がる女性たち、芽でるカーが走る」と題しまして、NPO 法人参画プランニング・いわて副理事長、もりおか女性センター、田端八重子センター長の講演です。

田端：ありがとうございます。雨にも負けず、風にも負けず、ようこそ、ここ、岩手県盛岡市においでくださいました。気象庁発表の台風情報で気をもんでいました。何とかそれてくれないかと一生懸命職員一同願っていました。そうしますと、願いがかなって、私たちのために遠くにそれてくれたと私は思っています。いかがでしょうか？(拍手) ありがとうございます。

ただいまご紹介いただきました、もりおか女性センター、センター長、田端八重子でございます。今日は、基調講演を仰せつかりまして、いささか緊張しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私に与えられましたのは、「大震災から立ち上がる女性たち、芽でるカーが走る」、このお題を頂いております。私たちは、発災から今日まで様々な支援を重ねてまいりました。私たちが支援に携わることができたのは、皆様からの応援とご支援、そして後方支援を頂いたことで前に向かって進めたと感じております。あらためて皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

今日は、後半になりますが、芽でるカーに乗っていますスタッフたちが駆けつけております。後ほどご紹介させていただきます。

私はパワーポイントでお話をさせていただきますけれども、途中から一部DVDを織り交ぜながらご覧いただきたいと思います。

最初は盛岡市との関係、それからもりおか女性センターとNPO 法人参画プランニング・いわてについてちょっと堅苦しい話から始めさせていただきます。

盛岡市の男女共同参画の取り組み

1. 盛岡市男女共同参画計画「新なはんプラン」
平成18年改訂
2. 盛岡市配偶者暴力防止推進計画
東北6県の市の中で最初に策定／明文化
もりおか女性センター内に「配暴センター設置」
3. もりおか女性センター5つの機能
「学ぶ」「知る」「出会う・力をつける」
「考え極める」「悩み・考える」

盛岡市は先ほど谷藤市長からお話がありましたように、男女共同参画計画であります「新なはんプラン」で男女共同参画を推進されています。これは玉山村との合併の後、平成18年に改正されました。そして平成21年度に盛岡市配偶者暴力防止推進計画を策定、現在私たちが指定管理をさせていただいておりますもりおか女性センター内に「配暴センター」が設置されています。

もりおか女性センターは「学ぶ、知る、出会う・力をつける、考え極める、悩み・考える」という独自の五つの機能を持ち、盛岡市が推進している男女共同参画推進計画とともに、女性センター事業の柱となっています。

NPO 法人参画 プランニング・いわては 2004 年に設立、「男女共同参画の推進、女性の経済的自立、女性のかかえる問題の解決のための事業実施」をミッションとしています。組織図については後でご覧いただきたいと思います。

盛岡市が指定管理者制度を導入され、2006 年から女性センターの指定管理を民間へ委託されることとなりました。NPO 法人では女性センターのミッションを共有することができることから手を挙げさせていただきました。現在、情報事業、講座事業、交流事業、そして相談事業、新しく起業事業などを実施しています。さらに委託事業として、「盛岡市配偶者暴力相談支援センター」の管理運営と本日のメインテーマの買い物代行と安否確認事業を受託しています。本事業は「厚生労働省の緊急雇用創出事業」です。

岩手では女性・男性双方に、まだまだ性別役割分業意識が根強く残っています。女性たちは家族や地域で十分な発言権や決定権を持っていないというのが実情です。この状況が男女共同参画推進の進展を妨げているとって過言ではないと思います。

また、DV の被害者が加害者から逃げたいと思っても、なかなか経済的な基盤を持っていないということで逃げる事ができない。そのために加害者の元に戻るといって過酷な選択をしなければならないという人もたくさんいます。すさまじい暴力を受けていく中で自尊感情を奪われ、自分の意志を行動に移すことに戸惑う。私たちはそういう多くの女性たちに出会ってきました。女性たちは暮らしの中で、「自分が無い、辛く苦しい」、そして地域の抑圧の中で、「自分らしく生きることができない」、という溜息にも似た重く苦しい話を聞くことが多くなってきました。

その頃からそのような女性たちを何とか支援できないものかと日ごろから考えるようになっていました。女性たちが発言権や自己決定権を獲得するためには、「経済的な自立」が何より重

要ではないか、どうしたら自身の力で経済的自立ができるのか、ということをもずっと考えてきました。

NPO 法人や女性センターでは現状の中で女性が経済的な自立を遂げるためにどのような支援をしていくのか、何ができるのか、事業としてどのように取り組んでいけばいいのかなどを考える日々が続いていました。

私は女性たちがこれまで生きてきた中で、ご自身が積み上げてきた社会的なキャリアを活用して起業できないだろうか、いろいろ過酷な状況の中でも女性たちはきっと夢を持っていたら、その夢を叶えられる、夢を形にする講座を展開しようと思い立ち実施に踏み切りました。

女性の経済的自立への支援

平成19年 「夢を形にする講座」 = 夢形講座

6年間 29人の女性起業家の輩出

◆ もいほか女性センター別館(盛岡市の理解と協力)
「起業応援ルーム 芽でる ネット」開設・常設

<起業講座>

入門編・ブラッシュアップ編・起業フォーラム
インターネット活用法・ツイッター・HP作成・ブログ作成
シングルマザーのPC講座・被災地女性のPC講座など

起業するといっても、多くの女性たちは資産や資金を持っていません。そこで、ITを活用した起業であればそれほど難しいことではないと思い、一歩を踏み出すことといたしました。

現在もこの講座は展開しております。これまで6年間で29人の女性たちが起業家として社会で活躍しています。その実績から盛岡市の理解と協力を得まして、女性センター別館に「起業応援ルーム 芽でる ネット」を開設していただき、女性たちの起業に特化した各種講座を実施しています。起業入門編、ブラッシュアップ編、起業フォーラム、インターネットの活用法、ツイッター、ホームページ、ブログの作成、そして特にシングルマザーたちのパソコン講座、被災後の被災地に出向き、女性の起業講座や岩手県立大学宮古短期大学部の協力を得てパソコン



講座を展開しています。

これは平成22年5月に女性センター別館に開設されました、起業応援ルーム芽でるネットです。起業に関する情報として130冊くらいの図書、このルームでパソコンの技術を身に付けていただいたり、起業に向けての自分の事業ユニットを立てていただいたり、講座や個別の相談にもあたっています。

今日、このパルーンアートの写真を持ってまいりました。この方は一期生で卒業から1年半ぐらいで起業されました。女性センターの事業にも常にご協力いただいております。今年NHK朝の連続ドラマ「あまちゃん」に、5月30日だったと思いますけれども、このアーチ形のパルーンをNHKからの依頼され制作したそうです。もしも番組を録画していられしやいましたらご覧いただきたいと思います。「やっと軌道に乗ってきました」、と時々女性センターに顔を出してくださいます。一期生として、女性の起業家を目指す女性たちへの素晴らしいロールモデルとなっているのです。

沿岸地区への物資支援の中で

震災後

- 1、5月下旬から
街道筋に応急仮設住宅が建設されてきた
- 2、応急仮設住宅から買い物はどこへ行くのか
市街地が流された地域では、高齢者や障がい者
病弱な方などの生活はどうなるのか

↓

もう、これ以上の犠牲者を出してはならない

岩手県は四国4県に匹敵するくらいの県土があります。2011年3月11日は沿岸地域のすべての市町村を津波が襲い風光明媚で県民がこよなく愛した地域はがれきの山と化しました。県都盛岡からは100km～120kmあります。発災と同時に全国、そして海外からたくさんの支援物資を頂戴しました。そして毎週のように被災した沿岸地域に物資を届けてまいりました。5月下旬頃から街道筋に応急仮設住宅が建設されるようになってきました。「先週来たときは

何もなかったのにね、アレってなんだろう?」、[もしかして、応急仮設住宅?]と言いながら、車を走らせていました。「やっぱりそうだね」、それが応急仮設住宅だったのです。その街道筋から「お買い物はどこに行くのかしらね」「こんなところから遠いよ」。高齢者の方や障がいをお持ちの方や病弱の方々はどうやってお買い物に行くのだろうと疑問を持つようになりました。車のメータで測ると8km、13km、20kmあることはわかりました。「どうやって生活物資を手に入れられるのだろう」、ということを考えてみました。「これでは生活ができないのではない、もうこれ以上犠牲者を出したくない、何とか食い止めなければ・・・」という思いが私に沸き起ってきました。

女性の労働市場は60%以上という数字が示すように非正規雇用です。阪神淡路大震災や中越沖地震でもそうであったように自然災害で大きな被害が出ると真っ先に解雇、失業したのは非正規雇用の女性たちでした。そういう意味からも今回もそうではないかと不安がよぎりましたがやはり思った通り今回も同じことが起きていましたし、被災地域での女性の再就職の場所はほとんどありませんでした。避難所で女性たちと再就職の話を聞いても、町全体を見渡しても全く何もないという状況でした。現地の女性たちとお話を進めていくと本当に働く場所ってないのです。先ほど内閣府の水元室長から話がありましたように、2011年5月10日から被災地女性のためのホットラインを開設させていただいています。その相談電話の中にも「解雇されました、失業しました」、「働きたいのです」、「生活費を稼ぎたいのですが、働く場がないのです」、という声が寄せられていました。子どもがいる家庭、家も流され何一つ残っていないという状況に、その困難さが伝わってきました。

私は何とかこの女性たちの仕事場を作っていくことができないか。もりおか女性センターとして、NPO法人として、何かできることがないか、どうやったら彼女たちに働く場を提供できるのかなど焦っていました。

応急仮設住宅や在宅者の生活を支えるための
買い物代行、また、応急仮設住宅での自死や
孤独死を防ぐための安否確認が重要である



**1日も早く、誰かが、何か、を
しなければ、
生活が成り立たないし、命を守れない!**

ちょうどその頃、元の市街地より山手の丘陵地に建設されていく応急仮設住宅や在宅の方たちの生活は、このままでは生活ができないと思い、支援が必要だと思い立ちました。そのために買い物を代行する支援が必要であると考えました。被災地の皆さんが自分の毎日の生活をどう作り上げていくか、応急仮設住宅が遠い、車が流され歩いていくこともままならない状況下「買い物難民」という言葉が適切かどうかわかりませんが、生活するための買い物を肩代わりしてあげることでした。

一方、被災者の自死や孤独死を防ぐためには安否確認も重要であることから、買い物代行と安否確認事業をセットで展開することが何より効率が良いと考えるようになっていきました。一日も早く、誰かが何かをしなければならぬ。「誰がやるの?」それは私たちNPO法人であり、もりおか女性センターであり、県民である私たちに課せられた支援ではないかと、そしてそれを実行するしかなかったのです。

「いつやるのですか?」皆さんもご存知ですよ、ね、「今」ですよ。そうなんです。思い立ったらすぐにやる。すぐにやりましょう。じゃあどうやったらやれるの?ということから突き進んでいきました。

「ちょっと待って、これって、女性の雇用を生むことができるのではないか?」そうだったのです。これを仕事にしましょう。そして、被災者である女性たちの仕事の支援ができる。「被災者が支援者になる」、そして、雇用を生んでいく、被災女性たちの仕事場となる。あんなに

仕事がほしいと言っていた女性たちに再就職の場が提供できる、この事業は一石二鳥であると思いました。そして事業は震災後の2011年8月15日、お盆の時期でしたがスタッフを採用し、8月22日からこの事業をスタートさせました。買い物代行の事業は厚生労働省の緊急雇用創出事業を活用し盛岡市からの委託事業として現在も続いています。

スタッフたちの雇用は地元の女性たちをと考えていました。なぜ、地元の女性たちを雇用しようと思ったかその理由は地元をよく知っていることです。地元で暮らしていたということは応急仮設住宅の場所や在宅の被災者のことも住所や旧町名でもほとんどはわかることが一番いいと考えたからです。それから、仕事と暮らしが同じ地区にあることの利便性、そして岩手県の沿岸部は北から南まで約240kmありますので、それぞれの暮らし方、方言やイントネーションが違うわけです。当時避難所、あるいは応急仮設住宅にさまざまな悪徳商法やいろんな方たちが入ってきたこともあり、予防の意味でもありました。

地元女性たちの雇用を重視

地元の女性たちを雇用した理由

1. 地元を知っている
仮設住宅の場所がわかる
暮らしと仕事場が同地区にあることの利便性
2. 方言やイントネーションの微妙な違い
利用者に親近感与え、安心して会話できる
3. 自分たちも被災者であり、気持ちがわかる
被災体験を共有できる

地元の方言で話されると人の心はなごみます。「その方言は聞いたことがある、じゃあ地元の人なのね」、というように安心感を与えました。そのことが功を奏し、すぐに親しくなっていきました。自分たちも被災者であることから、被災体験を共有することができる、親戚縁者のことを知っているというように狭い地域で本事業は大きな成果を上げることとなりました。地元の女性たちを雇用することができ



てよかったと実感しています。

採用はハローワークを通して採用、NPO 法人の就業規則にのっとって事業を展開しています。勤務時間、勤務日は資料に書いてありますのでご覧ください。

スタッフは現在沿岸地域に19人おります。もう一人盛岡市内に事務局を担当するスタッフを入れて20人です。沿岸地域スタッフ19人の中で震災による解雇、失業をした者が7名で約36.7%でした。震災による自宅流失や全壊が7名でこちらも36.7%でした。どちらも約40%とかなり高い比率となっています。現在は災害公営住宅の建設を待っているスタッフ、また自宅を新築したスタッフ、公営の施設に転居したスタッフもいます。

買い物代行と安否確認事業概要です。買い物代行の事業は先ほど話しましたように、8月15日に採用、翌日から自分たちが何者か、ということを知っていただくために応急仮設住宅や在宅を回って、「私たちはこういうものです」。というチラシをポスティングしたり、手渡したり、暑い時期での作業は苦労があったことと思います。復旧や復興にはほど遠いなか、がれきの山を見ながら、追いつぶされた車が至る所に放置されている風景に涙が流れたといいます。車で道路を走っていても釘でタイヤがパンクしてしまうということが起きていました。

利用者から電話を頂き買い物の内容を聞いて、地元の仮設商店、スーパー、コンビニなどで買い物をして届けるというものです。この事業の代行料は一回100円を受益者負担とさせていただきます。買い物をするときの費用はスタッフが管理している小口現金を利用し、品物を届けた時に領収書、納品書等で清算をします。スタッフたちの守備範囲は食料品から生活雑貨、衣料、園芸品までさまざまです。地元の商店を利用し、欲しい商品が無い場合は、隣の町や市に行って買い物をしてくる。そして、利用者のこだわりにも対応しています。例えばプリンひとつとっても、メーカーによって違う

こと、「このプリンが食べたい」「このお客様はこのプリンを召し上がります」というようにひとり一人のこだわりの商品のラベルがノートに貼ってあるのです。その利用者から電話を頂くと、「このプリンだ」と。たかだかプリンと思われるかもしれませんが、私たちは今まで食べてきたもの、今まで手にしてきたものが自分の手に入るといふこと、こだわりです。私たちが考えている復興は日常を取り戻すことです。スタッフたちは利用者がこだわられる商品をきちんと届けるのです。クリーニングを出してきて欲しいと頼まれる場合もあります。その時は、AさんならAさんの自宅へ行ってクリーニングに出す品物を預かり、1週間後に出来上がった時点でクリーニング店に行って受け取り届けることにしています。このように被災者の方々に寄り添う仕事を展開しています。また、スタッフたちは地元の復興を一番に願っています。地元の復興は経済が回ることです。スタッフたちは地元で買い物し、経済活動をする、これを第一義と考え徹底して地元で商品を購入しています。

下部に禁止事項が書いてあります。「代行車には利用者を絶対に乗せない」、ということにしています。それから「現金を扱わない」。銀行や郵便局に行ってお金をおろしてきて欲しいと言われることがありますが、間違いがあってはならないということで、郵便局や銀行の外交担当に連絡を取り、訪問していただくことにしています。また居宅や居室にはなるべく上がらない。目の不自由な方、身体の不自由な方の場合は冷蔵庫に買ってきたものを入れる程度のこととはしますが、できるだけ居宅、居室には上がらないということにしています。

これは2011年8月22日から2013年9月30日までの数字です。買い物代行の総数が8,029件、女性が5,911件、男性が2,118件でした。一回当たりの買い物の平均金額が2,900円です。男女を比べてみますと女性が2,823円、男性が3,115円です。男性のほうが、件数が少ないのですが、一回あたりの平均値が

高くなっています。これは何故かという、酒やたばこといった嗜好品が多いからです。

2012年4月1日からは大船渡地区、2013年4月1日から陸前高田地区を追加して宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、野田村という5市町村で展開しております。左側の写真は男性利用者に買ってきた商品を届けているところです。右側の写真はスーパーで注文の商品を購入しているところです。スタッフたちは一人ひとりの買い物をきちんと責任を持って届けること、注文の商品が無い場合は利用者に電話をかけて代替のものにするのか、今日はキャンセルなのか、ということまできちんと対応しています。

買い物の総数の年齢別グラフです。これは男女別の年齢を載せておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

2. 安否確認の必要性

- (1) 仮設住宅に移られてからの自死や孤独死を防ぐ
- (2) 「閉じこもり」「ひきこもり」の解消
- (3) 人と話すことで、震災の辛さや悲しさを少しでも軽減できる（1年以降ごろから話されるようになる）
- (4) 声をかけることで、自分を気にかけてくれている人がいるという安心感が湧く
- (5) 訪問者が訪れることで、緊張感が生まれ、身だしなみや生活のリズムを取り戻せる

安否確認 総数4,069件（女性3,060件・男性1,009件）

（2011/8/22～2013/9/30 現在）

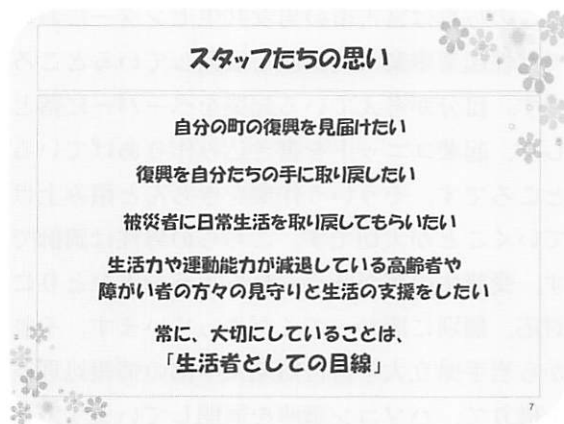
安否確認の必要性です。仮設住宅に移られてからの自死や孤独死を防ぐ、ということは実に大切なことです。安否確認は買い物とは別に応急仮設住宅や在宅を巡回しています。買い物代行で商品を届けると隣にも声を掛けるということをしています。先ほど言いましたように、地元の女性たちを雇用いたしましたので、方言であったり、地元独特のイントネーションだったりとしつけをするので信頼してドアを開けていただけます。「ああ、今日は要らないけど、でも顔を見たいから、お話をしたいから」、と言ってドアを開けてくださる利用者もいます。男性の方から「うるせえ、おめえたちなんかくるな!」。そういう罵声を浴びせられることも

あります。でも私はスタッフに言っています。「その方は元気なんだよ。『うるせえ、来るな!』という声が聞けるということは元気な証拠だよ」と。そうなのです。自死や孤独死を防げる、そのことがどんなに大切な、傷つくことはありませんが巡回しています。

安否確認の総数が4,069件。女性が3,060、男性が1,009件です。これも男女の年齢別の数字です。後をご覧ください。

スタッフたちは日々、いろいろなことに遭遇いたします。利用者の方が亡くなられるという悲しい現実に出会うこともあります。1週間に2回くらい買い物の注文をくださった方から、全く連絡が入らなくなった時に、心配で足を運んでみると体調を崩し一人で寝ていたという方の場合にはご本人に確認して救急搬送の連絡をするなどしています。また、利用者が亡くなったということを別の方から教えていただくということもあります。スタッフたちは利用者さんと何日も連絡が取れない時の不安や入院後の安否がわからない時、極端に顔色が悪い日など心は残るといいます。そういう時は地元の役所や社会福祉協議会、包括支援センター、ケアマネジャーなどに連絡し支援をつなぐことをしています。自分の感覚でよいから関係機関の窓口につなぐ、これが仕事として大変重要な役割となっています。救急搬送された方が元気になられ、買い物の注文を頂くこと、それはとても幸せなことだと明るく言っています。

スタッフたちも悲しい思いをする時があります。罵声を浴びせかけられる時、つい2日前までお元気だった方が亡くなられた時、本当に悲しく悔し涙を流しています。私たちにもう少し何かできたのではないか、私たちがもう1時間早く電話をかけていたら、あの時にちょっと顔を出していたら…。そういう時に本当に心が折れるようです。しかし、利用者さんに支えられてここまで来ています。そしてこれからもこの仕事を続けて利用者の方々の手助けをしたい、といつも言っています。スタッフたちは仕事の途中で、生きがいや充実感を日々味わっています。



スタッフたちの思いです。「自分たちの町の復興を見届けたい」と思っています。こよなく愛した、自分が育った町の復興をしっかりと見届けたい。そして後世に語り継いでいきたい。私たちはこうして、あの大きな震災から立ち上がった、ということを残していきたいとも言っています。それから、「復興を自分たちの手に取り戻したい」、「私たちがやれること、私たちがやらなければならないこと、自分たちだけではなく、被災された方々と一緒につくってきたい」と力強く語ります。

応急仮設住宅での生活は、当初2年間という話でした。それが昨年には3年になり、今年度は5年間となり応急仮設住宅での生活が延びていきます。裏返せばこれは復興住宅が遅れているということです。岩手県のホームページには復興住宅の建設は計画の4%であるという数字が公表されています。どれだけの時間を応急仮設住宅やみなし仮設住宅で暮らすことになるのか、とにかく生活をきちんと取り戻していただくことを懸命に支援していきます。

スタッフたちの一番の心配事は高齢者の方たちや障がい者の方たちの生活対応力や運動能力が減退していくことです。長引く応急仮設住宅での生活を個別の困りごとに合わせて生活支援をすることが今後も一層増えてくるだろうと不安がよぎることがあります。

常にスタッフたちが大切にしているのは、生活者としての目線です。これがスタッフたちの一番持っていなければならない感性です。生活者として私たちに何ができるのか。そのことを

しっかりと心に刻み被災者に寄り添いながらお互いに生きる力をより深めています。利用者の方々の笑顔と感謝が何よりの力になっています。命をつないでいるという使命感、復興への参画ができるという実感も得ています。また、地元の経済を支えているという自負も持っています。そして、仕事を心得働くという、自分自身の暮らしの再建を獲得しています。長引く応急仮設住宅での被災者の暮らしを、「明日は今日よりももっと良いものにしたい、生活をよくしたい」と考えています。被災者であるスタッフたちが支援者です。そして、そんな強い思いを持って、スタッフたちは毎日芽でるカーを走らせているところです。

それではスタッフたちの紹介をさせていただきます。DVDをご覧ください。

はい、ありがとうございます。今日はそのメンバーが来ております。ちょっと立って皆さんにご挨拶してください。(拍手)ありがとうございます。

このDVDは、実はもりおか女性センターの職員が製作しました。現地に出向き全て撮影から編集まで職員の手によるものです。ご覧いただきましたDVDは本日が初公開です。これに音楽を入れ、再度編集し直してホームページで世界に発信していきたいと思っています。

NPO法人では被災地女性の経済的自立に重点を置いて事業を展開しています。こちらは沿岸地域での出前講座の様子です。冒頭で話しましたように女性の起業家育成事業は2007年から継続してまいりました。沿岸地域の買い物代行のスタッフばかりではなく、沿岸に住む女性たちを対象に実施しています。自分がどのように起業していきたいのか、自分が持っているものは何なのか、自分の売りは何か、ということをししっかりと見つめていただき、起業への一歩を進めて行ってほしいと考えています。

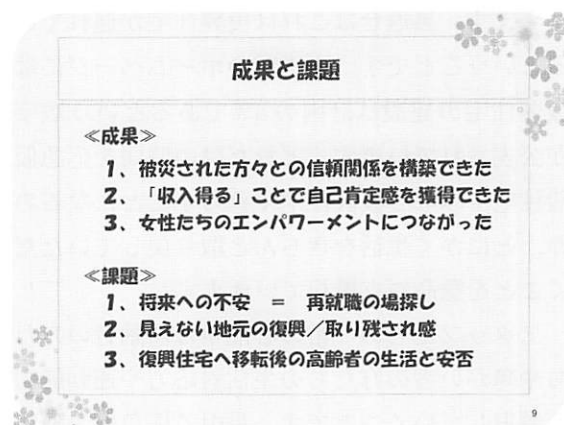
震災から2年7か月経過しました。この間私は、スタッフたちや多くの被災者の方々の様子に変化があることに気づきました。スタッフを

含め被災者の方々は、被災当初、「前に向かって進むから、負けてられません」などと口々に言いました。しかし、時間の経過とともに、何を言っても何を提案しても気持ちが動かないのです。「私たちはもうこれでいい、私たちは何をしたいのかかわからない」。というようになってきました。その時に失ったものの大きさ、何もできていない自身の復興、無力感などが一度に押し寄せてきていると実感しました。支援のために何から手を付けるのか、私たちが八方塞がりでした。いたずらに時間だけが過ぎていきました。震災から「1年半」ごろから少しずつ現実を受け入れていくことができるようになっていきました。今、彼女たちはその時を乗り越えました。そして、今年の春あたりから少しずつ気持ちが右肩上がりになっています。今の状況を受け入れながら、これからあの大災害をバネに地元で生きていくのだ、という力が湧いてきているような気がします。そして被災者の方たちと一緒に生きていく、そういう思いをしっかりと持ち続けているように見えます。彼女たちがこれから一つずつ階段を上って行ってくれるのではないかと考えています。将来の設計、生活の再建、そして自身の夢を語れるようになってきました。それを目指そうとしています。少しずつですけれども、その芽が出てきているように、私は感じています。スタッフの中には、「こういう生き方をしていきたい」、「こういう夢を持っています」、ということを語れるようになってきました。その夢が現実になるように、私たちも支援をしていきたいと意を新たにしています。



この写真は宮古市の男女共生センターにおいて女性起業事業入門講座を展開しているところです。自分が考えている起業をペーパーに落として、起業ユニットを書き込み作りあげているところです。そういう作業をきちんと積み上げていくことが大切です。こちらの男性は講師です。受講生の夢が叶えられるよう一人ひとりに対応、個別に関わってくださっています。それから岩手県立大学宮古短期大学部の情報処理室を借りて、パソコン講座を展開しています。初めてキーボードに触るスタッフなどかなり苦労をしたと思います。四苦八苦している彼女たちを見てきましたが、上達して既にメールを発信するまでになりました。そして買い物代行や安否確認事業の業務日誌や業務報告をメールで盛岡の事務局へ送信できるようになりました。努力というのは積み上げていくこと、そのことが本当に身になっていく、ということを実際私たちに示してくれています。

女性の起業家育成もそういう人たちのためのものであり長い時間をかけて「私はこういうことをやりながら経済的な自立をしていきたい、自分で歩んでいきたい」、そういう人たちを支援していきたいと思っています。



成果とまとめに入らせていただきます。

まずは成果です。「被災された方々との信頼関係が構築できた」と私は応急仮設住宅を巡回している彼女たちの姿や利用者の様子にそれを実感しています。私は時々スタッフに話します。「皆さんが次のステップとして自分が何か起業したいと思うなら、応急仮設住宅の中で宝物を



拾ってきなさいよ」と言っています。自分で新しい道を見つけること。私たちがメニューを挙げるのが彼女たちのためにはならないと思っています。自分で、自分の足で「この仕事ならやれるかもしれない」、ということを見つけてきて欲しい。見つけつつあるスタッフもいます。私はとても嬉しく思っています。収入を得るということは、自己肯定感を獲得することです。自分で収入を得ることは自分の考えや思いなどを言葉にすることができるようになっていきます。それはさまざまな女性たちとの出会いのなかから相互のエンパワメントにつながっていくのではないかと考えています。

課題がないわけではありません。それは将来への不安です。今働いてくれている20人のスタッフたちは、2015年3月末日でこの緊急雇用創出事業が終わります。国の事業ですから、当然終わりがくるわけです。あと1年半後に再度自分の就職先を見つけなければならない。そのためにもパソコン講座を受講しパソコンの技術を身に付け新しい道を見つけて欲しいと思っています。地元の復興がなかなか実感できない今、自身の生活の安定とこれまで共に生きてきた近隣の人々の緩やかでもいい回復をどう進めるのか、具体的な支援は何かについて考えなければならない。そして地元を離れていく人たちが元に戻ってくることができるように一緒に考えていかなければなりません。また、応急仮設住宅から転居される方が増えてきています。そのような中で転居できない人たちは取り残され感や喪失感、見捨てられ感が再度被災者を苦しめています。格差が広がっています。復興住宅移転後の高齢者の生活も不安です。高齢者の方たちが一日一日と生活対応能力や運動能力が落ちていきます。復興住宅へ移られても本当に生活ができるのだろうか。「私たちが復興住宅に移っても来てくれるよね？」という言葉がかけられています。でも、それが本当にできるのだろうか、これを業としてやっていけるのだろうか、ということを今考えています。

課題解決のために

＜経済的自立への展望として＞

- 1、自分自身が社会資源となるための資格
あらゆる資格の取得(看護・介護・調理関連)
- 2、培ったネットワークを地域の中で活かした起業
- 3、自分自身のキャリアを磨く
- 4、支援者は、寄り添い支援を継続する

この課題を解決するために、スタッフ自身が社会資源となること、そして資格を身に付けることができればと思っています。それから、ここで働いて培ってきたネットワークを地域の中で生かしてほしい。沿岸地域の生産人口の流失が止まりません。その中で、彼女たちが懸命に地元で生きていって欲しい。また地元で自分たちの生活を維持してほしいと願っています。自分自身のキャリアを磨く、とても大切なことだと思います。そして私たちが彼女たちに寄り添い、支援をすることだと思っています。

長い間女性たちは多くの困難をかかえながら生き抜いてきました。その経験や知恵をつなぎ、ひろげ、ネットを張り巡らし、明日への新しい歩を進めていきましょう。

どうもありがとうございました。これで終わります。

司会：基調講演ありがとうございました。NPO 法人参画プランニングいわて副理事長、もりおか女性センターの田端八重子センター長でした。皆様今一度大きな拍手をお送りくださいませ。



「女性と貧困」

コーディネーター・シンポジスト 戒能 民江 (お茶の水女子大学名誉教授)
シンポジスト 大沢 真理 (東京大学社会科学研究所教授)
近藤 恵子 (NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表)

2013年10月26日(土) 15:00~17:30

於：盛岡市民文化ホール 大ホール

司会：皆様、大変お待たせいたしました。シンポジウムに移りたいと思います。

「女性と貧困」と題しまして、コーディネーターとシンポジストはお茶の水女子大学名誉教授の戒能民江さんです。そしてシンポジストは東京大学社会科学研究所教授の大沢真理さんとNPO 法人全国女性シェルターネット共同代表の近藤恵子さんです。

それではここからはコーディネーターの戒能民江さんに代わっていただきます。よろしくお願いいたします。

戒能：皆さん、こんにちは。まだ田端さんの素晴らしいご講演の余韻が残っていると思います。岩手の女性たちの困難な状況の中、未来を切り開く力強い歩みを、情熱を持って語っていただけました。まだまだ復興の道は遠いと皆様は感じていらっしゃると思いますが、岩手を始め、宮城、福島、その他の被災地、そして遠くに避難していらっしゃる多くの女性たちがいらっしゃいます。ここに集まった私たちだけではなく、全国の女たちが心を寄せ合って、被災地の女性たちをこれからもずっと支えていきたいと強く感じました。

岩手の状況のお話があったわけですが、このシェルターシンポジウムは、16回を迎えました。DV 被害や様々な性暴力、性虐待、セクシャルハラスメントの被害を受けた女性たちが回復をしていくときに、今本当に多くの女性たちにとって大きな壁となって立ちはだかっているのが、経済的な問題です。今回初めてこのシンポ

ジウムで「女性と貧困」の問題が取り上げられることができたことを大変嬉しく思っております。

ニュースによれば、世界経済フォーラムが、ジェンダーギャップ指数を発表しておりまして、その最新の結果が報道されました。なんと130カ国中、日本は105位だということで、前回の101位から又落ちてしまいました。「女性活用が成長につながるのだ」、ということが言われておりますが、国際水準から見れば、ますます後退している現状がつぶさに明らかになったと思います。

他方、「活用」なんていうのは大体にして失礼な話だと思っておりますが、一方で大多数の女性たちが置かれている大変な状況というのが政策の場からは残念ながら遠ざけられているという現状があると思っております。皆さん憶えていらっしゃると思いますが、今年の5月末に、大阪のマンションの一室でお母さんとお子さんが遺体となって発見されました。これはDVの被害の方です。預金通帳にはもう何十円しかなかった。そして、お母さんが書かれたメモが部屋に残されていました。それはお子さんに当てて書いたメモなのですが、「最後にお腹いっぱい食べさせられなくてごめんね」、というメモが残っていたという記事を皆さんも憶えていらっしゃると思います。お部屋の中には食べ物も何もなく、残されていたのは食卓塩だけ



戒能 民江 さん



だったと言われています。

女性の貧困ということは、何も今に始まったことではありません。ずっと昔から日本の女性たちは貧困の状況に置かれていました。DVも考えてみると夫婦喧嘩、痴話げんかだと言われ、社会の中に奥深く隠され続けてきました。でもそれを再発見して「女性の人権問題だ」と再定義してきたのは女たちです。特に草の根の女性たちの運動が引っ張ってきました。

そして2008年のリーマンショックがあって、派遣村が出来、若者たちの貧困がクローズアップされて、ようやく女性の貧困という問題にも目が行くようになってきました。DV被害者の方々を皆さんはご支援なさっていると思いますが、DV法が出来て11年経ちました。もちろん、大きな成果が上がったと思います。しかし、安全を確保するということが極めて不十分ではありますが、それでもなんとか逃げるところはできた、保護命令の制度も出来た。しかし、そこから先です。そこから先の長い生活を立て直していくということの支援の難しさを日頃の支援活動の中で、皆さんも強く感じておられることと思います。

それからDVのことだけではなく、女性に対する暴力の問題は子ども時代から受けてきた性虐待、性暴力、セクシャルハラスメント、ストーカー、そしてセクシャルマイノリティの方々の人権の侵害の問題。このようにDV被害を受けた方々への支援を行うことによって、私たちの視野が少しずつ広がってきた歴史を持っていると思います。

その中で次のステップを、どう踏んでいったらよいか、その先の不安、これは被害を受けた方々が一番感じていらっしゃるのだと思います。今日はその暴力と貧困がつながっているのだ、ということ、それは感覚としては皆さん感じていらっしゃると思います。どういう構造でそのような問題が生じているのか、それが一つ。そして2番目。先ほど岩手の大変前向きな取り組みについてお話がありましたが、では私たちはどのような方向で問題を考え、状況を少しで

も改善していくために、何ができるのか、というようなことについて、私も含めて3人のシンポジストにご報告をしていただき、会場の皆さんと一緒に考える機会にしていきたいと思います。

シンポジストを今ご紹介いただきましたが、皆さんのお手元にある、シェルターシンポジウム2013のパンフレットの11ページ以降をお開きください。ここにそれぞれのシンポジストのプロフィールが書かれています。ご紹介するまでもなく皆様ご存じだとは思いますが、まずは13ページの近藤恵子さんから、現場からの報告をしていただきたいと思います。どんな問題が、どんなふうに暴力を受けてきた女性たちに表れてきて、どういう状況なのか。まずは現状の分析からスタートしたいと思っております。その後、私から、調査から浮かび上がってきたデータをご紹介しながら、法的な側面からお話をしたいと思います。近藤さんと戒能の報告はそれぞれ20分を予定しております。

今日は大沢真理さんに来ていただきました。先ほどの岩手県知事からのご紹介にも登場なさいましたけれど、社会政策、あるいは経済学の専門家として東日本大震災の被災地にいち早くいらして調査をなさっている方です。タイトルは「再分配」ということなのですが、どうして日本の女性が貧困の状況に陥ってしまうのか、それは要因があるのだということをお話しいただきたいと思っています。

その後、大変時間が短いのですが、壇上の3人で少し議論を深め、5時半には終了したいと思っております。

今日は先ほど、大変迫力のある素晴らしい花巻農業高校の若い方々の鹿踊(ししおどり)で皆さん体中パワーがみなぎって、更にそれに加えて田端さんのお話でパワーアップされたと思いますが、壇上だけのやりとりで大変申し訳ないのですが、そのようなかたちでシンポジウムを進めてまいりたいと思います。どうぞご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは皆様のお手元にも、それぞれの報告

者のパワーポイントの資料があると思いますので、まず、近藤恵子さんの「暴力と貧困」という資料をお手元にご用意ください。それでは近藤さん、よろしくお願いいたします。

近藤：それでは皆様、よろしくお願い申し上げます。私に与えられたテーマは「暴力と貧困」ということで、女性に対する暴力被害を受けた当事者支援の現場から、貧困と暴力の問題がどのように見えてくるか、ということを中心にお話をしたいと思います。

●●● DV被害女性の貧困

・配偶者等と別れた被害当事者の月収

5万円未満	9.5%
5～10万円	21.7%
10～15万円	35.3% (66.5%)
15～20万円	16.8%

・算出した平均月収 126,137円

「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」
(2007/4 内閣府男女共同参画局)

DV被害を受けた女性たちは、ほとんどがただならぬ貧困状態に陥ります。一番最初にお示しておりますのは、2007年の4月に内閣府が行なった調査、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」です。この調査は大変有効なデータを含んでおりまして、継続的な調査を是非お願いしたいと思っております。この2007年4月の調査によりますと、配偶者等と別れた被害当事者の月収、つまり経済的な状況がどんなふうに置かれているか、ということで、このような数字が出ています。5万円未満の人が9.5%、5～10万円の人が21.7%。一番大きい帯になっているのが10～15万円。ここが35.3%で約三分の一です。つまり5万円から15万円までの収入しかない人が7割近くいる、ということになっています。この数字はおよそ幅のある数字ですので、平均値を出すのはとても難しかったと思いますけれども、算出した平均月収は内閣府の数字では126,137円となっています。2007年の当時、DV被害など

でシングルマザーになった当事者の方々が、実は平均月収12万6千円で暮らしている。これはとても母子がまともに暮らしていけるお金ではありません。つまりようやく生きながらえるギリギリの、人が人として生きていけるような状況ではないということが明らかになっております。問の22、同じ調査ですけども「現在の収入は月にどれくらいですか」という図表があります。これで見たいのは、今お話しした10万から15万円という方が一番多いというのが見て取れるということです。恐ろしいことにこの収入は、生活保護だとか、児童扶養手当だとか、別れた夫とかからの養育費とか、いっさいがっさいを含めたものということです。



近藤 恵子 さん

DV被害を受けた、あるいは性暴力被害を受けた、何らかの暴力被害を受けたことによって、単身生活、あるいは母子生活を余儀なくされた方々、特にDV被害者というのはそのほとんどが離婚をして加害者と別れるわけですので、DVシングルマザーということになります。

●●● 母子家庭の収入状況

母子世帯平均所得 211万9千円
(前年調査 244万6千円)

・全世帯の平均所得の37.6%
(前年比較 42.2%)

・母子世帯の平均月収 176,583円

2006年度「国民生活基礎調査」
(厚生労働省大臣官房統計情報部)

これは母子世帯の平均所得を示したものです。2006年度「国民生活基礎調査」の中から数字を持ってまいりました。母子世帯の平均所得は年間211万9千円。その前の年が244万円でしたから、明らかに減少しています。全世帯の平均所得の37.6%に当たる、前の年は



42.2%でしたから、一般世帯の比率から言ってもどんどん貧困度合いは高まっていることがわかります。

この調査によりますと、母子世帯の平均月収は176,583円となっています。先ほど見ていただいたDV被害女性たちの平均月収は126,137円でしたからシングルマザーの厳しい経済状況の中でも更にDVシングルマザーたちはより過酷な状況に置かれているということが、この数字からも明らかになっております。

これは1世帯当たりの平均所得金額と世帯人員一人当たりの平均所得金額を棒グラフで示したものです。真ん中の一番高いところが全世帯です。5,638,000円の収入があり、1人当たりの平均所得が2,059,000円。母子世帯の場合は全世帯の収入が2,119,000円で、1人当たりの平均所得が813,000円。この棒グラフの中身を見ても、もちろん全体の収入金額も圧倒的に低いし、1人当たりの年収、つまり稼ぎも大変低いということがわかつています。

このようにDV被害にあった、性暴力被害にあった被害者と別れる、单身になる女性たちや母子は極まりない貧困状況に叩き落とされるわけですが、こういう方たちがシェルターを利用されたり、様々な支援システムをくぐり抜けて、具体的に自立を始める時に、当然生活保護の受給に頼らざるを得ない状況にあります。

●●● 生活保護受給率の高さ

- 北海道内のシェルター「ウィメンズ結」
- ・ 2003年から2013年の10年間で
 - 電話相談 4,991
 - うちDV相談 4,717
 - 面接相談 6,094
 - うちDV相談 5,969
- 総数11,085
シェルター利用者 139件

3

●●● シェルター退所後の生計

生活保護	88%	116人
年金	2%	3人
就労	7%	9人
婚姻費用分担金	3%	4人
不明		7人

4

これは北海道内のシェルターで「ウィメンズ結」というところが、2003年から2013年の10年間の統計をまとめたものですが、シェルター利用者が139件ありました。シェルター利用者139人のうちシェルターを退所後にどのような生計を立てているかという調べで、生活保護を受けた方が88%、116人に及んでいます。これはかなり高い率になります。同じ調査で、多分これは明日の分科会に資料として提供されると思うのですが、北海道シェルターネットの皆さんが、DVシェルターを利用した方々の就労率とか経済的な状況を調べられたデータを先に見せていただきました。そのデータによると、シェルター退所後の生計がどのように立てられているか、これは北海道シェルターネットの調査では212名のシェルター退所者を対象にしているのですが、こちらでは生活保護受給者が71%に上っています。これは北海道内、8シェルターの平均ですので、少なくとも7割以上の方々がシェルターを退所したあと、生活保護の受給に頼らざるを得ないという数字が出ています。多分この数字は全国各地のシェルターでも似たような傾向が出てくるのではないかと私は思っております。

こうした生活保護に頼らざるを得ない状況というのは、更に当事者を過酷な生活実態に陥らせるわけですが、ご存じのように生活保護財政というのが不正受給などを理由にして大変窮迫してきたことなどもあり、新たな生活保護法の改正、私は改悪だと思っておりますが、それがなされて、例えば生活保護の受給条件を

厳しく審査する、あるいは扶養照会を義務付ける、ということが行なわれています。これまでも生活保護の受給にあたって、「DV と言えどいつでも生活保護を取れると思うな」、とはっきり拒否をする窓口の職員も実はおりましたし、それからケースワーカーが就労率、生活保護を打ち切るパーセンテージを高めるために、「早く仕事をしなさい、早く就労しなさい、アルバイトでもよいからとにかく稼ごうなさい」というふうに、いわば就労指導を厳しくする。中には「あなたは女なんだから、売るものがあるだろう」、とはっきり売春をそそのかされたケースもありましたし、中には「人の体には腎臓が二つあるのだから、一つを売ってでも生活費の足しにしたらどうだ」と言われた方もいます。こういうケースについてはもちろん、シェルターネットとしては抗議を申し出てまいりました。そのように、生活保護を受けざるを得ない、生活保護を支えにして当面の生活をしのいで行かなくてはならないという DV シングルマザーたちにとって、生活保護行政の厳しさも大変大きな問題となっております。もちろん、生活保護受給手続きについては加害者情報を遮断して、彼女、ご本人が保護を受けていることによって相手側に情報が伝わらないように、当然扶養照会もシャットアウトしてもらいますし、安全な手続きをするための様々な配慮がなされることになっているのですが、残念ながらその辺が上手く行っていないことが多いです。

そういう状況の中で、当事者の方々は当面生活保護を受けながらもなんとか自分自身の生活を再建していきたいということで、必死の努力を続けられます。

これはどういう生活費の構成になっているかという表でございます。同じく内閣府の調査によるものでございます。これを見ると生活保護よりも、就労による収入がはるかに多いということがわかります。これは当座この方々が生活保護を受給されるけれども、例えばパートアルバイトを複数重ねながらもなんとか自分自身で、自力で収入を得たいと努力をされている

方々が実は多いということです。「現在仕事を持っていますか？」という表でも勤め人（パートタイム等）で働いている人が4割、フルタイムとして働いている人が22%ということで、仕事をしていない人よりも、仕事をしている人が多いです。ところが、圧倒的に就労先での賃金がとても安い。実際にパートやアルバイトで、時給で働いている女性たちは生活保護費に換算すると、生活保護費よりも更に低い時給で仕事をさせられているということがわかっています。何とか生活保護から抜け出したい女性たちは、先ほど申しあげましたように、いくつもの仕事をつなぎ繋げて、渡り歩いています。朝は新聞配達、昼はコンビニのレジを打つ、夜になったらスナックのアルバイトをするなどして、2つ3つの仕事を抱えながら自分と子供たちの口を養うということをしているわけです。その仕事の疲れから、過労から病気になって亡くなってしまったり、あるいはそういう明け暮れの中で自死をなされた方もたくさんいらっしゃいます。

ここに出してあるのは平成24年度の男女共同参画白書から出しました男女の賃金の表です。年収300万円以下の女性たちが66%もいる。それに対して300万円以下の男性は23.9%。この数字を示したくて出したものですが、先ほど戒能さんからお話がありましたように、女性たちはずっと貧乏でした。今でも男性の賃金と女性の賃金は正規の労働者の比較でも6割です。圧倒的多数のパート、非常勤で働いている女性の総収入と男性の総収入を比較すると、とてつもない格差になるのが想像するのも恐ろしいような気がします。先ほどお示したのは、300万円以下の労働者のケースでした。これは非正規雇用の女性が実は63.1%働いていて、男性は22.8%働いているという感じですね。圧倒的に女性たちは正規雇用の道から閉ざされているという表です。

先ほどもお話ししましたように、せっかく暴力被害の中から安全に自分と子供を救い出した、と思ったとたんに、次には食べていくため



の経済的な困難に女性たちは立ち向かわなくてははいけない。私たちは「シェルターを出てからが、本格的に当事者たちの闘いが始まるんだ」、と考えていますし、DV防止法にも国、都道府県、地方公共団体が自立支援責務を負うということが書きこまれています。国のDV基本方針の中にも「被害者の立場に立った切れ目のない支援」を実現することが書きこまれているわけですが、切れ目のない支援で最も重要なのは、シェルターを出た後に、新しい地域で新しい関係を築いて地域社会の中で生活を作っていくということなのですから、そこが最も困難な構造が日本の社会の中には横たわっていると思います。

●●● DV被害と子どもの貧困

- 暴力と貧困は連動しあっている。
- DV被害女性の経済的困窮は子どもの人生を奪う。
- 250万円未満の所得世帯のうち「児童のいる世帯」は8.9%
- 250万円未満の所得世帯のうち「母子世帯」は60.8%

5

暴力と貧困は連動し合っています。暴力被害の元から直ちに貧困に叩き落とされるということもある。それから貧困な家庭の中で暴力が繰り返されていくということもある。先ほど戒能さんや田端さんがお話しになったように、女性が経済的に自立する、一人の市民として自分の生活を自分で立てていくということができない限りは、例えば夫からの、例えば父親からの、他者からの暴力支配を受けざるを得なくなる、あるいは暴力支配に耐えていかなければいけないという構造があるわけです。たくさんDV被害女性たちが「この子が大学を出るまでは、この子を大人にするまでは」というふうに、絶え間ない暴力に耐え続けているという実態を私たちは知っています。

DV被害女性の経済的な困窮というのは即座にそのまま子どもの人生に影響します。そして

子どもの人生を左右し、時には人生そのものを奪ってしまうことになります。250万円未満の世帯の内、子どもがいる世帯というのが8.9%。250万未満の所得世帯の内、なんと母子世帯は60.8%です。ですから低所得の層の中に母子世帯の層がたくさんいて、子どもがいて低所得という層は、母子世帯、DVシングルマザーに集中しているということが、この数字からも言えると思います。

では、DV被害女性や性的暴力を受けて大変な困難を抱えた女性たちが自ら経済的な自立を果たすことがどのようにしたらできるのか、なぜそれが難しいのか、というお話をいたします。

一つは日本の雇用政策の中で女性は周辺化されている。つまりまともな労働者として扱われていない。その上に子どもがいる、ケガをしている、体が丈夫じゃない、心身の不調があるという女性たちが正規の職場に参入するというのはほぼ不可能です。従ってパートですとかアルバイトですとか、使い捨ての労働力として、何とか日銭を稼いで行かなくてはならないということになるわけです。

日本の労働政策、雇用状況がますます女性たちにとって困難を極めている状況にあります。先ほどからお話ししておりますように、不当な大きな賃金格差がある。それからいつ解雇されるかわからない不安定な身分で女性たちが働かされている現状がある。格差賃金、不安定雇用、そしてこれはセクハラ付きです。どこの職場でも性暴力支配が充満している。それが、今女性たちが置かれている雇用現場の現実ではないかと思っています。

そういうところに心身の回復の途上にある女性たちが、正規労働者として、つまり一人前の労働者として働き続けられるかどうかというのはすごく難しい問題です。多くの女性たちは、心身に深い痛手を負っていますので、ほとんどの女性たちが多くの診療科を受診していて、尚且つその回復には長い時間がかかるということがわかっています。これも内閣府の自立支援調査からです。「暴力被害で精神的に不調をきた

●●● DV被害女性と就労の困難

- 90%のDV被害女性が心身の不調を訴えている。
- 被害女性を苦しめているのは精神的暴力である。
- 被害女性は複数の診療科を受診している。(調査に応えた799人中484人が受診)
- 心身の回復には長い時間がかかる。

6

したことがあるか」という問いに「ある」と答えたのは90.1%です。ほとんどの人が、つまり100%の人がなんらかの被害を受けていると私は思っています。この暴力ですが、精神的な暴力が最も大きい、続いて身体的暴力ですね。それから性的暴力と続いています。それから「どちらで診察を受けましたか」という問いについて、最も多いのは整形外科です。つまり怪我をして、刺されて、骨を折って、何としても病院に行かなければいけないという人が整形外科や外科に行く。これがかなりの数字に上っています。これを二つ合わせると67%になるわけです。もちろん複数回答の数字になっています。つづいて心療内科、内科、精神科。つまり心のトラブル、つまり精神的な不調で病院に行かなければなくなった人たちが、これも併せると67～68%になるわけです。だから身体的なケガと、メンタルなサポートのために、当事者のほとんどが病院に行っている。そして、驚くべき数字は、救急外来の20.9%です。10人に2人が生命を脅かされる重篤な状態で救急病院に搬送されているのです。殴り殺されそうになったとか、階段から叩き落されて脳挫傷になったとか、そういう状態で運び込まれている人が、10人に2人はいる。このくらい心身のダメージが大変大きいということがわかっています。

従ってこういう方々がシェルターを出た後、ある程度の期間を経てから経済的な自立を果たす、就労するためには大変な困難が横たわっています。こういう人たちが本当に回復していくためにはゆっくりとした支援策というのが必要

です。もちろん、生活保護をきちんと支給するというに加えて、こういう被害を受けた方たちに向けて特別な就労支援策というものを私たちの社会は用意する必要があるのではないかと思います。

●●● 性差別の構造と女性の貧困

- DV・性暴力は性差別の構造から不断に生み出される犯罪
- 暴力⇔貧困
- 暴力・女性の貧困⇒可視化
- 複合的な差別による女性の不利益
- 女性の人権を確立するためのとりくみを

7

DV・性暴力は、性差別の構造から、つまり男がえらくて女は付き従うものだという男性中心主義の家父長制度に則ったこの国の文化的、歴史的、社会的な構造の上に成り立っていて、夫は何をやってもよいのだ、という意識を社会が容認している限り、延々と生み出され続ける犯罪だと私は思っています。

暴力と貧困はひとつながりです。暴力と女性の貧困について更に私たちは社会にもっと見えるようにして行かなくてはならないと思います。つまり女は貧乏で当たり前、女は暴力を振るわれて当たり前ということだけが世の中におっていて、しかし、どんな人間も暴力を一方的に振るわれてよい人はいないわけですし、たまたま女に生まれたから、たまたま暴力被害のある家に生まれた子どもだからということだけで、経済的理由で人生を左右されることがあってはならないと私は思いますが、こういう暴力や社会の仕組みがどこから生まれてきているのかということは、多分大沢さんのお話にもあると思いますけれども、様々に複合的に絡み合った差別によって、女性が更に不利益に落とし込まれてきたということだと思います。憲法があって労働基準法があって雇用均等法があってDV禁止法があって、様々な女性の人権にかかわる法律はできてきましたけれども、女性の貧



困は更に過酷化していますし、暴力支配は決して軽減することがない。暴力によって殺される人たちが減っていかない社会に今私たちは生きています。暴力が過酷化すればするほど、女性にとっての貧困というのは更に深刻化するという相関図がここにあると思います。女性の人権を確立するために、つまり私たちが一人前の市民として一人の人間として与えられた人生を豊かに全うすることができる社会、そういう仕組みをどこからどう作り上げていくのか、というのが今私たちの前にはだかっている大変大きな課題だと思っています。

私は暴力支配の根源に性差別の構造があると申しあげましたけれども、この社会の仕組みは、社会保障から税制から戸籍制度から何から何まで性差別の構造の上に成り立っている。そこをどう作りかえていくのかというのは本当に大きな仕事だと思っています。けれども、私たちには必ずできる方法があると思いますし、やらなければならない方法があると思います。それをこの後のお二方のお話とともに考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

戒能：どうもありがとうございました。働けど働けどますます貧しくなるばかり、そして病気になってしまう、というような日本の女性の状況。そして男女別に見る賃金格差は少しずつ縮まってきているように見えるけれども、国際社会と比較してみると本当によくわかるのです。格差は厳然としてあります。そして、不安定な雇用、職場の中での性的な攻撃、さらに家に帰ればDV、そういう状況の中でDVや女性に対する暴力の被害を受けた女性たちが就労していくことの困難、その困難を乗り越えるための社会的な支援が行なわれていないということ、その背景には性差別社会の仕組みが横たわっている。その社会のあり方自体を変えなければいけないという、大変現場の活動に裏打ちされた、力強いメッセージが寄せられたと思います。

その次、戒能のパワーポイントの資料をご覧ください。女性に対する暴力と「貧困」、法・

制度の側面から、ということでございます。

1. 一時保護所・民間女性シェルター利用者の経済的困難

- ・一時保護所入所直前に、何らかの経済的困難があった女性が半数以上(55.5%)
- ・経済的困窮、生保受給中、借金など
- ・入所直前に居住をすでに喪失している場合もある
→ ネットカフェ、路上生活、車上生活、住込先退去、退院先なし
- ・夫の状況も不安定・失業中、働かない
- ・民間女性シェルター入所直前の女性の状況も同様
→ 生活困窮、借金・サラ金、家賃滞納、立ち退き、路上生活、住込先退去、退院先なし
- ・多くの利用者が、夫の暴力と経済的困難および精神的ダメージという複合的困難を抱えている
(厚生労働科学研究調査、2010～2012)

少しデータを申し上げたいと思います。厚生労働省から補助金を頂きまして、全国47都道府県にあります、49か所すべての一時保護所、それからシェルターネットにご協力いただきまして、その調査時点でシェルター機能を持っている50か所の民間シェルターの利用者の方々の状況を調査いたしました。そこに書いている通りなのですが、入所直前に多くの女性たち、半数以上の女性たちが経済的困難を抱えていること。それからもう一つ経済的困窮という問題を考えるときに、住まいの問題というのが非常に大きい。既に住まいを喪失している場合も多くあって、路上生活や車上生活を送らざるを得ない女性たちが大変多くいらっしゃる。それから夫の状況はどうかということなのですが、古典的な酒乱、薬物依存とかそういう状況もあるのですが、近年の特徴として、失業中である、そして働かない夫たち、という姿が浮き彫りにされてきました。民間シェルターの状況も同様です。先ほど近藤さんのお話の中に複合的な困難というご指摘がありましたが正にその通りで、暴力の被害を受けている、それから離婚に直面しなければいけない。それとともに生活困窮、借金、サラ金ですね。家賃が払えない、住みこみで働いていてもそこから追い出されてしまうなど、経済的な問題を抱えている女性たちの姿が浮き彫りになりました。

それに加えて精神的なダメージ。暴力と貧困と精神的なダメージと、そこには書かなかったのですが、社会的な孤立をせざるを得ない女性

たちの状況が出ています。それをグラフに表したのが、次のグラフです。これは民間のシェルターを利用される女性たちの状況で、ご覧いただければわかりますが、暴力、離婚問題、生活困窮、サラ金、借金、そしてうつなどの精神的な疾病や疾患。その他というのは、子どもの問題が多くございました。

もう一つ、シェルターを出た後の支援先として母子生活支援施設があります。母子生活支援施設というのは児童福祉法の施設です。母子の生活を支援していくという場なのですが、全国で現在269施設がありますが、減少傾向にあります。それは市が財政の問題を抱えていて閉じてしまう、という問題も多くあるということです。ここでも実は暴力、DV、児童虐待を理由として入所される方が増えていると聞いています。それと同時に貧困の問題も深刻で、新しく入っていらっしゃる方の8割以上が暴力と貧困を抱えているということです。

母子生活支援施設ですから、お母さんが働いているという場合が多いのですが、非正規雇用が圧倒的であるということがひとつ。そして正規雇用であっても、非正規雇用と同じように大変低い所得であるということです。

従って、先ほどのお話の通り、働いていても生活保護を受給せざるを得ない大変低い賃金しかもらっていない。それと同時に暴力のダメージから、就労できない、就労しないというお母さんも多くいらっしゃるということです。

もう一つ、その次のページを見ていただきたいのですが、これは婦人保護施設の三つの機関というのがあって、売春防止法に規定されているのですが、婦人相談所、婦人相談員、そしてもう一つの婦人保護機関として婦人保護施設があります。婦人相談所は各都道府県必ず設置しなければいけないということに対して、婦人保護施設は任意設置です。ですから現在設置していない県が8県ございます。全国で49ヶ所。こちらもち財政の問題もあるのですが、女性たちの現状を直視して、必要な女性たちが本当に利用できるような状況になっているか、とい

うとそうではなく、大変厳しい状況にあります。

そして、婦人保護施設をご利用なさる方々の状況を見ても、同様のことが言えます。やはり暴力の問題が圧倒的に多い。それから行くところが無い、住むところが無い、親族も家族も頼りにできないという状況があります。東京都の婦人保護施設の方々が調査をなさっているのですけれども、入所に至った背景としては、9割近くが生活困難です。生活困難というのは経済的な問題が一番大きいわけですが、それによって暮らしづくりが大変難しくなっている。生きていくことが難しくなっていくということなのです。それと同時に婦人保護施設を利用なさる方の3割以上が、経済的な困難が就労だけでなく、学校で学ぶ機会も奪ってしまいます。そういうこともあり、親からの性暴力を受けて家出するということもあり、売春という経験者は3割以上も占めているという状況が調査で明らかになっております。

4. 女性たちの「生活困難」

「個人のライフコースの様々な場面で生じる困難が複合化して影響力を増し、固定化し、連鎖する状況」
—DV被害による身体的・精神的被害、夫の追跡、離婚手続き、精神的ダメージ、就職・住居探しの困難、不安定・低賃金、子どもの問題、社会的孤立など
—性虐待・家出、就学・就業機会の喪失、借金、売春、精神的ダメージ、社会的孤立など
◀暴力が大きな要因
(内閣府男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」2009)

国の調査ですが、2009年にこのような報告書が出ています。一人一人の女性のライフコースの小さい時、思春期、少し大人になってから、成人してから、高齢になってからというライフコースの様々な場面で生じる困難が複合化していき、適切な支援がなければ、連鎖し固定化する状況があるということなのです。その背景には暴力の問題が大きな要因として横たわっているということ、この男女共同参画会議の報告書でも言っております。

では、DV被害を受けた方に対して、法はどのように対応しているのかということになりま



すが、ご存じのようにDV法における被害者支援システムというのは限界をあらわにしていると考えております。DV法独自のDV被害者の方が必要なニーズに対応した支援が樹立されているわけではなく、既存の制度を組み合わせながら、あるいは地域の社会資源を支援する側が組み合わせながら、苦勞しながら支援していかざるを得ないということなのです。それと、もう一つはDV法が出来て、枠組みができますと、DV法の対象は、今回の法改正で、同居する交際相手というところまでは広がりましたが、枠づけが行なわれます。この枠に入った人だけが支援を受けられるのですよ、ということになるわけです。そうすると、私たちの社会には、あるいは被害者支援の側からいえば、制度の狭間に取り残された女性たちの問題が出てきます。例えば、18歳、19歳という、児童福祉法での18歳未満という対象にあたらない女性たち。だけれど様々な性被害を受けているかもしれない女性たち。その女性たちに対する制度的な対応がつけられていない。同時に社会資源が非常に乏しいという現状があります。外国籍の女性、障害のある、より被害が見えにくい女性たち、それからセクシャルマイノリティの方々など、実はまだ制度から取り残された多くの人々がいらっしゃるということなのです。DV法だけでは支援ができないという現状のなかで様々な法制度、社会資源を活用して支援をしていく。特に生活再建についてDV法の2条では「行政の責務」として明記されているのですが、何の手立てもなく、例えば県は何の手立てもないから市にお任せするしかないという状況がずっと続いていて、そこをどうしようという議論には残念ながらなっていないわけです。それでは母子福祉法制や労働法制は頼りになるのだろうか、使えるのだろうかということなのですが、母子福祉法制は2002年以降の所得補償から転換して、就労促進、働きなさいということで、自立促進政策へ大きく転換いたしました。その延長線上に、生活保護の問題もあって、これは前の国会では廃案になったのですが、新聞報道によ

るとまた出てくるということです。生活困窮者自立支援法案というのが考えられていて、就労促進路線です。生活保護の基準的評価ということで切り下げは既に夏から始まっていて、生活保護受給者以外にも実は大きな影響を与えるのだということです。

7. 女性労働法制

・男女雇用機会均等法改正

2013労働政策審議会雇用均等分科会

「今後の男女雇用機会均等対策」

→省令・指針の改訂にとどまる

＊SH指針一事後対応でのメンタルヘルス対応、同性間のSHにも対応明記

◆賃金格差（100対73.3、非正規は半分）

→均等法への「差別」概念明記、職務評価の基準、均等法指針の「雇用管理区分」

それでは、働く権利の保障、女性が働いて生きていくための法制度はどうなっているかということです。男女雇用機会均等法の改正ですが、そこに書いてある通り、省令や指針の改訂にとどまり、男女賃金格差ですね、正規労働者の場合100対73、それが非正規になりますと、100対50になっていくという大きなひずみがあるわけですが、そこをどのように法制度が対応していくのか、核心のところにはっていないということです。

DVの被害者からお話を始めましたが、セクシャルハラスメント、ちょっと長いものですがからSHと表記いたしました。これはセクシャルハラスメントです。セクシャルハラスメントを受けて、そこからどう健康を回復し、再び生活を立て直して行くのか、ということ。それから性虐待を思春期に受けた、そのことによって就労や就学の十分な機会がないまま社会的孤立、人間的関係を結べないまま大人になっていき、そこから就労の機会も保障されず貧困の問題に直面する女性たち。性暴力被害を受けた女性たちも同様に被害の回復の過程で、あるいはその後に、どのように権利を回復しているのか、働いていき、自分の力で生きていく権利をどう回復しているのかというところが、残念ながら、

ほとんど何もないという状況があります。セクシャルハラスメントは労災の基準の改訂は行われましたが、職場の現状は先ほどのお話の通りで、深刻化しているにも関わらず、セクシャルハラスメント裁判を訴えた時に、裁判所のなんと認識不足か、全く認識が無い、あるいは冷たさというのを痛感せざるを得ません。緊急時の支援ということだけではなくて、これは婦人保護施設の方がいつも力を込めておっしゃっているのですが、経済的な自立支援を含めて中長期的な被害者支援体制が今私たちには求められているのではないかと思います。

9. 女性支援法制定へ向けて

- ・婦人保護事業の見直しが必要
現行の女性支援—母子福祉・婦人保護事業
- ・女性の「貧困化」と生活困難、その背後にある「女性に対する暴力」
- ・総合的な女性支援システムが必要
- ・制度の狭間にある女性やLGBTに対する支援
- ・女性の分断と序列化を超えて

従って、法律の観点からいうと、一つは現代社会において複合的な困難を抱え総合的な支援を必要としている女性への支援の仕組みが必要であろうということです。売春防止法の婦人保護事業は、売る女性と売らない女性というふうに常に日本の保護政策は女性を序列化し、分断化してきました。非婚の母、結婚している母、離婚した母というように、分断化もされてきましたが、そういう分断と序列化を超えた新しい法の仕組みを、性暴力禁止法も含めて、女性の人権の観点からつくっていかないと、この状況は大きく変わらないのではないかと考えております。

本当に実効性のある法律ができたとしても、その法律が本当に役に立っているのか、支援のために使えるのか、当事者の女性たちが生き直していく、あるいは新たに生活の場を求めて生きていくために本当に力になれるような法制度をつくっていかねばならないと考えており

10. 新たな女性支援制度の構築

- ・女性やLGBTの人権保障を中核とした基本理念
- ・有機的連携に基づく実効性ある総合的支援の「切れ目のない」しくみ

<参考>

厚生労働省「婦人保護事業等の課題に関する検討会」（2012～）

ます。

ということで、私の話は終わらせていただいて、次に大沢真理さんから話を頂きたいと思っています。「再分配が貧困を深める国ニッポン」ということです。たくさんグラフが出てまいりますが、データに基づいてお話いただけると思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

大沢：戒能さん、どうもありがとうございます。また近藤さんのお話からもたくさん学ぶところがありました。それからシンポジストの紹介の中で戒能さんが「大震災後、いち早く被災地を訪れて」、とおっしゃったのですが、それは違います。私は震災後2週間ぐらい圧倒的な無力感に打ちひしがれて、社会科学の研究者になったことを後悔までいたしました。何もできない、どうしてこういうときに役に立つ職業に就いていなかったのだろう、というふうに思わざるを得なかったわけです。

しかし、その後東京で「災害・復興と男女共同参画、6.11 シンポジウム」という集会を堂本暁子元千葉県知事と一緒に開催し、その時に田端八重子さんにも来ていただきました。その後初めて被災地をお訪ねしたのは、2012年の1月と2月です。一番寒い時に行かなければいけないということだけは思っておりました。その時は気仙沼を訪ね、今年の1月と2月に釜石、6月には宮古までお訪ねしました。その際に重茂まで行かせていただきましたけれど、それほど頻繁にお訪ねしているわけではなく、むしろこれからもっとかかわりを深めさせていただ



大沢 真理 さん

うと思っているところで
す。

今日の私の話はどちらかというとな国平均のお話なのですが、その中で少しでも地域格差というようなことを織り交ぜていきたいと思っています。

目次

1. 相対的貧困率:
日本での推移、年齢階級別、国際比較、
現役人口(可処分所得と市場所得)、その効果(貧困削減率)
2. 分配の劣化:
1人当たり雇用者報酬の推移、雇用保護は強いのか、
成長が輸出依存に、女性の稼働力と現役人口の貧困、
日本は共稼ぎでも貧困
3. 有効でない再分配:
給与収入の分布の推移と税負担、歳入の内訳の推移、社会保
障給付費の推移、どんな給付が貧困率の低さと関連するか、
共稼ぎ世帯(およびひとり親世帯)にはマイナスの再分配
4. 日本の貧困層の特徴
5. どうしても必要な税・社会保障改革

最初は目次で、その後いろいろな道具立てがありまして、その道具立てについてまずは説明をしないと、これからのお話がわかりにくくなると思って説明をさせていただいております。

「貧困」と一口に言いますが、国際的な貧困について比較したり、改善策を考えたりするときに使われている定義が、「相対的貧困」です。資料に書いてありますように、世帯の規模をならします。それを等価、等しい価値にするといいます。それから「可処分所得」というもので見ます。可処分所得については、簡単に言うと「手取り」です。そうではない当初所得、市場所得というのは税込とっていただいております。

世帯の規模をどうやってならすのか。1人の世帯と5人、6人という世帯があるときに、単純にその人数で割ると、規模の経済性というのですが、1人では食えないのが2人、3人だと食える、という面を勘案できないので、ちょっと複雑なのですが、世帯のメンバー、家族の人数の平方根、ルートを取りましてそれで割る、

たかが所得、されど所得

- ・ 国際的な貧困の定義(相対的貧困)
世帯の規模をならした「等価可処分所得」の「中央値」の50%未満の低所得。その人口に占める比率が貧困率
日本では生活保護基準とだいたい重なる。
貧困率と生活保護率の差→生活保護の捕捉率を反映
- ・ 分配と再分配の区別
政府が所得再分配しない場合の分配は「当初所得(市場所得)」「(規制やサービス給付の効果は反映)
政府による所得「再分配」(税・社会保険料を徴収し、社会保障を給付する)の結果が「可処分所得」。
ただし直接税と現金給付のみ
- ・ 所得が低いと社会参加がむずかしくなる
所得が低くても生活が豊かな(精神的に?)というケースを否定しないが

ということをしします。4人家族でしたら2で割る、9人家族であったら3で割るという、昔中学でやったルートを思い出していただきたいのですが、そしてその中央値というものを取ります。これがまたややこしいのですが、なぜ平均値ではなく中央値なのか、といいますと、賃金や所得のようなデータというのは、0以下マイナスはありません。借金しているのはそれとはまた別なことです。ただ、上の方は、賃金というのはそれほどでもないのですが、所得ではキリもなく高い人がいます。そうすると平均所得は上の方に引っ張られてしまうのです。そのため、中央値を取るようになります。その50%未満の低所得を相対的貧困と定義します。

そういった低所得の世帯で暮らす人々が人口の全体に占める比率が貧困率です。日本ではこれは生活保護基準と大体重なことが確かめられています。といいますと、貧困率と生活保護率、これは実人員で見ると日本では2%を超えると大騒ぎになります。しかし貧困率は次のグラフで出てくるように、直近で16%を超えております。この貧困率と生活保護率の差は、生活保護がどれだけ低所得の人に届いているか、という捕捉率の問題を反映するものでもあります。

税込と手取りの話をしていただきましたけれども、この税込ですね。これは政府が所得再分配しない場合の分配なので「再」をつけないで単に分配と申します。ただし、政府が何か労働市場の規制をする、あるいは保育、介護、その他の社会サービスを給付する、そういった効果はこの

当初所得（市場所得）に反映します。保険証があるから安心して病気が早く治って職場復帰も早くなる、という人の所得に、例えば医療保険という制度は反映するわけです。それに対して可処分所得というのは、政府が税と社会保険料を徴収し、社会保障の現金給付をする。社会保障の現金給付というのは例えば子ども手当、潰されちゃいましたけれど、失業手当、あるいは典型的なものは年金ですけれど、児童扶養手当などもございます。

そういったものを行った結果が可処分所得、その世帯にとって使えるお金、ということになります。ここで税金と言っているのは、直接税だけです。間接税である消費税は可処分所得の使いでがどれだけあるか、例えば100円のものを買おうとしたら、105円取られてしまう、そこで使いでが減ってくるというので、間接税がそこに表れるのですけれども、可処分所得に反映するのは直接税だけです。

この相対的貧困という言葉聞いて「それって比較の問題でしょ」、という人もいます。それから曾野綾子さんのような人は、インドやアフリカの事を考えろ、と。絶対的貧困の中に生きている人がいるときに、日本の中で貧困といってもたかが知れていると、「絶対貧困」という本を書いているのです。最近ではセクハラとかマタハラとか、汚い言葉だから使いたくありません、子どもを持った女性は一旦仕事をお辞めになったらどうですか？と発言しています。

所得が低くても精神が豊かならよいのではない、という人が出てきます。それを私は否定しませんけれども、所得がある一定よりも低くなると、できることが大変限られてきます。これは生活の質に関する様々な調査項目を所得のデータと突き合わせてみることによってわかります。典型的なのは水道やガス、電気料金が払えなくなる、家賃も滞納する、それから家族にとって必要な食糧が買えない、あるいは下着が買えないことがある、医者にかかろうにも自己負担の額が心配で行けない。特に歯医者さんにはなかなか行けない、というようなことで表れ

てきます。

相対的貧困率について日本政府は、2009年の4月という旧自民政権の末期まで、一度も計測してきませんでした。このグラフは民主党に政権が代わって何ヶ月後かに、厚生労働省が発表したものです。政権が代わって一ヶ月後に長妻昭、当時の厚生労働大臣が記者会見を開いて発表しておりますが、その時は直近の数値だけでした。それから次の年の7月になって、遡ることができる85年まで遡った結果を厚生労働省が発表いたしました。その結果として直近で貧困率は最悪になっています。太いグラフが全人口の貧困率です。大人が一人とか二人以上とかいてあるのは、子どもがいる世帯のことですので、大人が一人という世帯は一人親世帯です。その9割以上は母子世帯であるということは皆さんよくご存じだと思います。

実際日本の貧困基準というのはどんなものなの、ということで、この時は年収112万円。可処分所得です。手取りです。それから世帯の人数が4人だったらその2倍なければいけないし、というようなものでございます。大人が一人、ほとんどが母子世帯なのですけれども、貧困線の近くに非常に密集しているので、多少貧困線が動くことによってかなり数値が変わってきます。資料に書いておくのを忘れてしまったのですが、調査の度に貧困基準は動きます。世の中全体の所得の分布が動けば貧困基準自体も動きます。一番高かったのは97年です。ですから平成9年ですね。その時の貧困基準は130万円でした。それが何年かかけて、112万円までずり落ちてきたわけです。その結果としてこの辺に密集している母子世帯に関しては貧困率が下がったように見えるというか、実際下がっているわけですが、その他の世帯が同時にずり落ちてきたということもあって、こういう状況になっています。母子世帯の経済状況が決して改善していないということは戒能さんのお話の中でも、近藤さんのお話でも明らかだったと思います。

次は時系列比較です、国際比較の。お手元の



ものは色が無いので見にくいのですけれども。青信号からだんだん黄色になって赤になってきた、グラフ自体は子どもと現役の年齢層では下から上に動き、高齢者では実は貧困率は下がってきました。つまり、日本の1980年代の貧困とは何よりも高齢者の問題でした。それが下がってきた、特に前期高齢者で下がってきたのは年金制度が成熟したおかげと言ってもよろしいと思います。それに対して若年層、子ども、中年のところでも軒並み上昇してきています。それを国際比較してみますと、80年代にも日本の貧困率は決して低くはなかったのです。その後、上昇して、OECDのワーストクラスになりました。来賓ご挨拶で熊坂さんがおっしゃっていた、「何番目に悪い」、というのはここです。これはいくつかの国しか取っていないのですけれども、OECD諸国全部取っても日本は3番目か4番目にきます。それから高齢人口だけに限っても7番目くらいになっています。このグラフはいろいろと読み取れることが多いのですね。日本のように一本調子で上がってきた国もあれば、イギリスのようにサッチャー政権時には高くなったけれども、労働党が返り咲いたら低くなったという国もあります。スウェーデンは優等生でしたが、近年上がっているのは、中道右派政権が出てきたことと無縁ではないと思います。

年齢階級別に直近のところで比べてみると、アメリカはワーストなのですから、日本は51歳から65歳のところではアメリカよりも高くなってしまっています。子どもがアメリカほどではないというあたりが救いになっているところです。もちろんそれ自体としてヨーロッパの国よりもとても高いというのは懸念材料です。

これからは65歳未満の現役人口に絞ってお話をします。手取りのところでふつう貧困率は取ります。ですから、これは手取り、可処分所得の貧困率です。労働年齢人口（現役人口）で見ても、日本の貧困率は80年代、Japan as No1.と言われ、世界第2の経済大国になった

とって自信を深めていたあの時代にも、現役の貧困率は低くありませんでした。最近ではアメリカ並みになってきたということです。ところが市場所得、税込のところで貧困率をかりに計測してみると面白いことがわかるのです。可処分所得では非常に優秀なフランスなどは、市場所得のところではかなり高い貧困率が出てきます。どういうことかということ、社会保障以外に収入がないケースが多いのです。これは現役人口ですから、年金ではありません。逆に言うと失業手当で食べていける、貧困から脱出できるシステムを持っていることを示しています。日本は市場所得レベルの貧困率が低かったのがだんだん上がってきています。そこには失業率の上昇とか、雇用の非正規化が反映されています。

問題はこのように市場所得レベルの数値が上がってきたときに、再分配がどれだけ有効であるか、ということです。それを示すのが貧困削減率という道具です。何をするかというと、政府が直接税と社会保障負担を徴収します。そして社会保障の現金給付を行います。それによって貧困がどれだけ削減されるかという度合を示します。恐ろしいことに1980年代の段階では日本の貧困削減率は現役人口にとってマイナスでした。政府が社会保障も税制も動かさなければ、貧困じゃなかった人も貧困になってしまうことを示しています。その後いくらなんでも上がってきたわけですから、2000年代半ばから停滞しています。そのためにヨーロッパ諸国とは大きな差が出来ているわけです。ヨーロッパ諸国の80%とか70%の貧困削減率というのは、政府が社会保障をしてくれる、税制を動かしてくれるというおかげで、そうでなければ貧困だった人の7割8割が貧困から脱出できることを示しているわけです。

ここまでのまとめ

- 市場所得(手取り賃金や事業所得、仕送り、企業年金給付=分配)の劣化に対して、政府の再分配による貧困削減率が高まらない。
- 分配の劣化は、失業率の高まり、雇用の非正規化、自営業の衰退による。女性の稼働力が高まらないことも一因。
- 現役人口だけでなく全人口でも同様の状況(図示はしない)。
- 再分配の有効性が高まらない事情も、探る必要がある。

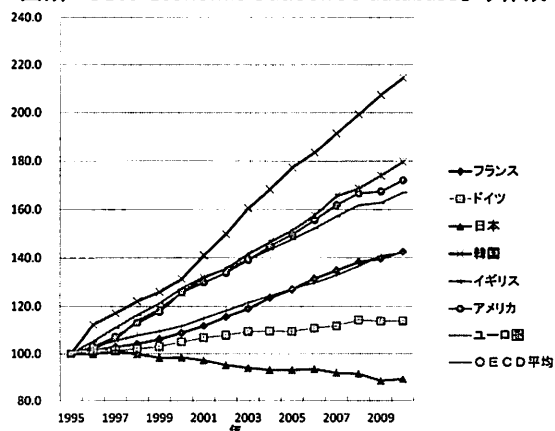
ここまでを簡単にまとめます。市場所得ですね、ここには勤め人なら手取り賃金ですけども、自営業の方も重要です、事業所得。それから仕送りなども受けるここに入ってきます。あるいは企業年金の給付というのも市場所得に入ってきます。日本ではこれが劣化をしてきたわけです。これに対して政府の再分配による貧困削減率が特に2000年代の後半に入って高まっています。分配はなぜ劣化してきたかというと、失業率の高まり、それから雇用の非正規化、そして見逃してならないのが、自営業が衰退してきているということです。そういう中で女性の働いて稼働力が高まらないことも大きな原因です。なぜ再分配の有効性が高まらないのか、ここを探る必要があると考えています。その前に分配がいかに劣化してきたかということを見たいわけですね。

これは一人当たりの雇用者報酬の伸びを見ています。95年を100として民間部門に限定して試しています。日本だけが赤いグラフが100から下に下がっているのが、おわかりだと思います。よく世の中では経営者もそうですし、政治家でもそういうことをおっしゃる方がいらっしやいます。とにかく世界はグローバル大競争の時代だと、高賃金ではやっていられない。どんどん新興国が安い賃金で追いついてきているということを盛んに言うわけです。しかし、これだけの国を取ってみてどの国もグローバル競争にさらされています。激しい競争にさらされているけれども、実際に賃金が低下した国は日本だけです。まあ、ドイツの経営者もかなり渋ちんだということはわかりますけれど、とにかく100を割ってはいないわけです。

それから雇用が非正規化した。失業率が高止まりをしているというときに、日本では正社員の解雇からの保護が強すぎるという人がいます。これはほとんど神話の域に達してしまっていて、そのために手を変え、品を変え、出てきているのですけれども、現在で出てきているのが、限定正社員制度、ジョブ型社員制度。使われている、雇われているジョブがもう必要がなくなったら解雇ができるということで、私はこれを「解雇し放題」と言っています。それから解雇特区などもつくりたいという話も出てきていま

2. 分配の劣化

一人当たり雇用者報酬の伸び、民間部門、1995年=100
90年代後半から賃金が低下したのは日本だけ
出所: OECD Economic Outlook 90 databaseより作成



す。OECDが雇用保護指標というものを開発して、これはもうメンバー国について年々すべて85年まで遡って見ることができます。それで見ていきますと縦軸に正社員、正規雇用の解雇からの保護の強さ。それから横軸に有期雇用の規制の強さを取っています。全て指標化されていますので、点数の配点は0点から6点の間になっています。今、日本の位置はニュージーランドとか、イギリスとか、オーストラリア、規制が弱いと言わ



れるアングロサクソン諸国とほとんど同じところに日本は今います。これ以上どうやって下げるというのか。まあアメリカとカナダという別格の国がいますけれども、アメリカやカナダというのは、保護はしないけれども差別もさせない、オーストラリアもそうなのですから、そういう法体系を持っています。日本は保護もしないけれども、差別もし放題、という国で、これ以上どうしようというのか、というのが私の言いたいところです。

大事なことは、指標は時々改訂されます。今年改訂されたのですが、それで日本の評価はさらに下がったわけです。しかし、2008年にも改訂されました。2008年改訂前の日本の正社員の指標というのは2.4で2008年に改訂されたら1.87でした。そしてこの度の最新の改訂で、やっぱり日本の正しい位置はここだよ、ということになったのです。この改訂をちゃんとフォローしていませんと、日本は2.4だから保護が強いということを書いてしまうことになって、プロの研究者でもそういうことを書いている人がいて恐ろしいな、と思うのですが、まあ、たえず勉強しなければいけないということなのです。

次に2002年から2007年まで経済成長していました。しかし、そこで起こったことは、経済成長はしても、世帯の所得は低下した。それから低所得層ほど大きく低下した、という事実です。この事実を忘れてはいけません。次に男女共同参画白書の平成22年版に出てくるデータを結合したものです。賃金総額の男女比、就業者数とか、年間労働時間、時間当たり賃金ごとに、男性に対する女性の比率を計算して掛け合わせることでこの比率が出ています。日本の女性は男性の0.34しか稼ぐことができない、ここに出てくる国の中で「最低」なだけではなく、90年代の初めに韓国に追い抜かれ、その後も停滞しています。この間男性の収入は劣化しているわけですから、いかに日本の女性の稼働力に改善が無いかがわかんと思います。こうなりますと、家計が苦しくなってきたときに、

日本の家計が典型的に取る行動というのが、「守りに入る」。働きに出て稼ぎを増やすのではなくて、消費を抑える、ということをしてします。それが20年近く続いている消費不況の原因です。原因が結果を呼び、結果がまた原因につながるという非常にネガティブなスパイラルに日本経済は入ってしまっています。

それでは、現役人口の貧困率が高い国というのは、女性の稼働力がどうなのでしょう。日本は女性の稼働力が最も低く、現役の貧困率は3番目に高い国です。ですから日本で貧困問題を解決したい、それからそれを経済のポジティブスパイラルに結び付けていきたいと思ったら、男女賃金格差、それから女性差別の問題に取り組むことが、非常に重要です。この度の雇用機会均等法、法改正は必要なし、という結論になっているのは、こういう現実を全く見ていないからだと思います。

さらに恐ろしい話に、ワーキングプアが日本では多い。働いていても貧困、フルタイムで働いていても貧困、というのをワーキングプアと言ったりします。日本はそこにとどまりません。一家の中で二人以上働いているケースが、日本では現役世代の貧困層のなかで4割占めるのです。こちら側の国では現役で貧困というのは、「一家の中で誰も働いている人がいない」、ということの意味します。4割なんて恐ろしいグラフは、トルコとアイスランド、これがアイスランドです。これがトルコ。そして日本、この3か国しかありません。アイスランドは確かに4割いるのですが、そもそも現役世代の人口の貧困率が日本の半分程度なので、その実情については今後の研究課題です。

こういうことを見ていくと、日本とトルコはとっても似ているような気がいたします。経済の状況は違うのに、なぜこういうところだけ似ているのだらうと思います。

3. 有効でない再分配

給与収入の分布の推移(1985~2010年)と税負担

- 1997年まで平均給与・高所得者割合とも増加
- 1997年以降、逆転(低所得者の割合が増加)
- 2010年の給与収入の分布は、1989年と同じ。
年収300万円未満が40%
- 1989年と2010年を比べると、消費税を含めても高所得層の税率は大幅に低下したが、年収700万円未満層では負担増大
- 個人所得課税の対GDP比は、1990年以降低下。
高所得層・資産家に対する減税を繰り返したため

次に再分配の問題です。日本では再分配が貧困を削減できないだけでなく、かえってある人々に対しては貧困率を高めてしまいます。それはなぜかという、一旦分配の話題に戻ります。日本では97年までは平均給与は上がっていましたし、高所得者割合も増加していました。それが97年をターニングポイントとして、低所得者層の割合は増加し、平均給与も下がる、その結果として2009年の給与収入の分布は1989年と同じになってしまいました。年収300万円未満が40%以上を占めるという点も同じです。この資料では性別に申し上げていくとすみません、先ほど近藤さんからご紹介があったように、女性では3分の2が年収300万円未満、男性ではこれが23.9%、それでも4分の1いるということです。

20年経って元に戻ったわけではありません。89年と2010年を比べると、消費税を含めても高所得層の税率は大幅に低下しています。しかし、年収700万円未満層では負担が増大しています。個人所得課税の対GDP比は1990年以降低下してきました。税金は安くなっているのですが、そういうことで喜んではいけないのです。なぜ安くなったかという高所得層と資産家に対する、ついでに言えば法人企業に対する減税を、政府が繰り返したためにこうなってしまったのです。財政難なので財政再建をしなければならない、ということが非常に大声でいわれるわけですが、そもそも取るべき税金を取ってこなかったという事実があるからです。財務省が作成した資料で2011年

12月、民主党政権時の税制調査会に提出されたものがあります。今の政権でこういうデータを作って公表してもらえるものなのかどうか、私は非常に疑問に思っております。89年ですね、右が2010年。このあいだに高所得層の税負担率が大幅に低下しているということがわかります。でも、年収700万というのがこの辺にありまして、この辺までの層にとっては、2010年のほうが負担が高くなっております。やはり消費税の負担が大きいということがわかります。ちなみにこの黒い太線は子ども手当と高校授業料の実質無償化で、ネットの負担がどうなったかを表しています。なんとここから下は受益なのです。という意味で、子どもがいる低所得世帯にとって、子ども手当と高校授業料の無償化というのが大きな利益といえますか、ためになったことを示しています。だからこ子ども手当という政策は激しく憎まれたということも言えます。

税金を取らなくなって何を取るようになったか、ということです。個人所得税がこれです。90年をピークとして増減はありますけれども、ずっと下がってきました。この後また下がります。この紫色が法人所得課税で、これはもう個人所得課税よりも前から下がり始めました。2000年代の前半に少し上がっているのは、企業だけが潤っていたことを反映しています。先ほども言いましたように、経済は2002年から2007年まで成長していたので、それが反映しています。でも世帯所得はその間も低下し続けていた、ということが個人所得課税の方に若干反映しています。反面、消費課税というのは景気の浮き沈みに対してすごくコンスタントで、税率が上がったら上がるというものです。でも一番恐ろしいのはこのグラフです。社会保障負担が着々と増えておりまして、もはや税收総額と並ぶところまで来ています。世界中でこれだけ国の歳入の大きな部分が社会保障負担で占められている国は珍しい、と言わなければなりません。なぜ恐ろしいかというと、社会保障負担は逆進的なのです。貧しい人ほど負担が重たい



のです。どうしてかという、国民健康保険、国民年金基礎年金の第1号は定額負担であるか、ないし定額負担の部分があります。なので、低所得者にとって非常に重くなります。それから雇われて、厚生年金や社会保険を適用してもらっている人は、「これは所得比例のはずだから逆進性は無いでしょ」、と思われるかもしれないのですけれども、ところがどっこい、「標準報酬最高限」というものがあって、ある一定以上の給料には社会保険料がかかりません。この最高限が、年金では62万円、ずっと据え置かれています。健康保険の方が100万円を超えているのですけれども、年金の方については経営者団体の抵抗が非常に強く、据え置かれています。非常に高所得の人、高給取りの人にとって、社会保険料負担が軽くなる、という現象があります。

貧困率を5%以下という低いところに抑えている国は一体どういうところにお金を使っているのかを見ましょう。貧困率が低い国というのは、デンマーク、スウェーデン、チェコ、オーストリア、ノルウェイ、フランスなどです。そのうち特に北欧諸国ですね、スウェーデンなどでは、サービス給付でなおかつ、医療以外のもの、保育、介護、積極的労働市場政策、例えば職業訓練であるとか、そのような諸々のものに、ですから介護を別にすれば、現役世代、若者、子どもを応援するための社会サービスに大きなお金を使っていることがわかります。他の北欧諸国、ノルウェイとかデンマークでもそうです。日本はOECD平均よりもまだ低いところにおりますが、年金だけでGDPの8.8%を使っています。その年金の大きさというのは、スウェーデンが7.7%ですから、非常に大きいですね。つまり日本の社会的支出、社会保障というのは非常に年金に偏っている、年金に集中しているということが言えます。他にそういう国はどこがあるかといえば、例えばイタリアです。年金だけで14.1%も使っています。それからギリシャです。11.9%も年金だけで使っちゃっている、スペインもそうなのです。ギリシャ、イタ

リア、スペイン、ポルトガル、日本、と並べてくると何が言えるかというと、政府の借金がものすごく大きな国である、同時に大事なことは、このペンションには老齢年金だけではなくて、遺族年金が入っているのです。今あげたすべての国で遺族年金の比重が高いです。つまり、女性が働き続けて、自分の有効な年金権を作り上げることの難しい国だ、ということも示しています。社会保障のほとんどを年金に使い、そして国の借金は非常に莫大になり、因果関係で言っているわけではないのですけれども、疫学的には何らかの関係があるということは想像がつくと思います。

公的社会支出に占める年金給付の比率を縦軸にとりましょう。どれだけ年金につぎ込んでいるか、ですね。そして横軸に高齢人口と現役人口の貧困率を取ってみますと、面白いことに、現役にとっては社会保障が年金に集中していると貧困率は高くなります。それから高齢人口、「年金に集中してもらっているのだから良いはずだ」、と思うと全然そんなことはなくて、何の相関関係もありません。日本は公的社会支出の46%を年金に使っていて、労働年齢人口の貧困率は14%です。それから高齢者に関して言うと、46%使っていて、高齢者の貧困率は20%を超えています。これが日本です。そんなに年金につぎ込まなくても、最低保証をすれば高齢者の貧困を少なくとも抑えることができる、それが無いのです。日本の年金制度というのは底抜け年金なのです。

さらに今度は、現役世代はどういう目に合っているか。現役世帯を、成人が全員就業している世帯と、カップルの一人だけが就業している世帯に分けてみましょう。後者は専業主婦世帯でしょうね、ほとんどが。成人全員が就業しているというのは、夫婦世帯なら共働き、一人親世帯なら一人親が働いている、単身世帯では単身者が働いている、ということを意味します。先ほどの貧困削減率を取ります。政府の所得移転がどれだけ貧困を削減するのか？日本は成人全員が就業している世帯にとってマイナスで

す。専業主婦世帯もそんなに貧困を削減してもらっているわけではないといえ、プラスです。中学校の数学を思い出しますと、マイナスとプラスの差は無限大ですから。日本では成人全員が就業している世帯は無限大に差別をされているといってもよろしいかと思います。

類型による差が小さいのは、アングロサクソン諸国と不思議なことに韓国です。そしてスウェーデン、ハンガリー。韓国と日本は男尊女卑というような規範の点では似ていると言われますが、社会の制度は相当異なっています。それから先ほど韓国女性の稼働力が日本を追い越してだんだん水をあけているというお話をしました。それはどうしてかということ、女性の就業率率は韓国の方が低いのです、労働力率は低いのです。それから男女賃金格差は日本より大きいのです。どこで取っているかということ、ひたすら長時間働いているのですね。韓国ではパートタイム労働という働き方はほとんどありません。非正規の方が正規よりも労働時間が長いという社会です。ですから、喜ぶべきことではないのですが、家庭内で夫の3割4分しか稼いでないのか4割超えているというのは、夫婦間の交渉力が違ってくるということは見るべきです。

高齢者の所得の構成比を所得階層別にみましょう。低所得というのは所得が最も低い20%、中所得というのは真ん中の60%、高所得は所得トップの20%で、所得の構成比を見えています。高齢者も社会保険料を払ったり税を払ったりします。従って例えばスウェーデンの高所得者はグラフが随分長くなっていますけれども、マイナスの部分差し引くと全部100のところまで止まるようにはなっているのです。このグラフで言いたいのは、まず日本の高齢者というのは勤労所得の比重が高いということです。もうひとつ見ていただきたいのは、低所得層と高所得層で直接税と社会保険料の比重に差が無いということです。スウェーデンのような国では段階的に大きな差があります。他の国でもそうですね、フランスはあまり差が無いので

すけれども、他の国でも、イタリアでもイギリスでもドイツでも、やはり高所得層だったら自分の負担をしてもらおうという社会になっているのです。それからもう一つ、スウェーデンやフランスもそうなのですが、低所得層に対しては所得構成比の100%を超える社会保障給付、公的移転と書いてあるのは、ほとんどが年金です。というようなことで、日本はとにかく高齢者になっても働き続けないと、貧困から脱出できないということがここに表れています。

もう時間が来てしまったので、あとは早口で行きます。

4. 日本の貧困層の特徴

- ・「日本家計パネル調査(JHPS)」の分析結果：2009年の日本で；
- ・非正規雇用と非雇用就業(自営業主と家族従業者)の場合に、就業していても貧困に陥るリスクが高い
- ・女性の貧困率が男性よりも高い
- ・逆機能する再分配：就業者では市場所得レベルよりも可処分所得レベルにおいて相対的貧困率が高い。このマイナスの効果は社会保険料負担によって生じていた(駒村ほか2011)。

日本の貧困層の特徴です。今までは国際的なデータでお話ししてきました。でも日本の中でこの間いろいろときめ細かい調査が行われるようになった。その分析では、今までお話ししたことを全て裏付ける結果があります。どうして再分配が逆機能してしまうのか、その原因が社会保険料負担にあるということも、緻密な実証研究で確かめられています。

日本の貧困層の特徴

- ・女性、とくに母子世帯においてワーキングプアとなるリスクが高い
- ・ワーキングプアの一定部分は、政府の所得移転、とくに社会保険料負担によって作り出されている「官製」ワーキングプア
- ・貧困者に占める高齢者の割合が、人口構造の変化以上に上昇するという「貧困の高齢化」。
- ・高齢者の貧困は女性に集中し、高齢単身女性の貧困率が主要国にくらべて断然高い。公的年金制度の設計も「男性稼ぎ主」中心で、低賃金層にとって所得代替率が低く、死別や離別を経験した高齢女性の貧困リスクを軽減するようには設計されていないため(山田2012)



日本の貧困層の特徴はもう皆さんよくご存じのことです。女性、特に母子世帯でワーキングプアとなるリスクが高いです。トルコに次いで母子世帯の貧困率が高いと言いましたがこの頃トルコも逆転したかもしれません。それからワーキングプアの一定部分は政府の所得移転、特に社会保険料負担によって作り出されているという意味で、「官製」ワーキングプアである、ということです。貧困の高齢化ということも起っています。そして最後に高齢者の貧困は女性に集中しています。高齢単身女性の貧困率をとると主要国に比べると断然高い、これは年金制度のデザインも男性稼ぎ主中心で低賃金層に優しくない、まあ最低保証がないというようなこともあるからです。ここははっきりしていますので後でご覧ください。

5. どうしても必要な税・社会保障改革

- ・税・社会保障制度が、就業者・子どもの貧困を拡大している(OECD諸国で日本だけの現象)。
- ・税制の累進性を高める、税収調達力をアップする必要(民主党政権の税制改正大綱)
- ・社会保険料負担の逆進性を緩和する必要
- ・年金に最低保証を導入する必要(民主党の公約)
- ・多様な社会サービス(保育、教育、積極的労働市場政策、介護)を充実する必要(民主党政権の子ども・子育て政策など)。
- ・現政権の政策は、企業や富裕層への減税、生活保護の削減、人からコンクリートへ

28

最後に言いたいのは、16%の貧困率といっても、貧困というのは7人に1人だけの問題なのか、ということです。皆さんはもちろんそう思っていないでしょうが、世の中では少数の人の問題でしょ、と思っている人がいるかもしれない、でもそうではなくて、恵まれている人も貧困率が高いといろいろな影響を受けます。その一番大事なのは他人への信頼感が低い社会になってしまうことです。このことは生活保護バッシングの背景でもありますし、他人への信頼感が低い社会ではお金があっても長生きも出来ないのです。これは「いつ足を引っ張られるのか」、「いつだまされるのか」といつも心配しているということが関係していると思います。他人への信頼感は、日本では32.3%しかありません。他

方で貧困率は3番目に高いわけです。貧困を削減するという取り組みは、皆が安心して生きられる社会をつくるということに大いに役立つわけです。決して7人に1人の問題ではありません。勿論今現在貧困の中にいる人に対しては非常に集中的な対処が必要だと思います。

以上です。3分ほど伸びました。恐縮です。

戒能：ありがとうございました。

国際比較の中で日本はどの位置にあるかということでお話を頂いたのですが、本当に恐ろしい国に住んでいるのだと思いました。だんだん腹が立ってきました。皆さんもそうだと思います。賃金はどんどん低くなり、貧困率を削減するための所得の再分配が働くどころか逆に貧困格差を拡大しているという状況。その中心にあるのが女性の問題だということですね。そしてそういう社会は安心してというか、社会は人間同士の信頼でもって成り立っていると思うのですが、その信頼が大きく傷つけられて、人を蹴落として、あるいはいつ自分が蹴落とされるかわからないという非常に不安定な社会を生み出しているのだということが、お話の中から理解できたと思います。

いろいろグラフや指標が出てきて追いかけるのが大変だったと思いますが、こういう形で社会保障と貧困の問題、それから雇用と貧困問題ということで、一見すぐに役立つかどうかと思われるかもしれませんが、きちんとつかむことが支援の現場でも大事なことであったという、本当に貴重なお話を伺うことができました。

これから本当に少しの時間なのですが、議論をしていきたいと思います。近藤さんのお話ですけれども時間がちょっと足りなかったと思うのです。DV被害を受けた女性たちを支援していく中で就労の困難、生活再建の困難ということ強く感じていらっしゃる、そういう状況にあるということなのですが、もう少し回復過程で就労、あるいは生活再建の困難というのはどのように表れているのか、その問題のポイントというのはどこにあるのか、というお考えと、

それについてどう思われるか、というお話を頂ければと思います。いかがでしょうか。

近藤：はい、就労の困難ということでは先ほど二つ、大きな要素があるということを申し上げました。一つは女性労働の現場があまりに過酷であるということ。二つ目は心身のダメージを回復しながら就労する状況が全くと言っていいほど整えられていない。この二つが大きな理由なのです。従って、先の一つの問題は、国の労働政策そのものを大きく転換するという取り組みをしない限り、健康な女性であっても労働の現場からは常に周辺化されて弾き飛ばされ続けていくということになります。これは国の方向性を定める大きな労働政策の転換というものを女性たちの現場からも声を大きくしていく必要があると思います。

それから二つ目のなかなか就労できない人たちをどのように支援していくか、という問題では、例えば障がいを持っている方々の就労促進のいろいろなサポートシステムがありますよね。そのようにある程度社会的な財政的な支援も含めて就労回復支援を、社会的に責任を持っていく、特に企業の配慮ということについてある程度強制力をかけて責任を負わせるということをしなが、そういったハンデを持った女性たちがその状況に応じて就労が続けていけるような仕組みというのを整えていく必要があると思います。例えば職場でセクシャルハラスメントを受けた女性たちが、そのダメージ故に休職を余儀なくされる、そして休職期間が終わって解雇されるというケースが山ほどありますけれど、それはご本人の責任ではなくて、そういったセクシャルハラスメント、職場の性暴力犯罪が起こる環境を企業が野放しにしていたことによって、受けなくてもよい被害を受けたということですから、これはやはり100%企業の側が、安全に、健康に職場に復帰できるように責任を取ることが必要だと思います。そのような仕組みをなんとしてもつくって行かなければいけないと思います。

雇用機会均等法はそれができる唯一の法律なのですが、先ほど大沢さんがおっしゃったように、ひどい今回の改正手続きになっていますのでそこを改めていく大きな取り組みを進めていかなければいけないと思います。

戒能：均等法の今度の改正案ではセクシャルハラスメントについて若干配慮がなされたということなのですが、それでは不十分であると。これは100%企業の責任であって、そこに少し強制力を持った法規制ということをしていかないと、被害を受けた女性たちが回復し、あらたな生活を送っていくための環境は整えられないということなのでしょうか。支援をしていまして、そういう女性たちの状況はどうなのでしょう。

近藤：はい、多くのDVサポートシェルターでは、例えばセクシャルハラスメントで被害を受けて加害者のいる職場に行くことができなくなった。そして加害者が自宅やアパートを知っている、さらなる攻撃をかわすためにも、実家やアパートに住み続けることができないというかたちでシェルターを利用なさる方もおられます。それから精神的な疾病や、勿論身体的な疾病を抱えて、適切なサポートをある程度の期間受ける必要のある方がシェルターを利用されるわけですが、DV被害を受けた方々も大変深刻な後遺症をお持ちの方はたくさんいらっしゃいますが、セクシャルハラスメントや性暴力被害を受けた方々の回復も、深刻なダメージから長い時間がかかるのです。特に職場の性暴力犯罪というのは、労働権、生存権を直ちに奪われる権利侵害で、そういう方々が元いた職場で加害者との関係も安全に遮断されて、ご本人がさらなる被害を受けないような安全な環境で仕事を続けていくのは、今の企業社会、労働現場では本当に至難の業だと思います。ただでさえ、健康な女性であっても、次から次と切り捨てられていくという状況の中で、セク



シャルハラスメントがあったかなかったかは別にしても、そんな面倒くさい労働者を抱えてられるか、というのが企業の姿勢ですので、そこは本当に抜本的な法改正をする必要があると思います。

戒能: 大沢さんにご発言いただきたいのですが、女性労働の過酷な状況というお話がありましたが、労働政策自体を大きな意味でも転換していく必要があるという近藤さんのご発言だったと思います。その辺りもう少し労働政策がどの辺に問題があって、お話の中でも出てきましたが、どのようなお考えをお持ちであるかお聞かせいただけますか。

大沢: はい、ありがとうございます。

雇用労働が他のいろいろな側面に影響を与える程度が、日本の社会は強いのです。例えば自殺という問題があります。ご存じのように日本では1998年から14年間続いて年間3万人以上の方が自殺をしてきました。そのうち2万人超は男性です。残りは女性ということになるのですが、自殺率で取ると、男性は世界の国の中で5、6番目、女性は2番目なのです。ですから自殺は男女それぞれの問題で一括には扱えないのですが、他の国と比較をしてどういう条件が自殺に影響を与えているのか、相関しているのかということを取りますと、日本の問題というのは雇用就業の条件と経済的な条件と相関している程度が他の国よりも高いということがわかっています。特に所得格差が自殺に影響しているという度合が他の国よりも高いということもわかっています。

もう一つは出生率の問題です。これも長年の問題です。民主党政権の中では久しぶりに1.4を超えたわけですが、今後またどうなるかわかりません。とにかく「産め、産め」という話にはなっているのですが、産んだ後の手当が3年間抱っこし放題では困ると思うのですが、何で産んでいないかという調査研究はもう嫌というほどなされていて、理由はよくわ

かっています。一つが結婚したいと思っている人が結婚できていないということ。男性で見ると雇用形態が圧倒的に影響しています。正社員が結婚している比率と、非正規の方が結婚している比率には格段の差があるわけです。女性でもそうです。女性でも正規の方が結婚している率が高いです。その上で女性の場合は、結婚をしようか、という判断に影響を及ぼすのが、職場で育児休業が取りやすいかどうか、地域の保育サービスが行き届いているかどうかということが、結婚しようかどうかという判断のところに既に影響を与えているのです。

結婚している人が、「何人子どもが欲しい」、ということになると二人以上という答えが多いわけですが、実際には1.3とか1.4しか産んでいないわけです。ここに影響している条件は、夫婦ともに長時間労働。特に夫の長時間労働で家事参加率が低いということが影響しています。女性の場合にはこれまた労働時間も影響しているし、やはり育児休業制度が存在するだけではダメで、ちゃんと使える制度になっているか、地域の保育サービスが関係しています。ここでも正規非正規の間に大きな格差があることが、出生率問題に大きく影響していることがわかります。

労働政策は日本全体の今後のあり方、持続可能性を考えた発想が必要だと思います。今の労働行政というのはとにかく労使が一致したところでしか進めない、公益委員が何の役割もはたしていない、という中で、匍匐（ほふく）前進という言葉を知っている私は年寄りだと思うのですが、そういう進み方しかしていなくて、他方では「もっと解雇をしやすくしろ」という逆の攻撃がかかってきています。前進しているのか後退しているのか、いろんな方から見るとむしろ後退しているというところがあるかも知れません。

興味深いのは、IMFという国際機関があります。国際通貨基金ですね。この機関はいろいろな国際機関の中でも最もドライで、neoliberalismの影響が強いと言われている

のですが、女性の専務理事が誕生したことはご承知だと思います。女性の活躍を促進することが一国の経済を上向きにさせることを強く言うようになりました。去年の12月に「女性は日本を救えるか」、というワーキングペーパーが出たのですけれども、その中に「均等法を強化して、昇進や賃金格差を消滅、改正させることが必要だ」とまで書いてあります。IMFがここまで言っているのに、労働政策審議会の報告書は指針のマイナーのマイナーのマイナーな改訂に終わってしまったことが、本当に残念でなりません。もっと本当に国全体のことを考えた労働政策が必要だ、ということを改めて強調したいと思います。

戒能：ありがとうございました。昨年のIMFのレポートというのは、NHKのクローズアップ現代という番組でも特集をつくって、「女性は日本を救えるか」ということで大きな問題提起をしました。均等法改正は、労働政策審議会というところで決めていくわけなのですが、労使の力のバランスが大きいにもかかわらず公益委員というのは、近藤さんも審議を傍聴なさったということなのですけれども、結果として使用者側に寄与するような役割しか果たせないという中で、均等法の改正が今行われようとしているということだと思います。

これは近藤さんのお話と私の話の中でも生活保護のことをお話したのですが、社会保障人口問題研究所の阿部彩さんが言ってらっしゃるのですが、「日本の貧困対策、政策というのは、生活保護しかない」と言っています。生活保護の問題について、生保の切り下げとか、親族へ紹介させてそこに負担させるという動きが出ていますが、生活保護について少しお話をしていきたいと思います。

というのは、就労促進といってもDV被害を受けた方や、性暴力、女性に対する暴力被害を受けた方々は精神的なダメージをほとんど受けていて、すぐに職業訓練ですよ、とか、就労促進ですよ、と言ったってそれは無理な話ですよ

ね。そうなると生活保護というのが一時期にせよ、回復するまでの間非常に強い味方になると思うのですが、現場で支援をしていらして、生活保護がいかに厳しいか、というお話も先ほどありましたけれども、そういうDV被害や性暴力を受けた女性たちが回復する過程における生保の役割というものをどのように考えているか、ということをお話を伺いたいし、その後、大沢さんから少し生保の政策についてお話しください。

大沢：おっしゃる通り、当事者がその後の回復と生活再建に向けて生き延びていくためには、今のところ生活保護を使うしかないのです。生活保護を使う、ということは当事者にとって大きな権利ではありますが、やはり生活保護の受給をするとすると、ご本人の負担感とか精神的な。それから周りの目とか、特に生活保護ケースワーカーとの関係等で上手く行っているところは良いのですが、かなりきつい関係を強いられるという問題があります。いばって生活保護を取れるという状況ではとてもないです。正當に最低限の生活を維持していくために生活保護を使わざるを得ないし、安心してスムーズに生活保護を使えるということが前提だとは思いますが。

それからもう一つ、性暴力やセクハラやDVというように、かなり長期的なサポートが必要とされる、特に安全に就労されるまでにある程度の期間がかかる、そういう当事者のために通院治療費を無料にするとか、カウンセリング費用を無料にするとか、就労のための準備期間の支援を手厚くするとか、いろんな方策が打たれる必要があると思います。そういうことと両方使いまわしながら、生活保護を基本にしながら、ゆっくりとその人の状況に合わせて新しい生活再建を目指していけるように、被害女性に対する支援制度がつけられる必要があると思っています。



戒能：本当にそうですね。職業訓練と言ってもすぐに職業訓練が就職に結びつくかということそんなことはないし、それから結構私どもがやっている調査でも、学歴の問題はやはり大きいと感じています。例えば中学で終えられたとか、高校で中退されたという方に学歴を保証するような財政支援ですとか、いろんなバックアップとか、そういうことも考えられると思います。ですから生保だけという状況ではなくて、更に具体的な被害を受けたことによるダメージをきちんと考慮した、そしてそのことがその後の生活にプラスになるような前向きな支援というのが、同時に行わなければならないということなのでしょ

大沢：そういう具体的な自立支援、就労支援については、多くは民間のサポートやシェルター等が様々な工夫を凝らして、先ほどの田端さんの報告にもありましたように、すぐに就職できない方のために学校に行く奨学金を支援したり、様々な講座でスキルアップを図ったり、時にはリサイクルショップとか食堂とかレストランなどで、地域に必要とされている働き場所を当事者が支援者と一緒になってつくっていき、そこで少しずつ社会的な環境を回復しながら経済的な自立を果たしていく、そういういろんな取り組みを民間では進めているわけですが、そうした仕事を社会の責任できちんと進めていくべきだと私は思います。

戒能：ありがとうございます。ちょっと生保の問題とは違うのですが、そういった支援をする側として近藤さんが多分おっしゃりたいことの一つだと思うのですが、支援を受ける側の貧困の問題と同時に支援をする側の貧困の問題というのが実は皆さん痛感していらっしゃると思うのです。自立を進める女性が自立できないというような、これは民間だけではなくて、婦人相談員の方々も低賃金ですよ。これは大きいですよ。

近藤：それは本当に大きい問題で、特に民間サポートシェルターは時間も何もかもつぎ込んでまいりましたので、私たちも10～15年前はスタッフ、支援員が極貧状態の中で仕事をしていました。それでも「目指せ、生活保護」というのがスタッフの月給の目標になったようなこともありまして、未だに生活保護以下の報酬で本当に一生懸命仕事をしているところが数限りなくありまして、そういう意味では支援者の貧困状態が当事者にとっての手厚い支援を後退させるということにもなりかねない、民間シェルターが次々と潰れるようなことがあってはならないと思っております。ここは先ほど開会セレモニーの中で厚生労働省のご挨拶にもあった様に民間シェルター等もきちんとした女性支援の対等のパートナーとして、枠組みの中に入れていく必要があるとおっしゃったことを私は今大変心強く聞いておりました。早くその日が実現してもらいたいです。(拍手)

戒能：会場から拍手が湧いておりますね。それでは大沢さんの方から生活保護政策についてコメントを頂けたらと思います。

大沢：はい、2点申し上げます。一つはたいいていの国は合わせ技でやっているということです。日本は生活保護一点集中なので、攻撃もしやすいという構造になっています。もう一つは、去年の10月から求職者支援制度という、新たな公的扶助とは言わないと思うのですが、事実上失業扶助制度に近いものができてきて実施されています。そこでの問題点は何かという、この二つのことを申し上げたいと思います。

合わせ技ですが、つまり欧米では、アメリカは生活保護制度すらない国なので、ここは除いてヨーロッパの国ですと、住宅給付、ないし住宅費補助という制度を公的扶助制度とは別に持っている国がかなりあるわけです。OECD諸国で見渡してもそういう制度が全くない国のほうが少ないです。低所得者に対して例えば地方税を減免するということで、住宅費の事実上

の補助をすとか、現金給付で住宅給付があるという国が結構あるということです。日本では生活保護制度外での住宅費補助の制度というのが全くなくて、生保に入れば住宅扶助が受けられるのですが、そうではない場合には全くないというようになっています。それからほかの国では、生活保護制度の外側で、親の所得にかかわらず普遍的な児童手当、児童給付があります。そういう意味では、要するに生保の人だけが子どもについても「生活費見てもらって良い思いしているじゃないか」とならないですむのです、全員が受けているから。日本は生保一点集中なので、その保護基準だけを比べてしまうと、結構高いという面はあります。日本の保護基準はその意味では低くはないのだけれど、それは住宅扶助と子どもの生活費の部分が全部入っているからです。医療扶助というのも大きいですね、生活保護予算の半分は医療扶助ですから。それに対してイギリスとかスウェーデンのような、国営無料医療制度を持つ国というのは、別に生保になったら医療券で、そうでない人は保険証でという区別もないわけです。そういう意味であぶりだされないという良さもあり、合理的な制度になっています。そのことが一点です。

そして求職者支援制度なのですが、これはリーマンショックの後、特に製造業の派遣の方が大量に派遣切りになって住む場所もなくなるという中で、急遽基金が設けられて、その中で基金訓練というかたちでやられてきたのが、民主党政権になって恒久化されました。恒久化するという法律自体は旧自民党政権の中で出来ていたとは思いますが、とにかくこれが動き始めたわけです。ただ問題がありまして、職業訓練を受けると、その訓練費用というのは公的に負担してもらうから、訓練を受ける人は自分の負担は無いです。それから通学が遠い場合には通学についても一定の補助があります。そして世帯収入が低い、資産も無い場合に、月々10万円の給付金も受けられるということになっています。ただし、この給付金を受けられるのが一家に一人なのです。この一家の範囲はやや狭い

です。夫婦と子ども、親の間だけなので、孫がいるとか兄弟も一緒に住んでいるような、三世代世帯とか同居親族もいる場合に全部波及するわけではありません。ここが生保とは違うところです。それにしても夫婦だと別居していても一家に一人、夫が受ければ妻はその給付金は受けられないということなので、これがまた恐らく別居状態のDV被害女性などは、求職者支援を受けようと思っても、夫が受けていたら妻は受けられないということになってしまいかねない制度だと思います。それから事実上、窓口で訓練も一家に一人的な指導が行われているのではないかと懸念しているところです。

三番目にこの制度の問題は、訓練機関は全て民間に丸投げですので、需要が多そうなところにしか訓練機関が立地しないという問題があると思います。ですから人口の多い県庁所在地に立地が集中するとすれば、三陸の方は往復4時間かけて通うのですか、という話になってしまうのです。もちろんこれは厚労省にヒアリングをしたところ、沿岸地域、被災地での訓練のコースは随分がんばって開拓されたことは聞いております。けれどもいろいろな問題があって、どうも生保に落ちる前の第2のセーフネットというには、大分過大評価ではないかと思います。最長でも2年しか受けられないという問題があります。ドイツやイギリスの失業補助制度というのは、年金が出るまでずっと受けられるのです。それもちょっとどうかとは思いますが、現実問題として就業機会が非常に乏しいという事情はあります。以上です。

もう一点付け加えるとすれば、パーソナルサポートです。朝起きて身だしなみを整えて決められたところに行く、そこで人とインタラクション、相互作用しなければいけないということに、いろんな意味で困難を抱えている方はいるわけですから、来ないのが悪い、というのはいかなものかだと思います。ちょっと長くなって恐縮でした。

戒能：ありがとうございました。特にヨーロッ



パなどの制度をご紹介いただくことで、日本の制度がいかにいびつか、ということに気づいていくのだと思いました。

時間も残り少なくなってきました。5時半にはともかく終わりますが、最後に処方箋というのがあるのかどうかと思いますが、お二人に、今後どういうことが必要なのか、どういう政策が必要なのか、大沢さんは、そこはスキップなさったのですが、スライドの28ページですね、社会保障改革がどうしても必要なのだということを書いていらっしゃいますが、そこも含めてお話しただけたらと思います。繰り返しても結構です。やはりこの点は強調したいということがあると思いますので、また近藤さんから話しただけですか。

近藤：はい、では5分くらいでお話ししますね。私も大沢さんのお話を聞いていて本当にびっくりしました。いかに日本の社会がひどい社会か、ということがよくよく思い知らされたのですけれども、やはり世帯単位、世帯主義、夫を立てて妻を従属的に扱ってきた構造自体を作り変えるというか、少しずつでも改善していく方向に状況が進まない限りは、女性、それからマイノリティの人々はどこまで行ってもさらに貧困と暴力の状況に叩き込まれるのではないかと改めて思いました。例えば消費税など税金の取り方でも、なぜ低所得者層に負担の多い仕組みになってしまうのか、例えば1割の税金をとるということは、10万円の所得の人が1万円取られて9万円で生活するのと、100万円の人が10万円取られて90万円で生活するのでは決定的な違いがあります。せめて10万円の人は例えば0.1%くらいにして、100万円の人は半分くらい持っていかれても仕方がないというような、会社でも個人でもそうですけれども、そういう所得が高くなればなるほど税負担、つまり社会的責任が大きくなるような税の仕組みに作り変えてもらいたいと思います。

それから社会保険制度について全部世帯単位で作られている限りは、先ほどの制度について

も、生活保護についてもありとあらゆる制度の中で女性が不利になる仕組みになっています。ここを何とかできないかと思っております。税金の取り方にしても、様々な社会保障制度の受益にしても、個人が個人として年金でも税金でも責任の範囲で払い、必要な保障を利用することができるという仕組みにどうしても変える必要があると思うのです。(拍手) そのほうが企業もやはり利潤をきちんと蓄積していけるし、質の良い労働力を蓄えておくこともできるし、女性の雇用によって経済的な効果というのは、IMFが言うように、多大な効果をもたらすであろうと思います。ですからもう少し得をする政策を企業や政府が知恵を尽くして考えてもらいたいと思います。それができない政府だったら、私たちは取り替える必要があると思います。(拍手)

戒能：はい。本当に企業や政府が結局そんなやり方をしている。一方では活用と言いながら活用できないような仕組みを後生大事に抱えているということだと思います。税制や年金についても、103万とか130万の壁というのがずっと言われてきて、残念ながらどの政権でも、結局そこは触れないというか、触れかかっても、抜本的な改革はしないまま来たということですね。

それでは大沢さん、先ほどのスライドも含めてご提言をお願いします。

大沢：ありがとうございます。スライドの28には書いていないことを2点申し上げます。地域格差のことを申し上げられなかったので、その点についてと、もう一点は30代女性の貧困が結構深刻です、ということを申し上げたいと思います。先ほど、専業主婦世帯は、政府の税制と社会保障制度でわずかながらも貧困を削減してもらっていると言いました。共稼ぎ、一人親、単身のところはやらずぶったくりになっているというお話をしました。専業主婦世帯というのは地域的には一体どこに集中しているか、

ということを考えて欲しいのです。簡単に言うと東京、大都会、大工業地帯、いわゆる県庁所在地です。ですから今のシステムというのはそういうメインストリームを優遇しています。でも本当に日本を支えているのは、三陸なのです。しかもそれらの地域の人々を差別しているのです。一家皆で働いているような地域を差別して成り立っている、やらずぶったくりをして成り立っているシステムなので、私は怒っているように聞こえないかもしれないのですけれども、本当に怒らなければいけない状況になっています。ただし、もう20・30年かけて高所得者の負担をずっと軽減してきた政府が、またまた戻ってきてしまったわけです。もう何たることかと思っております。

次に30代女性の問題です。先ほど年齢階層別の貧困率というのを示しましたが、とりあえず年齢階層別だけでした。先ほどお名前が出た、国立社会保障人口問題研究所の阿部彩さんは、学歴別などにも貧困率を取っています。そうすると、全ての年齢階層、全ての学歴別のグループで30代中卒女性の貧困率が何と40%を超えているという結果が出ました。これは70代の女性よりも高い貧困率なのです。中卒というのは当然高校中退を含みます。というか、そのほうが多いと言っているのかもしれませんが。ですから、少なくとも高校を中退しないようにするために、寄ってたかって支援する必要があるのです。私が思うに、特に妊娠したりすると、とにかく無理やりにでも結婚させて学校を止めさせるということが昔あったのですが、きっと今もあるのでしょう。そうじゃなくて妊娠したことがわかったら、その子どもは社会の子どもだから相手の男はどうでもよいから、「あなたはとにかく学校を卒業して、その後は皆が支援するから健康な子どもを育ててね」と。社会のために生んでくれる子どもなので(拍手)本当に今の退学だなんて大間違いだと思います。これこそ寄ってたかって支援をするべき対象だと思います。以上です。

戒能:ありがとうございます。30代女性の貧困、それとつながって10代後半や20代前半の女性の孤立とか貧困とか、かなり深刻な状況だと思います。それから地域格差というのも、専業主婦世帯というように一括りにするけれども、実は関東の何県、何県、というような一部の話であってそれからエリート女性というのは一部であって、ほとんどがそうではない。でもその女性たちが実は社会を支えているということがあります。

仕組みの問題としてはずっと一貫して言われてきているけれども、そこへの切り込みが本当に政策として弱い、世帯単位から個人単位と言ってもよろしいですか？近藤さん。世帯単位ではなくて、ということは稼ぐ人が一家に夫という人がいて、その人が家族の扶養をしていく。だからその夫は会社に丸がかえ、企業に丸がかえで全て捧げる、だから家事育児はやらなくてもよい、となり実際にもやらない。そうして女性が働こうとすると、最近もう出ましたでしょうか、竹信三恵子さんの「家事労働ハラスメント」というのが岩波新書から出ています。そこで彼女が言いたいことだと思うのですが、もう養われているから、そんなに稼ぎがなくてもいいのだ、という大前提の元に労働法の法制とか税制とか社会保障制度が出来ているのだということ強く感じます。そこを制度的に変えていく必要があるということです。

あと言い足りないことはないでしょうか。よろしいでしょうか。しばしば会場から拍手を頂いて皆さんと思いを共有しながらシンポジウムを進めてまいりました。かなり日本はいびつな社会であるということです。税制、社会保障制度もそうですが、労働法制や様々な女性の生き方を左右するような制度が、女性を差別している。だけれども日本の、均等法もそうなのですが、差別ということが明確に打ち出されていない、そこが大沢さんのお話にも出てきたヨーロッパ、アメリカあたりもきちんと見ていかねばならないと思いました。あえてまとめはしませんけれど、非常に貴重で大事な提言や、



ものの見方が示されたと思っております。

最後に一言でまとめるのならば、冒頭にも申し上げましたが、女性の貧困の問題、あるいは貧困というのは子どもの世代まで連鎖しております。日本の子どもの貧困率というのは非常に高いです。そのことが日本の社会の持続可能性ということを考えれば、大きな影響を与えて、不安定な社会が続いていくのではないかと思います。そういう意味でも貧困の問題というのは、お話の中にもありましたが、ごく一部の人たちの問題ではなく、私たちが暴力の問題に取り組むのは、女性や子どもの人権を著しく傷つけるからなのです。人間の尊厳を傷つけるからなのです。そういう気持ちで皆さんも取り組んでいらっしゃると思います。そしてそれを生み出し、暴力の結果として再生産される貧困の問題を人権の問題としてきちんと考え、それを現場の立場から、行政の立場から、いろいろな方面

から重要な問題として貧困の問題に取り組んでいきたいと思います。

最後にお二人に盛大な拍手を頂けたらと思います。どうもありがとうございました。

時間のせいにはできませんけれども、もっともっと切り込んでほしいこともあったと思いますが、皆様のご協力で何とか時間内にシンポジウムを終えることができました。ご協力ありがとうございました。

司会：コーディネーターの戒能民江さん、そしてシンポジストの大沢真理さん、近藤恵子さん、本当にありがとうございました。皆様、もう一度大きな拍手をお送りくださいませ。

長い時間ご清聴いただき本当にありがとうございました。以上をもちまして本日のプログラムは終了いたしました。滞りなく進行させていただきましたことを深く感謝申し上げます。



分科会

分科会 A 10月27日(日) 9時30分～12時

A-1	ホテルメトロポリタン盛岡・本館4階 【岩 手】	DV・性暴力被害者の自立支援と女性労働 *担当団体：特定非営利活動法人女のスペース・おん 47 ページ
A-2	いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 【804A】	青年期・思春期の性虐待、性暴力被害当事者をどう支える？ ～つながろう現場で、広げようネットワーク～ *担当団体：NPO法人さんかくナビ 55 ページ
A-3	いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 【804B】	子どもと母親へのサポート *担当団体：特定非営利活動法人フェミニストサポートセンター・東海 S・ば～ぶるリボン 59 ページ
A-4	いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 【812】	性暴力禁止法の制定に向けて *担当団体：NPO法人全国女性シェルターネット事務局 63 ページ
A-5	いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 【803】	性暴力被害者回復支援ワンストップセンターを全国に *担当団体：ウィメンズセンター大阪 65 ページ
A-6	ホテルメトロポリタン盛岡・本館4階 【姫 神】	被災地における女性支援 *担当団体：NPO法人参画プランニング・いわて 70 ページ

分科会 B 10月27日(日) 13時～15時30分

B-1	ホテルメトロポリタン盛岡・本館4階 【岩 手】	議員フォーラム ー性暴力禁止法の制定に向けてー *担当団体：NPO法人全国女性シェルターネット 73 ページ
B-2	いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 【812】	性暴力被害者のためのアドボケイト ー性暴力裁判をめぐるー *担当団体：NPO 法人ウィメンズネット函館 76 ページ
B-3	いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 【804B】	移住(外国籍)女性へのDVと生活問題 ー東北から学ぶー *担当団体：NPO法人女性エンパワーメントセンター福岡 78 ページ
B-4	ホテルメトロポリタン盛岡・本館4階 【姫 神】	高齢者虐待とDV被害 *担当団体：NPO法人女性サポート大阪 82 ページ
B-5	いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 【804A】	DV・虐待と性暴力 ートラウマと共に生きるー *担当団体：NPO法人レジリエンス 84 ページ
B-6	いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 【803】	DV被害女性の自立支援プログラム *担当団体：NPO法人女性ネット Saya-Saya 89 ページ



A-1 DV・性暴力被害者の自立支援と女性労働

●担当団体

特定非営利活動法人 女のスペース・おん

●協力団体

北海道ウイメンズ・ユニオン

働く女性のための パープルユニオン

司 会

山崎 菊乃 (NPO 法人女のスペース・おん)

発題者

小山 洋子 (北海道ウイメンズ・ユニオン)

佐藤 香 (働く女性のための パープルユニオン)

大野 朋子 (北海道ウイメンズ・ユニオン)

はじめに シェルターとユニオンの活動を両輪とした自立支援ー

1993年4月、地域の女たちがつながり「女性の人権ネットワーク事務所」として札幌市に「女のスペース・おん」が開設されました。職場や家庭内など多岐にわたったケースの解決を目指す取り組みのなか「女のスペース・おん」開設6ヵ月後には労働事件に対応するための組織として「さっぽろウイメンズ・ユニオン」が結成され、1997年3月にDV被害者の「駆け込みシェルター」が誕生しました。「女のスペース・おん」に「駆け込みシェルター」が誕生して以降、全道にその動きが広まり、1998年には「北海道シェルターネットワーク」が発足し、現在、札幌、函館、旭川、室蘭、帯広、北見、苫小牧、釧路の8地域を結んだネットワークが緊密に連携してサポートを展開しています。「おん」開設と同時に労働相談が寄せられ、職場に組合がないことや、あっても男性中心・正社員中心の組合運営で、職場における性差別やセクシュアル・ハラスメント等の女性労働の問題に全く対応しないケースでした。労働の問題解決のためには団体交渉権のある労働組合が必要であり、さっぽろウイメンズ・ユニオンは、女性のための、個人で加盟でき、また二重加盟もできる組合として結成されたものです。結成後、8年間の活動の経過の中でさっぽろウイメンズ・ユニオンは全道に広がり、北海道各地に開設されたウイメンズネットと連携して、2001

年10月に北海道ウイメンズ・ユニオンが結成されました。札幌、旭川、函館、室蘭、北見の5支部ができ、全道を視野に入れた闘いの輪が大きく広がり、5支部ともユニオン、シェルターの活動を両輪として、セクハラ等の労働問題・DV被害者の自立支援に取り組んでいます。

シェルター利用者の就労実態について (北海道シェルターネットワーク)

発題者 山崎菊乃

北海道内民間シェルター利用者就労実態について (女のスペース・おん)

2009年、北海道8か所のシェルター退所者129名(未就労者含む)を対象に実施した退所後の生活についてアンケート結果(就労・収入などに関する一部抜粋)の報告です。年収については0、労働していない人が一番多く40人以上、年収300万円以上という人はほとんどいませんでした。社会保障制度の利用(重複あり)は生活保護世帯が非常に多く、シェルター退所後仕事を得ることができず無職の人が60%であり、正社員は8%、契約社員、パートなど非正規社員が30%を占めています。ほとんどの人が生活保護に頼らざるを得なく、その結果、子どもを進学させられない、非正規社員だと銀行の教育ローンを利用できないなど貧困の連鎖が繰り返される現状を目の当たりにしています。未就労の理由はさまざまですが、うつなど精神疾患で就労できない人がとても多いで

す。「仕事が見つからない」は、子どもが小さく母子家庭だと「どうせすぐ休むでしょう」などと言われ就労に結びつきません。家族関係については、シェルター退所後、子どもが荒れて昼夜逆転生活になる、不登校になる、父親と同じ行動をとり暴言や母親を殴るなど最近とても増え、児童相談所と連携を取り対応していますが、そのような子どもを抱えて就労ができません。「接客業で不特定多数の人と接触することができない」は、コンビニ勤務などで夫の知り合いなどに遭遇し、その後夫に追跡されることがあり多くの人が接客業に就くことができません。「就労することにより加害者に情報が洩れるかもしれないという不安がある」は、職場に住民票を出すなどの手続きでDV被害者だと職場に話せない場合や、情報が洩れる可能性などです。「男性と接することができない」はセクハラ被害者も同様で、男性が後ろを通るだけで恐怖を感じたり、パニックになったりする人は非常に多く、男性のいる職場ではとても働くことができません。

次に北海道6か所のシェルター退所者で就労した人212名を対象にした調査結果ですが、年齢は20代が13%、30代が38%、40代が34%でした。未成年者の養育の有無は72%が母子家庭であり、未成年者を養育しながら頑張っているのがわかります。生活保護受給の有無は、働いても生活保護を受給しないと子どもを育てていけない人が52%で半数以上います。生活保護を受給しながらパート労働で月10万や12万ほどの収入を得て、足りない分を生活保護で補って生活しています。退所から就労までの期間ですが、即とはシェルターを出てすぐ仕事が見つかった人で、27%の人が何らかの仕事を見つけて働いています。例えばヘルパーや看護師など有資格者の人は仕事が見つかりますが、そうでない人はなかなか仕事が見つかりません。精神的な安定を得てから就労できるようになるため、シェルターを出て就労するまでに時間がかかるのですが、生活保護課からは、怠けている、就労の意欲がない、ケースワーカー

によっては指示書などを出して当事者に多大なプレッシャーを与えることもあります。そのため、生活保護課ケースワーカーの家庭訪問時にスタッフが同席することもあります。現在の日本では心身の回復が図られるまで、生活保護費でケアができ安心して就労ができる状況になっていないため、就労しても心身状態がもたず生活保護に戻らざるを得ないので、社会保障制度を利用してゆっくり回復できる体制が必要です。就労継続の有無は85%で有が多いですが、(生計を立てようにも非正規雇用のため)ダブルワークの人がとても多く、労働保険は週20時間以上、社会保険は週30時間以上働かなくては付与されないため、社会保険より割高な国民健康保険を自分でかけて働いています。そのような意味でも当事者の人たちは労働保険もなく、まったく保障もなく働いていて、この点でも社会保障制度から疎外されています。就労年数は1年未満が18%、1～5年が55%、6～10年が24%ですが、ひとつの仕事だけではなくて、働いても解雇になるなど仕事を転々としている人も非常に多いです。社会保障制度利用の有無(生活保護除く)ですが、有が74%の内容は、うつなどの障害を持っている場合障害者年金や、子どもの児童扶養手当、児童手当を受けている人などで年金や扶養手当など受けていない人はあまりいません。月収は北海道も11万～15万円の人が多く、次に16万～20万円という結果で、21万以上もらっているという人はほとんどいなくみなさん手取り10数万円のなかで子どもを育てているため、生活保護を受けざるを得なく、就労指導を受け就労したとしても生活保護から脱却できない状態です。以上が北海道の実情でおそらく全国的にも同様かと思います。

北海道ウイメンズ・ユニオンの具体的事例

発題者 小山洋子

北海道ウイメンズ・ユニオンの取り組み

(北海道ウイメンズ・ユニオン)

開設当初から、働く女性が理不尽な対応を受



ける労働相談が殺到し、当事者がたらい回しにならないよう団体交渉権のある労働組合が必要だと考え、事務所の中に別組織として開設しました。相談内容の6～7割がセクハラ相談でしたがリーマンショック以降、不当解雇、退職強要、雇い止め、パワハラなど女性を退職に追い込むような攻撃が増え、セクハラ相談を逆転する現象は女性労働の実態を表しています。解決策として、団体交渉、団体交渉が決裂すると北海道労働委員会に不当労働行為救済申立を行い、それでも解決しなければ裁判を視野に入れながら問題解決にあたってきました。労働問題を担当するのは私だけではなく、女のスペース・おん前代表理事の近藤さんは書記長でしたし、現代表理事の山崎さんは副執行委員長であり、DV被害者がシェルター退所後、就労支援や就職後の相談などさまざまな継続サポートを行っています。当事者の前にユニオンがあり、シェルタースタッフがユニオンの執行委員を兼ねていることは、労働問題が起きた時に「相談してみよう」ということにつながります。多くの働く女性が泣き寝入りさせられて声を上げることもできず、あきらめさせられ、行動する手立てや情報がなく途方に暮れている時にユニオンがあることは第一歩を踏み出す要素であり、大きな力になっていると思います。DV被害者とセクハラ被害者の構造は同じであり、社会の隅々まで蔓延った性差別の問題です。私たちはDV被害とセクハラ被害、2つの性暴力の問題解決を両輪として活動してきました。相談のみの事例は各支部数多くありますが、これからお話しするのは10年の間に具体的に問題解決に取り組んだ事例です。

ーシェルター利用者労働事件ー

- ・ 1日8時間労働の22日間勤務で採用。生活保護受給のことを使用者に話したところ、わずか1ヶ月で人員調整、正社員採用との理由で労働日数を半分に減らされ、約10万円の賃金も半分になるという雇用契約と違う対応をされユニオンに相談。団体交渉の結果、

退職になるも会社の非を認めさせて金銭解決で和解に至る。

- ・ パート清掃員として2年近く勤務。人員不足で仕事を増やされることなどにも対応してきたにもかかわらず、経営難との建前の理由で勤務時間を5時間から4時間に減らされる。本人が納得できないと言った途端解雇。
- ・ 店舗閉鎖のため解雇になった。本人には日頃からユニオンの話をしていたので解雇予告手当金を知っていたためユニオンを通して問題解決を図った。
- ・ DVでシェルター利用後、再就職先でも性暴力被害を受け入社できなくなったケース。上司に相談したが適切な対応がされずユニオンが本社対応。本社の対応がとても良く完全分離措置と加害者の免職処分、当事者の休業補償もされ、労働条件についても協議しながら復職。しかしながら現場の上司の対応や職場の同僚の雰囲気などを過敏に受け取り、精神的に疲弊して自主退職をせざるを得なくなった。ユニオンではセクハラの後復職が極めて稀でわずか1ケースだったが、個人加盟のユニオンの場合、根強い性差別や職場内の意識まで変えることは難しく復職後どこまでケアができるか深刻に受け止めた事件。

ーシェルター活動を通して相談があった労働事件ー

- ・ 苫小牧シェルターからの相談。当事者は19歳で内定先へ実習に行った上司からセクハラを受け、実習先に行けなくなり相談。専門学校実習先での事件で労働問題とは異なり弁護士対応となった。学校側も実習先も非を認め要求通りに即解決したが、当事者は内定先どころか同じ業界でも就職が困難になり、回復後全く違う仕事に就かざるを得なくなった。現在違う仕事に就いているが、職場の権利意識をしっかり持ち、ユニオンと相談しながら働き続けている。
- ・ 室蘭のシェルターを利用した当事者(母親)から子ども(娘)について相談があったケース。退職強要され退職の意思表示はしてし

まったものの、加害者のパワハラを謝罪させて退職撤回、配置転換をさせるなど1回の団体交渉で解決。現在転職しているが、元気で働きながらユニオンにつながっている。

- ・ 函館のシェルターにDV相談をしていた当事者のケース。シェルター利用はしなかったが、就職後セクハラを受けてユニオンに相談。団体交渉を経て事件解決後もユニオンにつながりながら活動を続けている。

ーセクハラ被害当事者がシェルターを利用したケースー

- ・ 住み込みでの農業研修実習生が事業主から強姦され支部に駆け込んできた事件。本人は即刻その場から離れる必要がありシェルターを利用しながら労働問題として対応。1回の団体交渉で謝罪と損害賠償を勝ち取り問題解決に至る。その後当事者は市内のアパートを借りて生活。シェルターがあったからこそ対応できたケース。
- ・ 家族と同居していた当事者がセクハラ被害を訴えた後、団体交渉などで心身状況が悪化。また同居している母親も加害者が訪ねてくるのではないかと精神状態が悪くなるなど家族関係も上手くいかなくなり、当事者が家出したことからシェルターを利用。問題解決後、セクハラ後遺症から実家や市内にすることが不可能で、他都市に転居し心身の回復をさせて再就職ができるまでにいった。ユニオンとシェルターが一緒に機能していることから問題解決ができたケース。

DV被害当事者の象徴的なところは、生活保護を受給しながら就労し生活再建を果たそうとする人たちが圧倒的に多く、生活保護を受けていると雇用の安全弁や調整弁として使われ、なかなか仕事に定着できないことや、自身のDV被害、そのうえ使用者からの理不尽な対応などを乗り越えて頑張ることは難しいです。けれど結果として退職に追い込まれても、声をあげることが後に続く力になり、再就職した時にもユニオンに相談しながら働き続けていくことの第一歩になると私たちは考えています。シェル

ター活動とユニオン活動は女性の人権侵害の根幹に関わる問題です。女性の自立を考える時に「経済的自立」をはたすことは大きな課題です。DV被害者が家から出られないことや、セクハラ被害者が精神的ダメージを受け経済的自立が図れないこと、どちらも抱えている問題は同じです。その意味でも私たちはシェルター活動、ユニオン活動両輪で進めてきました。内閣府調査でDV当事者の就労実態調査をしているのなら、行政で実態を踏まえ手立てを講じなければならない問題です。男女雇用機会均等法も改正されず、セクハラ被害を受けた人が働けなくなっているにもかかわらず、雇止めや休職期間満了で解雇されるということがまかり通っている現状をふまえて、事件が起こり相談以降直ちに休業補償をすることや、解雇をしないなど、制度上縛りをかけるなど男女雇用機会均等法の施策として実現していかなければならない課題です。私たちはDV被害当事者やセクハラ被害当事者両方の実例を、内閣府や厚生労働省に届け続けなければならないと思っています。

北海道ウイメンズ・ユニオン当事者からの報告 発題者 大野朋子

㈱ホテルR 退職強要事件を闘って (北海道ウイメンズ・ユニオン)

北海道ウイメンズ・ユニオン書記長の^{大野}と申します。DV被害当事者と労働事件当事者はどちらも自尊感情を大きく奪われるなど、多くの共通点があります。私自身DV被害当事者で、夫からいつも「誰の金で飯を食ってるんだ」と言われ、様々な暴力を受け自尊感情を奪われ家を出ました。自立後「自分の働いたお金で生活する」「経済的自立を果たす」ことが夢でしたが、13年前でもなかなか正規の枠はなく非正規の仕事で点々となりました。なかには大手企業で企業内組合があるところもありましたが、実際に企業内組合に入っても活動内容を知りませんでした。会社都合で契約社員は期間満了と言われても、私自身労働問題とすら思っていなかったし組合も対応しませんでした。私は非正



規で働きたかったわけではありません。女性の私が正社員で働けるところがなかったのです。泣き寝入りをさせられてというよりも知らずにいました。20倍の倍率を勝ち抜き、大手Rに入社してやっと安定した生活を送れると思ったのもつかの間、2年後に退職強要を受けました。2人の責任者から開店前のレストランに呼ばれ約2時間、協調性がない、みんなが迷惑しているのがわからないのか、辞めるか頑張るかふたつにひとつだなど言い続けられ、DV被害当事者と同じく自尊心が奪われ、こんなにダメな私はみんなに迷惑をかけると思い込まされ、自分から「辞める」と言わざるを得ませんでした。辞める直前に、地域のDVサポーター養成講座に参加したのは始まりでした。講師で室蘭シェルターのNさんに自分の話をしたところ「それは労働問題だよ」と言われ、北海道ウイメンズ・ユニオンを紹介されたのがユニオンへのつながりでした。シェルターとユニオンに共通していたのは「あなたは悪くない」と当事者の心に寄り添った対応でした。退職強要で相談に行き、支払われるべき残業代が約1300時間分あることも知りました。問題解決までの間、職場へ行けなくなった私にシェルターボランティアとしての居場所の提供や、不安や悩みを聴いてもらうこと、生活費の心配や短期アルバイトの紹介など、きめ細かな支援がありました。同時に自分の経験が他の人の役に立つということを知り、自分が闘うことだけではなく組合活動の意義も学び、全国の女性ユニオンとつながることもできました。団体交渉が始まった頃は自分の意見を言えず泣いていましたが、現在では使用者側から一目置かれるまでになりました。今、私が本来の力を回復させて労働問題に携わっているということはシェルターとユニオンのふたつの視点と両輪であったからだと思います。みなさんが今日の分科会に参加して、相談のなかに「労働問題」という視点を持っていいただければ幸いです。

発題者 佐藤 香

N社セクハラ事件・セクハラ労災行政訴訟の当事者として (パープルユニオン)

パープルユニオン執行委員長をしております佐藤香です。10年前、私はN函館センターで派遣社員として働いていました。新人研修のインストラクターを兼務し、インストラクター指揮管理をしていた会社の上司から2年7ヶ月間セクハラ被害に遭い精神障害を発症、働けなくなり退職を余儀なくされました。ウイメンズネット函館につながったのは会社に退職の意志を伝えた頃でした。きめ細かな支援を受け平成19年に労災申請を行ないました。ところが、労災が棄却され続けたため平成22年に国を相手に裁判を起こしました。日本で初めてのセクハラ労災行政訴訟で平成23年、判決を待たずに一転して国が労災を認めました。私が提起した行政訴訟については北海道ウイメンズ・ユニオンをはじめ全国組織の女性団体がセクハラ労災行政訴訟呼びかけ団体を結成し、セクハラ労災が実態に則していないことの要望書を厚生労働省に提出することや、院内集会を開催した結果、平成23年12月、セクハラ労災認定基準の見直しが行われ新基準が厚生労働省から発表されました。支援者とともに国が動く瞬間を見たことは今の私の大きな原動力になっています。労災認定という1回目の訴訟ですべてが解決したわけではありません。労災はセクハラに遭い精神障害になった場合通院時の医療費が給付され、もうひとつは療養期間について休業補償給付という所得の8割が給付されることになっています。医療費は支給されましたが、休業補償給付は一部しか支給されませんでした。なぜ一部しか支給されないかというと、精神障害が2年経っても回復しないのは被害に遭った本人の脆弱性ということです。実態に則しておらず、昨年もう一度国を訴え2回目の行政訴訟の闘いの最中にあります。1回目の訴訟はセクハラというものの、精神障害になる経緯を中心に訴えた結果労災が認められました。2回目の訴訟はセクハラや性暴力被害によって発病した精神障害、精神的後遺症がどういうものかというこ

とも訴えているところです。今回の裁判で当時の状況を伝えなくてはならず、過去の資料や記録、ブログを見て思い出しましたが、フラッシュバック、記憶をなくす、薬をたくさん飲むなど想像できない症状が出てとても混乱している自分がいました。当事者は退職してもなお被害を受けた中に取り残され苦しい現状にいます。被害に遭って2年半、何度も退職を考えましたが、私自身家計を支えており簡単に退職するわけにはいかず、更に精神障害を発症しているので再就職する時に影響するのではという不安がありました。仕事へのプライドも取り戻したくて会社にも相談しましたが何ら対応されませんでした。1年半後派遣会社にも相談しましたが、派遣先に任せていると言われ、何の解決にもなりません。加害者が野放しで仕事を続けているので精神障害はますます悪化しました。耐え切れず派遣先の組合や加害者の上司にも相談しましたが、組合は加害者を擁護し、加害者の上司は私自身に努力するよう言い、まったく解決しませんでした。退職する頃には乖離症状が現れ、バッグを開けるとローブとナイフが入っていて、無意識で私は自殺をする準備をしており、その時に退職の決意をしました。ウイメンズネット函館を知るきっかけは通院先に置かれた手のひらサイズのカードでした。しかしながら、職場で相談し、男女雇用機会均等室で相談し、労働基準監督署でも怒られ、弁護士相談でも「証拠がないからできない」とたらい回しにされてきたのですぐに相談できず、これを最後にしようと思いました。面談では何の抵抗もなく話を聴いて受け入れてもらえ、そのうえ具体的な解決策を提示されました。帰りの車の中で身体の底から沸き上がってきたものは「生きてみよう」と思い、それがはじまりでした。さまざまな支援のなか、私自身セクハラ被害当事者としてステップハウスを利用しました。退職後すぐに回復できと思っていたのですが症状が悪化し、母親も生活の不安などを抱えてとてもストレスを感じるようになりました。四六時中一緒にいるということはストレスも大きく、お互

いに限界を感じて利用しました。その後、一人暮らしをしたもののまた症状が悪くなり、家にいるのが怖い時には事務所に行きました。事務所ではDV被害当事者のための衣類の整理や、当事者の子どもの子守りなどやることがたくさんあり、どんな細かなことでもやらせてもらえました。被害に遭うとできないことがたくさん増え、眠ることができない、本を読むことができない、テレビを見ることができない、そのうえ失くすことがたくさんあり、感情がなくなる、表情がなくなる、記憶もなくなる、生活するためのお金がなくなるなど、ないない尽くしで自分を責め、自信をなくしていきます。私の回復に大きく作用したことは、裁判で闘ったこともあります。私ができることを支援者が一緒に数えてくれたことやできることを積み重ねていく過程が回復につながったと感じています。労災認定された4年後にはすっかり回復していましたが、本来は働けない時に保険が適用されないという意味がなく、回復しているのに裁判をしているということは被害者救済や保障が手薄な状況です。セクハラについては法改正や新しい法律の立法が急務な状況で、今、この瞬間に必死に生き延びようとしている被害者がいて、必ず実現させなければならないと感じています。被害当事者である経験から、私だけが運良く支援があったということではなく、支援先がどこにでもあり、きめ細かいサポートができる支援者につなぎ、全国に女性被害者支援が相対的にできるところが急務であると思っています。これは活動を通じて実感していることであり、現在パープルユニオンの活動でも、被害者がシェルターやステップハウスを必要なケースや、DV被害に遭い自立後、セクハラ、パワハラ被害に遭うケースもあるので、民間のシェルターネットとユニオンの両輪でのサポートシステムが全国に広がってほしいと切に願っています。

特別報告 ― C 欄セクハラ事件 損害賠償と地位確認、2つの裁判を闘うために―
報告者 当事者 A さん



はじめまして A と申します。私が被害に遭ったのは2005年、約8年半が経ちますが、現在も損害賠償と復職を求めて裁判を進めています。子どもたちが小学校に上がる前に母子家庭世帯になったので、仕事をする＝生きることにつながっていました。自立して社会の一員としているためにも仕事をするのが大切で必須なことでした。被害に遭って私は病気になる職場さえも追われることになりました。この時の闘病の苦しみは一言では言い表すことはできませんが、薬でわけがわからなくなってしまった私と違って、子どもたちはすべての現状を受け止めなければならず残酷な毎日が続きました。回復のきっかけになったのはパープルユニオン発足の場で、長女が出席を望み一緒に参加しました。それから少しずつ、みなさんとながかり、子どもたちも声を出すことで回復していくことができました。裁判するにあたって私自身とても悩みました。闘病以上の苦しみや社会的な影響などとても怖く、子どもたちの将来も懸念され、ためらいがありました。けれどそれを押し助めてくれたのが子どもたちで裁判を決断することができました。私はそれまで何が不安だったのだろうと思いましたが、子どもたちの静かでもとても純粋で健全な怒りに、やっと世間体だとか見栄だとか先々の不安にためらいがあったのだということを知りました。それとともに加害者や会社の一部の人たちはそれを利用し、当事者に声を出せなくさせているのだと知り、ふたつの裁判を進める決意をしました。子どもたちも私も現在、認知し理解してくれる人たちの存在のおかげで、辛く絶望的な闘病生活から解放されて一步一步進むことができます。ただこのように声を出せない方が大勢いることも知りました。現在は2つ3つと仕事を掛け持ちしながら生活を支えて裁判を続けていますが非常に厳しい状態です。会社という組織のなかで起こる性暴力被害は他の被害と同様に家族ごと巻き込みます。さらに加害者や会社は組織内の権力を利用するので、私のようになんとか生活を支えなければいけないという人にとっ

て、抗議もできず将来のことも不安を大きくさせます。そのようなことを訴えるためにも進んでいきたいと思いますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

報告者 古川満寿子

DV 被害当事者就労支援講座の取り組み (ウィメンズネット函館)

ウィメンズネット函館、北海道ウイメンズ・ユニオン函館支部の古川です。シェルターネットのなかでも函館の場合、自立支援・就労支援に函館市から補助金が出ています。自立支援の活動をしているなかで、必ず就労支援のひとつとして女性労働者の権利について2009年から小山委員長に話をしてもらっています。スタッフも一緒に学習しますが、きちんと学習したいとの希望で、昨年と一昨年光を当てる交付金が出ていたこともありスタッフの学習も行ないました。函館では女性センターの枠をもらい毎週水・金曜日の夜間2時間電話で労働相談を受けています。労働問題に詳しいスタッフが抜け、今までDV相談を担当のスタッフが労働相談を受けるにはきちんと勉強しなくてはならず、私たちも学習をさせていただいたことはとても有効でした。シェルター利用した当事者がパートなどで仕事をしているので、さまざまな労働場面に接し、自分のされたことは不当なことだとはじめて知ったり、セクハラに遭い辞めてしまったりと「私たち打たれ弱いところがあるんだよね」、「DV被害から回復したと思っていても、心の傷は回復してないと知っていないとダメだね」という言葉が出たこともありました。当事者と小山委員長が膝を交えて直面している労働問題を話すことができ本当に勉強になったという言葉も出ました。函館市でも生活保護世帯については厳しい現状ですが、生活保護課のケースワーカーから働け働けと言われて、やっとの思いでパート勤務がほとんどなので、収入としては少なく強制的に働かされながらも、外に出て働くことが自信につながるというプラスの面もあるではと最近は感じています、精

精神的に深い傷を受けた当事者はとても難しい現状だとも感じています。私たちはシェルターの活動と就労支援をして女性の自立は難しいと身にしみて感じており、これからも一体になって考えなければなりません。

参加者からの声 ―意見交換・感想―

- ・ 過去に専門学校の生徒が実習先で性暴力被害に遭い、教師に相談したけれど「実習先に迷惑をかける」と言われ「自己責任」にされました。その後学校側から退学の強要をされ、相談があったのは退学してから1年を過ぎていました。相談を受けた時には「辞めてしまったら最後」ということが一般的な認識であったため、退学してからも闘えるのか、またどんなことができたのかを知りたいです。
- ・ 10年以上派遣社員として勤務していた当事者がDV被害を受け、保護命令が出るまで休職することを職場に申し入れ了承されたものの、警察の協力のもと復職の話し合いになった途端契約を打ち切れ、退職を余儀なくされました。当事者のためにも就労継続の方法を模索し弁護士に相談したところ勝ち目はないと言われました。契約打ち切りの理由が「人員整理の一環」であったため闘いませんでしたが、その後、当事者の心身状態が悪化しました。この問題について何かできなかったのかということ、DVシェルターの特質上、就労不可にしており労働問題とシェルターの兼ね合いをどうしたらよいか考えさせられました。
- ・ 身内がパワハラ・セクハラに遭い、翌日から仕事に行けなくなり相談がありました。ユニオンで団体交渉開催後、復職して下さいと言われましたが、本人はどうしても会社に行けず、慰謝料と取得できるはずだった過去の有給休暇分を支払ってもらうことで解決しました。ユニオンや佐藤さんの闘いがあったから厚生労働省の指導や配慮などがあったのだと認識しとても感謝しています。
- ・ 女性がお金に困り、性風俗の仕事に入ったものの多額の借金を背負わされるなどという

話を聞きます。当事者は「自分が悪い」「自己責任」と自分を責めてしまいがちで、相談に来たくても相談に来ることができない人たちを救っていきけるような広がりを作っていけたらと思います。

まとめ

民間シェルター支援現場には、DV被害当事者のみならず、セクシュアル・ハラスメントやレイプ、ストーカーなど、性暴力被害からの支援を求める女性たちが訪れます。シェルターやステップハウスを利用して生活再建を果たそうとするDV被害当事者にとって、最大の困難は経済的自立であり、就労問題は大きな課題となっています。ようやくの思いで就労しても非正規雇用が多く、低賃金・無権利状態の中で生活保護を切ることができなかつたり、簡単に労働条件を不利益変更されたり、セクハラやパワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇など、女性労働の現場が抱える問題は、被害当事者を追い詰め、働き続けることが困難な状況を生み出しています。ユニオンと両輪で活動している北海道の各シェルターでは、DV被害当事者が就労後の職場の問題について相談することや、北海道ウイメンズ・ユニオンに加入して問題解決したケースもあり、シェルター支援現場におけるユニオンと連携した就労支援・職場での問題解決の取り組みは重要です。また、労働問題に直面している当事者が各地域のシェルターからユニオンにつながったケースや、ユニオンで闘っているセクハラ被害当事者が、加害者から逃れたり、居場所をなくしたりするケースでは、安全確保のため問題解決までシェルターやステップハウスを利用した当事者もいます。セクハラ被害当事者の100%近くが退職に追い込まれ、DV被害当事者と同じように、被害を受けたことによる心理的後遺症は深刻であり、自立に至る生活・就労支援の問題は、シングルマザーや単身女性の貧困問題とともに、シェルターやユニオン活動の大きな課題となっています。私たちは、当事者の真の自立に向けて一貫した就労支援を実現するために、これからも活動を続けます。



A-2

青年期・思春期の性虐待、 性暴力被害当事者をどう支える？ ～つながろう現場で、広げようネットワーク～

- 担当団体
NPO 法人 さんかくナビ
- 協力団体
チームこころのケア
認定 NPO 法人子どもシェルターモモ

司 会

貝原己代子 (NPO 法人さんかくナビ 理事長)

発題者

上村 茂仁 (ウィメンズクリニック・かみむら 院長)

青野 雅世 (認定 NPO 法人子どもシェルターモモ、
NPO 法人さんかくナビ運営委員)

永井 律子 (チームこころのケア 代表・岡山県配偶者
暴力相談支援センター相談員)

コーディネイター

長安めぐみ (香川大学男女共同参画推進室特任教授、
NPO 法人さんかくナビ 運営委員)

はじめに

貝原己代子 NPO 法人さんかくナビ 理事長
デート DV の現場で向き合う性虐待・性暴力。
その回復には、長期の支援が不可欠。早期介入
や安心できる支援につなげ、輪を広げていくた
めに、岡山では、団体や機関を超えた支援ネッ
トワークが活動を始めた。本分科会では、その
緩やかなつながりの中での豊かな連携の取組み
をお伝えしたい。

岡山の情勢

長安めぐみ 香川大学男女共同参画推進室
DV 被害をうける女性と子どもたちのため
に何ができるだろうか、そんな熱い思いの中
で、岡山では、支援者の実質的な連携が始まっ
た。これは地方都市ならではの取組みであり、
全国的に見てもすごいことだと思う。このネッ
トワークを作った原動力は、何といても民間
シェルターの「さんかくナビ」。特に、貝原己
代子さんの存在は大きい。貝原さんの「洗濯機
のような渦まき」の中に、次々と関係者が巻き
込まれ、気が付けばみんなが自然に連携してい
たという感じである。そして、ナビのすごいと
ころは、団体の枠組みを超えて、当事者支援が

できる後継者をきちんと育て、新たに協力機関
や専門家を開拓し、当事者の支援のために、さ
らなる連携をし続けているところだ。

岡山県には、2004年6月「さんかくナビ」設
置当初、民間の DV 被害者支援の団体はさんか
くナビしか無かった。しかし、2005年「デー
ト DV 防止プロジェクト・おかやま」、2006年
6月「ER ネット みまさか」、2011年4月「パー
プルネット かさおか」、2012年5月「チームこ
ころのケア」、2013年8月「あいネット倉敷」
と5つの団体が、さんかくナビのコーディネイ
トを受けて、新たに支援団体として発足した。
そして、さんかくナビが中心になって、行政と
民間とが信頼関係をしっかり構築し、協働で
様々な DV 被害者支援の施策を展開してきた。
さらに、2008年11月には、大きなムーブメン
トにつながる「第11回全国シェルターシンポ
ジウム2008 in おかやま」も開催することが
できた。これらの取組みは、だれのためでもな
く、当事者にとって、今、何の支援が必要かと
いうところに立っており、何より当事者にとっ
て大きな安心に繋がっている。

発題者報告 1

上村茂仁 ウィメンズクリニック・かみむら
院長

思春期のデートDV被害者の相談にメールで対応している。自己肯定感や生活環境にかかわらず、寂しさを感じやすい思春期女性にとって、優しさを持って接する男性に依存しやすい事は、現場の関係者の間では理解されていることだ。そんな被害者の希望は加害者と何とか関係を戻したい、別れたくないということ。支援者は、被害者を刺激しないでそばに寄り添ってただ支えてゆく、被害者の一番の居場所になる、そのことが思春期女性の被害者を守る一番の方法である。

患者として出会う若い女の子たちは、彼に“ライン”で縛られていたり、束縛されていたりすることが多い。ひどい状況でも離れられない。そんな中で、予防啓発で伝えていることは「優しい人じゃなくて大切にしてくれる人を探そう」ということ。そして、一人の彼じゃなくて、友達でも、部活でも、アルバイトでもいいから、あらゆる場で沢山の人間関係を作っておいて、しんどい時には、その人たちにも支えてもらおうというものだ。さらに、DVの被害にあっている方は、「私だけが我慢したら」と自虐的な自己犠牲に陥ってしまいがちである。いくら大人が腹を立てても、説教しても、説得しても伝わらない。クリニックのスタッフで、全力で寄り添い、懸命に癒しても、当事者はまた同じ環境に帰って行ってしまふ。それでも「クリニックの15分だけがほっとできる」場だと言う。また、あたかも回復したかのように、当事者が笑顔で元気に帰って行っても（案外こんな子が一番危ない）、彼や周囲の状況は全く変わらず、本人も変えようともせず、再び、被害を受け続けてしまふ。ただただ、何度でも、支援者として寄り添い続けることしかできない。

発題者報告 2

青野雅世 認定NPO法人子どもシェルターモ
モ スタッフ

シェルターを必要とする思春期の子どもたちと共に暮らすことで、その子の受けた本当の被害・癒えることのない傷を感じている。当事者は上手く表現することはできないが、その言動を黙って受け止めてほしい思いを感じている。そんな姿をぜひ皆さんにお伝えしたい。

シェルターモモに来る子どもたちは、行き場がなく、児童相談所からの情報もあまりなく、受け入れている状況。スタッフは、子どもたちにどこまでも試され、消耗しながらもそばに居るしかない。その時、信じられる大人に一人も出会えなかった子どもなのだと実感する。そして、職員が巻き込まれて、振り回されることが案外大事だったりもする。しかし、最終的には、結局、虐待する親の元に、支援を振り払って戻っていく。戻っていく環境も関係も変わらないので、もっとひどい状況に陥ってしまう。最終的には、更に傷いた状態で、相談窓口やシェルターなどにたどり着いていく。

そんな中で、信頼関係を作るために案外大事なことは、ご馳走じゃないおばあちゃんが作る普通のご飯。（子どもたちは、ほんとうに食材を知らない、料理を知らない、味をしらない。）「今日何食べたいの？」って聞いてもらったこともないのだろう。また、異性関係の中に自分の居場所を見つけようとして、当然簡単に妊娠し、そして、シングルのまま若年で出産を選ぶ。生れてくる子は自分を裏切らないはじめての家族なのだからと。今年は、子どもたちの出産ラッシュ（4人が出産予定）がつづいている。しかし、家庭や家族、関係の作り方を知らないで、結婚や妊娠出産子育てを簡単に実感のないままに、単純に考えてしまふ。子どもの虐待は、児童相談所に連携しても、早期介入まで至らない現状。公も民も予算・人手不足である。他機関連携での長期の支援の見守りシステムがほしい。



発題者報告 3

永井律子 チームこころのケア 代表

最近、相談で出会うとても複雑な性暴力、家族関係（祖母からの訴え、孫の娘のパートナーからの性的な虐待事例）、介入という点では、地域の問題や親権の問題等で児童相談所は介入できない場合も多い。

DV や性暴力被害者の支援をしている支援者が「チームこころのケア」を立ち上げた。守秘義務を守りながら、抱えているケースを検討すると、案外同じ人が色々な窓口に関わっていることがよくある。支援者は、大変な状況をそうやって生き延びているんだとほっとする。相談員は、いつもいつも、相談者が望むベストな支援ができるわけではない。中長期の支援は体力がいる。でも、色々な機関で、みんなで支える体制づくりがあると安心できる。

フロアからの質問

●永井さんへの質問

10代の相談は、公的な相談センターに入るのは少ないと思うが、どこからくるのか？

（永井コメント）今日のような連携機関から来る。お互いにお互いの相談者が行ったり来たりしている状態。一つのところで抱え込まないのが岡山のいいところだと思う。

●上村さんへの質問

子どもたちへのいのちの教育はどういう内容のものであればいいと思いますか？また、「つながる力」についてももう少し説明してほしい。メール相談の返信はどのタイミングでしていますか？

（上村コメント）子どものいのちの教育はいくつからでもできる。幼稚園から大学まで、年間100件以上、啓発のために現場に出向いている。メールは24時間以内に返信を心がけている。ピアサポーターのボランティアの学生を組織し、協力も得て、丁寧な返信に取り組んでいる。

●青野さんへの質問

シェルターモモの活動が心に残りました。た

めし行動を受け入れる…。決して楽なことではないと思いますが、丁寧に子どもたちと接していると思いました。支援者であるシェルタースタッフへのケアはどうされていますか？

（青野コメント）受け入れ続けるのは大変だし、スタッフの力量が試される。スタッフのケアは、研修という形で保障されているが、負担は大きい。帰る家が無い・安心できる居場所がない子ども達。いつでも必要な時、その子の隣に居て、ただひたすら居てくれる人の存在と、当たり前な温かい食事と居心地のよい休息の場所を保障したいと願う。

支援が不十分なまま、成人に達してしまい、それまでの支援が途切れる。この子達は何度大人に捨てられるのだろうかと思う。支援の質・内容は成長の過程で時と共に変化しつつも、子ども達を孤独にしない長期にわたる支援のシステムが欲しい。多機関・多団体の連携なしに、長期支援はあり得ない。もう誰も見捨てないために。一人ぼっちにしないために。

分科会討議の概要

問題への緊急対応から始まって、回復までは長い時間と手間がかかる。支援者として寄り添い続けること、早期介入、長期の支援の見守りシステム、燃え尽きないためのみんなで支える体制づくり、「よってたかって支援する」が大切なキーワードになる。さらに、団体の垣根を越え、主義を超え、価値観を超えて、当事者支援のために対等平等に「つながる力」も大切。

大変な困難な状況の人たちを前にしたとき、ただただ寄り添うとか、試されても騙されてもそれに付き合うとか、あえて巻き込まれるとか、教科書的な「安全な距離感」とは真逆ではあるが、被害者支援の実践の中では、大切な手法だと思う。また、どんなに困難を抱えた当事者であっても、日常の暮らしの中に「きらりと光る瞬間」が必ずある。それを逃さずにみんなで見つけて行きたい。

そして、長期の見守り支援については、一つのところが抱え込むのではなく、相談者があっ

ちこっちと、自分の今の状況にあった支援を求めて流動していくものだと思う。行ったり来たり、安心してできることも重要。そのためにも、ケースを安心して共有し支援ができる緩やかな機関のネットワークが何より求められる。さらに、子どもたちが気軽に相談できる安全な場、街中に保健室のようなサテライトの窓口をたくさん作る必要を感じている。行政にも協力を働きかけていきたい。

参加者の声（感想から）

- * 岡山の若年層の女性支援の先進的で積極的な取り組みに感心した。オーダーメイドの支援をつくり、「よってたかって」支援をする。まずは、モデルケースとして、日々発信していただきたいと思う。ぜひぜひ頑張ってください。
- * それぞれの現場からの発言にとっても力強い思いがした。「つながる力」がキーになると感じた。関係機関と少しずつつながることが、当事者支援に重要なことだ。大きな目標に目を向け、それぞれの団体の違いを尊重し、対等な関係をきつと作ることができるのだと思った。燃え尽きないように、しっかりと自分をケアしてこの仕事を続けていきたい。
- * 思春期の男性も孤立無援の人がたくさんいる。ラインやネットの情報に頼って、中には、現実の女性とかかわる能力を失っていく人も多いと聞く。若い男性支援はどうしたらいいだろう？
- * 試し行動を受け入れるだけでなく、正しい要求の仕方や意思表示を伝えていきたいが、教えていくのは無理なのか？
- * 岡山の取り組みのネットワークは素晴らしい。洗濯機を回している「さんかくナビ」もすごい！
- * 「中長期を見越した回復支援の体制・ネットワーク・つながりを地域社会の中に作っていくのか」の課題について、より大きく（遠い）目的を見つめつつ、緩やかに繋がりつつ、自分の存在意義を持って。日常活動を積んでい

くことの大切さを強く考えさせられた。

- * 岡山、「よう動いてるんや」となかなか刺激を受けた。自分の現場に持ち帰ってシェアしたい。岡山からぐるぐる風を送ってほしい。草の根と行政の信頼、つながりは、難しいが子どもたちにはとても大切。よい医療関係者と弁護士さんに出会えるように頑張ろう。

まとめ

貝原己代子 NPO 法人さんかくナビ 理事長

岡山では、早い時期からデートDVの実態から、若い人たちへの支援の重要性を感じて、様々な分野の専門家と現場の支援者と繋がって、プロジェクトを組んで活動に取り組み、被害の防止と支援について一定の成果を得てきた。しかし、重篤な「性暴力被害」の支援は取り残してきている。

今、全国でも「性暴力被害者支援のワンストップサービスセンター」の設置が進んでいる。岡山県でも、県警と産婦人科医会が協定を結び、連携型のサービスセンターを設置している。

私たちは、新たに拠点型の救援センター設置を目指して、調査研究をしながら進めている。いつでも安心して相談できる、緊急的な医療現場での治療と犯罪としての支援を警察へ繋ぐ、そして回復に向けては、当事者に寄り添いながら、長期の支援の体制づくりを進める準備の段階である。

今後、皆さまに良い報告が出来るように今日の登壇者と共に頑張っていきたいと思う。



A-3 子どもと母親へのサポート

●担当団体

特定非営利活動法人フェミニストサポート
センター・東海
S・ぱ～ぷるリボン

●協力団体

Support of the Child

司 会

石本 宗子 (S・ぱ～ぷるリボン)

発題者

隠岐美智子 (特定非営利活動法人フェミニストサポート
センター・東海)

縄崎 順子 他 (S・ぱ～ぷるリボン)

東司 明菜 (Support of the Child)

はじめに

ドメスティック・バイオレンスの被害者は一般的に女性(母親)であると考えられているが、同伴する子どもたちも母親と同じ暴力を受けた被害者として、回復の機会を与えられるべきである。新しい生活に踏み出すためには、加害者から離れて、安全な暮らしが始まると同時に暴力からの被害回復への準備が必要になってくる。

暴力の後遺症は、個人差はあるものの、新しい生活のさまざまな場面に影響を及ぼすことになると思われるので、急がねばならない。回復のための支援が早ければ早いほど傷は癒されて、回復が進む。

支援には、回復のためのプログラムと、プログラムを実行できる場所(公的な場所が望ましい)と、担うマンパワーの用意が必要である。支援の現場での回復プログラムの実施を期待し、3つの団体から、日頃実践しているプログラムの内容を報告した。

発題者報告

1 最初に、名古屋市中心に活動しているフェミニストサポートセンター・東海から、愛知県と名古屋市・岡崎市等での実施経験をもとに報告をした。

(1) サポートグループを始めた経緯

相談・面接・一時保護・地域での自立した生活というステップを踏み、当事者(女性と

子どもたち)は、安全な暮らしを始めることになる。私たちが回復プログラムの必要性を感じたのは、シェルターを開設した直後であった。母親はしばらく何も手につかない状況のまま、しかし、これからの生活について考えなければいけないという厳しい心境にある。子どもたちは、母親にぴったりとくっついていてしかない。もう怖いことは起きないと感じるけれど、母親にどの程度自分の気持ちを話して、受け止めてもらえるか思案しながらの時間が過ぎていく。

シェルターを退所し、母子の生活がいよいよ始まる。安全な暮らしがやっと始まる。子どもたちもそれぞれに年齢に応じて、本来の子どもらしさを取り戻し始める。日常生活が安全になると、子どもたちは今まで我慢(母親を悲しませたくないために、これ以上父親を刺激しないように我慢)していたものを、出し始める。母親は子どもの我慢していた感情を受け止めたいと思っても、自身がまだ解決できていないので、子どもに対応する余裕がない。母親は回復のために何をすればいいのか、何をしなければならないか、よくわかっていない。加害者から離れた後に起きるさまざまな問題解決と整理のためにも、サポートできる場所、プログラムが多様にあることが望ましい。

回復プログラムに、特別なスキルは要らない。母も子も被害者にとらえるまなざしがあ

れば、自ずと声のかけ方が違ってくる。暴れている子に「駄目」ではいけないことに気づいてくる。

以上のことをふまえ、「サポートグループ（回復プログラム）」と名付けて取り組みを始めた。

(2) 回復のためのグループをつくるためには、次のようなことが必要である。

① グループの構成／運営

- ・安全な生活を始めた母親と子どもが対象。
- ・安全で安心して話せる場所（公的な施設を借りる）…自治体が積極的に居場所を作ることが急務。
- ・母親グループと子どもグループは別室・それぞれファシリテーターが必要。
- ・子どもグループは、「託児」にならないように、「教育的」にならないように、子どもたちの「居場所」になれるよう、そのためには、楽しむプログラムを子ども自身が選びとるようにする。遊びを通して自分自身を表現できる場を回復プログラムの基調にするとよい。
- ・予約制にしない。参加費は無料にする。（来る、来ないは自由）
- ・月一回程度…曜日を毎月一緒にし、事前に知らせておくこと当事者は参加しやすい。
- ・安全への配慮は十分にする。（開催場所の開示はしない、など）

② 実践例

母親の回復のためのグループでは、「わたしだけではない」「わたしにもできそう」という気持ちを支援するとともに、リラクゼーションやメイクアップ講座などの自分の体や心を大切にする取り組みや、就労支援講座も行っている。

子どもグループでは、当日は、今日の気持ちを、いろいろな顔の表情のカードを使って表すことから始まり、その後は、子どもたちが体を使ったり、絵本を読ん

だり、紙細工をしたり、自由に遊ぶ。それを大人が見守り、つき合う。遊びの中で自分を自由に安心して出していくことを通して回復を図る。

(3) グループとしての心構え

当事者がいる限り、グループは開催する。やめない覚悟も必要。

2 続いて、久留米市で活動しているS・ぱ～ぶるリボンからは、母と子どもへの支援のひとつとして、2009年から実践している学習支援を紹介。3年間で学習支援をした児童・生徒38人を通じて見えてきたことを報告した。

(1) 学習支援を始めたきっかけと意義

DV被害女性と子どもたちの自立を支えるために、シェルターに入所し、学校からも友達からも離れ、勉強の遅れへの不安を抱える状況に対して、子どもたちに学習支援をすることにより、学力の低下を防ぎ規則正しい生活・学習習慣を維持すること等を目的として始めた。

(2) どのように学習支援をしているか

① 支援教科

中学生（数学・理科・国語・英語）・小学生（国語・算数）

② 支援方法

教材は市販の問題集と教科書。それぞれの子どもの状態に応じたものを使用。

マンツーマン方式で、その子の学習の遅れている部分を把握し、基礎的な力をつけることを心がけた。

(3) 取り組みの結果見えてきたことと成果

DVの影響を受けた子どもたちが落ち着いていくことは母親への支援において不可欠であり、母親にとっても自分を取り戻し、生活を落ち着かせていく有効なプログラムである。そのときに、DV問題を理解し、家族状況等を把握しているシェルタースタッフによるマンツーマンの学習支援は、子どもたちの状態やペースに配慮でき、



その子のその時の状態に応じた学習を可能にする。また、学習支援が、子どもの居場所にもなり、子どもに直接関わる場面が増え、子どもの様子、母親の様子が以前よりも見えてくるようになった。子どもに母親のケース担当以外の複数のスタッフが関わることにより、母親と子どもを多面的にとらえることができるようになり、子どもが抱える問題を母親と一緒に考える機会が増え、母親が一人で抱え込むことを軽減できた。医療機関と連携する場面が増え、スタッフがDVの子どもへの影響や回復のイメージを理解できるようになった。子どもの変化に応じて、母親自身にも自立に向けて前向きに頑張ろうとする姿勢や変化が生まれることを実感している。

(4) 学習支援の今後

DV被害女性の生活再建は、加害者追求により、孤立しやすい上に、厳しい経済状況や健康問題もある。DV被害女性と子どもたちが、社会的にも精神的にも孤立しない社会をめざす息の長いサポートが必要となる。DV環境下に置かれた子どもたちは、人間関係に困難を抱え、不登校になる子や家庭内暴力を繰り返す子も少なくない。子どもたちの反応は、母親に混乱を引き起こす。連携した医師からは「その子にあった年齢の群れの中に戻れることが一番の回復になる」と助言を受けた。母親へのサポートの一環として、子どもたちが自己肯定感を持ち、パワーを取り戻し、子どもたちが将来の夢を語れるようになるような学習支援をめざしていきたい。

- 3 最後に、久留米市で2005年から、DVの被害をうけ、心に傷を負った子どもを支援するグループとして活動している Support of the Child (通称 S.O.C.、愛称「さぼちゃん」) から、報告した。

さぼちゃんは、DV の中にいた一人の子どもの「僕の気持ちを聞いてくれる人がいない」

というつぶやきから始まった。活動に際しては、DVがある環境で育たざるを得なかった子どもも、また、DV被害の当事者と考え、子どもの状況に応じてプログラムを開発し実施している。活動は、養成講座を受講したボランティアスタッフで運営している。子どもの心をエンパワメントするために、①安心感を取り戻すプログラム ②心を語るプログラム ③心を開放するプログラムを心がけている。

- ①電話による支援活動「さぼちゃんホットライン」 ②子ども向けエンパワメントプログラム

…さぼちゃん広場

…連れ去りの危険性がある子どもへのエンパワメントプログラム

子どもを支援する大人や社会への働きかけ

…支援スタッフ養成講座

…くるめフォーラムへの参加など

さぼちゃん広場は、月に1回、約2時間、子どもの安全が守られる場所で実施しており、遊びを中心とした活動で、子どもが持つ本来の力を取り戻すプログラムである。子どもは遊びを通して、さまざまな気持ちを表現できるように支援する。自己コントロール感、奪われていたさまざまな力を取り戻せるように、支援する。

主人公は子どもである。このことをふまえ、①子どもの意見を大事にする。②約束はあるけど、ダメはない。③しないといけないことはない。④さぼちゃん広場のスタッフは子どもを支配しない大人である。⑤子どもに押し付けない大人である。⑥子どもの決定を待てる大人である。⑦子どもに寄り添える大人である。⑧子どもの目線で考える大人である。

DVの被害を受けた母親と子どもへの両方の支援は、どちらも欠かすことなく必要であると私たちは考える。

明日からの支援現場で、今日報告したプログラムが皆さんのお役に立ち、子どもと母親

の回復につながることを願っている。

参加者の声・質問

- ① ピアカウンセリングは同じ体験をした子どもたちどうして語り合うようにしているのか。

回答／特別に設定したものではない。

- ② 事例のサバイバーのその後はどうしているか。東海は、学習支援はしていないのか
回答／事例のケースはその後は落ち着いて自分の足で歩いていると思う。

回復支援は、教育的なものではない。

- ③ 岡崎市からの支援内容について

回答／行政がやれないこととして委託事業とし実施。会場使用料は免除、優先的に使用可能。

経費として年間12万円の助成金あり。

- ④ いじめなどがあった場合の学校との連携は

回答／グループが出て行くことはしない。どう対応するかは母親の選択。グループは、母親のエンパワメントを促す。母親

に、自分の気持ちや考えの伝え方等は助言する。

- ⑤ 学習支援をしてきたがうまくいかなかった。どのようにしているのか

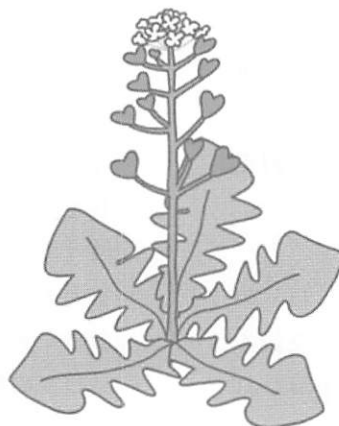
回答／まずは全体的な回復が優先。学習することが回復ではないと考える。

5 まとめ

女性と子どもの両方を視野に入れた回復プログラムの実施を全国の仲間たちと共有した。

子どもに対しては、遊びを通じて自分を表現していく機会を、母親に対しては、母親本人の回復につながる講座の企画等を実践していることを報告したが、専門的な特別なスキルはいらない、熱意あるスタッフと場所の確保により、プログラムの実施は可能であることを持ち帰ってほしいと願って実施したものである。

全国にこのような活動が広がることを願ってやまない。





A-4

性暴力禁止法の制定に向けて

●担当団体

NPO 法人全国女性シェルターネット事務局

●協力団体

性暴力禁止法をつくろうネットワーク

司 会

戒能 民江（性暴力禁止法をつくろうネットワーク
共同代表）

発題者

周藤由美子（性暴力禁止法をつくろうネットワーク
共同代表）

鈴木 ふみ（弁護士）

はじめに

「DV 根絶国際フォーラム・第十回全国シェルターシンポジウム2007」（幕張）で採択された性暴力禁止法制定アピールから6年。半年後に発足した「性暴力禁止法をつくろうネットワーク」は、包括的な性暴力禁止法の制定を求める全国の当事者・支援者とともに粘り強い活動をすすめてきた。2年間にわたる「性暴力禁止法をつくろう全国縦断キャラバン」を実施し、継続的な提言活動を展開しながら、私たちののぞむ包括的な性暴力禁止法の骨子をまとめあげるところまで到達している。女性たちののぞむ、真に実効性ある法制度と支援システムの枠組みをどうつくりあげるのか、議論をすすめようという趣旨でこの分科会を開催した。

発題者報告 鈴木ふみ

「グローバルスタンダードと日本の現状」

1970年代以降に欧米で進められた性暴力についての法改正につながる動きとして、1970年代の女性運動がある。DVの「再発見」と性暴力の「発見」、スーザン・ブラウンミラー『against our will』、PTSDの「発見」などがあった。1970年代以前は、妻以外に強力な暴行を用いて性器を結合させる行為のみを強かんと呼び、それ以外は軽く罰していた。しかし、1970年代以降、先進国では①実体法での強姦概念の拡大②手続法での被害者保護についての法改正がなされた。

国連では1990年代以降、「女性の権利は人権である」という考えの確立から、女性差別撤廃委員会一般的勧告（1992）、女性に対する暴力撤廃宣言（1993）、女性に対する特別報告者選任（1994）、北京宣言・行動綱領（1995）、女性差別撤廃条約選択議定書（1999）などが出された。2009年に国連・女性の地位向上部が発表した「女性に対する暴力についての立法ハンドブック」では、「性暴力の位置づけについて、人格的統合性と性的自己決定権への侵害と明記すること」「暴行・脅迫の要件と挿入の証明の要求を廃止し、明確で自発的な同意、または強制的状況に基づく定義を採用すること」「被害者との関係、被害者の年齢、態様、加害者の数、被害の深刻さによる加重類型をすること」「関係性における性暴力の処罰を明記すること」などを求めている。

日本での議論は、第三次男女共同参画基本計画に「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」という内容が盛り込まれ、暴力専門調査会の報告書でも同様の記載がされたが、法務省刑事局は、第三次男女共同参画基本計画の記載を理由に平成27年までに検討すると述べるにとどまっている。

強姦罪の見直しの議論については、「同意」についてどのように考えるのかということが難問である。強姦罪の構成要件の見直しと同時に検

討が必要なこととして、たとえばDV・虐待と性暴力は重複しているが警察では別のものとしてとらえられている。女性に対する暴力の本質である権力とコントロールの構造が理解されていない。リプロダクティブ・ライツの視点も必要である。セクシュアル・ハラスメントの犯罪化、性売買をどうとらえるかなど議論が必要なテーマもある。性暴力禁止法を制定するためには、私たちが見えている現実から議論を開始し、求めるものを明確化する必要があるのではないか。

発題者報告 周藤由美子

「性暴力裁判と被害者支援を中心に」

内閣府の調査で、女性の7.7%が「異性から無理やり性交された」経験があると回答しているが、警察に訴えたのはわずか3.7%で、法務省の推計でも性的事件の被害申告率は13.3%しかない。加害者の8割が面識のある人で、小学生以下で被害にあった割合が13.4%もあるということからも、顔見知りからの被害を若年層が相談したり訴えたりすることが難しいということがいえる。埋もれてしまっている性暴力の被害者が声をあげていけるように法整備が必要なのである。

しかし、せっかく声を上げて裁判になっても、被害者の証言が信用できないとする無罪判決が最近の傾向として目立っている。それは2009年の痴漢無罪判決と2011年の千葉強かん事件無罪判決という最高裁の判決が大きく影響している。この最高裁判決によって、被害者の証言を徹底的に疑えという姿勢が示された。そして被害者の証言が信用できるかを判断する基準として一般人の「経験則」が根拠とされた。しかし、その「経験則」は、残念ながら性暴力被害の実態と乖離した思い込みや偏見に満ちた「強かん神話」に基づくものが少なくない。また、法廷で被害者の過去の性体験が執拗に詮索されるなど、裁判における被害者への二次被害を防げない現状がある。

被害者支援については、2010年に性暴力救

援センター・大阪(SACHICO)が日本で初めて民間機関によって24時間のホットラインと婦人科医療の提供がされるワンストップ支援センターとして開設した。同じ年に警察主導でハートフルステーション愛知が開設されたが、相談件数はSACHICOが圧倒的に多く、民間主導のレイプクライシスセンターが重要であることがはっきりした。その後も、性暴力救援センター・東京(SARC東京)を始め、全国での開設が進んでいるが、都道府県に最低1カ所は設置されるべきという目標には全然届いていない。そして何より開設・運営の費用に対する公的支援が不十分であることが一番の問題である。性暴力被害者支援のための根拠法が是非とも必要である。

参加者の声及びまとめ

質疑応答の中では、障害者に対する性暴力についてどう考えるかという意見が出された。障害者総合支援法に基づく条例などに障害者に対する性暴力の項目を盛り込むことができるのではないかなど具体的な提案もされた。また、各地でのレイプクライシスセンター設置に向けて公的支援が必要であることなども確認された。性暴力禁止法制定の必要性について様々な角度から議論でき、午後で開催された議員フォーラムにつなげることができた。



A-5

性暴力被害者回復支援 ワンストップセンターを全国に

●担当団体

ウィメンズセンター大阪

●協力団体

性暴力救援センター全国連絡会

司 会

高見 陽子（ウィメンズセンター大阪）

発題者

（性暴力救援センター・大阪 SACHICO）

加藤 治子（産婦人科医師）

雪田 樹理（弁護士）

分科会 A-5「性暴力被害者回復支援ワンストップセンターを全国に」では、性暴力救援センター・大阪（SACHICO）代表である加藤治子さんと運営委員であり弁護士の雪田樹理さんより、それぞれ報告と問題提起がありました。

加藤さんからは SACHICO 開設 3 年の現況や被害の実態、そこから見えてきたこと、雪田さんからは法的支援の実際、課題などのお話がありました。

また、全国的に性暴力被害者回復支援のワンストップセンター設立の流れが出てきた中で、24 時間のホットラインを設置し、病院拠点型の体制を敷く意義を改めて確認し、参加者との意見交換も行いました。

<加藤治子さんからの報告>

■性暴力救援センター・大阪（SACHICO）開設 3 年の現況

2010 年 4 月～2013 年 3 月の間に、電話件数は 10,160 件、来所件数は 1,746 件。

そのうち初診人数は 557 人。電話件数は増加し続けている。

初診 557 人の被害内容は、レイプ・強制わいせつ 340、性虐待 124、DV 46、その他 47。レイプ・強制わいせつ被害者への対応内容は緊急避妊薬処方、STD 検査、証拠採取、妊娠への対応（中絶、出産）、弁護士紹介、カウンセリング紹介など。

■3 年間の被害者から見えてきたこと

- ① 警察へ行けない被害者も多い
- ② 妊娠してからの来所が多い
- ③ アルコール使用・ネットでの接触・集団レイプが多い

- ・飲み物に薬物（睡眠薬など）を入れられ、記憶がなくなり、その状態で被害に遭う。
- ・LINE、mixi、出会い系での接触が非常に増えており、管理買春のようなケースもある。
- ・集団レイプが多い。それを動画に撮るといふ被害も起きている。

- ④ 障害を持つひとの被害の発見と対応は遅れがち

- ・知的障害があるひとが被害に遭うと、なかなか供述ができない。
- ・高齢のひとにも被害に遭う。認知症がある場合は表現が難しい。そのとき発見されれば被害を話せるが、翌日になると言えない。そうなると警察は取り合ってくれない。

- ⑤ 子どもの性被害が多い

全被害者 557 人中、未成年者 357 人（64.1 %）。性虐待については、61 % が父親に当たる人からの被害。兄も多い。

虐待防止法の中では、「性虐待」は保護者からの性的行為となっていたため、兄からの被害について児童相談所が対応してくれない場合があり、問題である。

被害の内容は、ペニスの挿入（強姦）にま

で至っているのが124人中42人。挿入まで至っていなくても、舐める、触る、口に性器を入れる、性器を押し当てる、射精の手伝いをさせる、指を入れるなどの被害。最終的にペニスの挿入までエスカレートしていく。

加害者はほとんど逮捕されていない。親告罪であり、たとえ加害者を告発しても子どもの供述をなかなか証拠採用してもらえないため。どんな状況だったか、加害者はどのようにやったのか、何十回、何百回と受けている被害の中から1回のことをはっきり話せと言われても難しい。

また、母親が加害者の側についてしまうと子どもは帰るところが無くなり、施設に入らざるを得なくなる。

性虐待に対し、婦人科の診察としては、外性器を診るということが非常に重要である。

「繰り返し挿入があったと推察できる所見がある」と診断書に書くことによって、性虐待について全面否定している加害者が認めざるを得なくなることがある。

幼児の膣内異物についても、実は性虐待であることが非常に多いと考えられる。外国では「膣内異物があれば性虐待だと見なければいけない」となっているが、日本の論文では膣内異物については除去の報告しかなく、虐待という視点で見ている論文はごく少数。

とても重要なのは本人のボディイメージの回復。

自分のからだはどうなっているのかとても心配している。

「汚された」「ぐちゃぐちゃにされた」「もういやだ」と思って来所に至っているが、実際に診させてもらっても全く汚れてもいないし、傷付いてもない。性行為があったことは事実だが、それはその後生活していく上で何の差し障りになるわけでもないの、「大丈夫」「とても綺麗よ」と伝える。それから「よく我慢してきたね、よく言えたね」と自尊感情の回復をはかるとい

うことが大切。

■3年間で確認できたこと

24時間体制のホットラインを引き、そこに産婦人科の救急医療ができる体制を敷いたことに意味がある。SACHICOができてから、あちこちでワンストップセンター設立の動きは出てきており、病院拠点型として知っている限りでは6箇所が始まっている。

東京のSARCは開設1年でかなりの電話・来所件数がある。神戸もそれまでに比べて来所が増加した。

一方で「連携型」として相談所を設けているところもある。この場合、関係機関と連携して病院へ連れて行く、また警察から連れて行ってもらおうというような連携をとっている。

■性暴力救援センターの要件とはなにか

女性の性暴力被害に必要なのは、24時間体制の産婦人科の救急医療体制。

「そのときだけ」ではなく、あとあと妊娠しなかったか、性感染症は大丈夫か、心の状態はどうかということを同じところで継続的に見ていくということが重要。

そのためには支援員が必要である。支援員の24時間体制のホットラインで話を聴き、支援員が常駐しているその場への来所を促すのが重要。同時にその場で心のサポートを始める。その場で証拠物を採り、記録を保管し、カルテを保全しておくことが今後の役に立つ。以上がワンストップ的に可能になるのである。

更に警察や児童相談所、弁護士との連携をしていくことが出来る場所であり、被害の総合的な評価をして、必要な支援のコーディネートをしていくということ。

大きくは教育啓発活動や法的整備に向けての活動につながっていくことができるということが要件として挙げられる。

これらが連携型ではどうなるかという、

① 警察、相談所、協力医療機関の三者の連



携型では、24時間体制の産婦人科救急医療、同じところずっと見ていくという継続的な医療というのが実質困難。

- ② 相談所を24時間体制でホットラインを置いて来所してもらうというようにすることも実際はとても難しい。
- ③ 救急医療体制が決まったところでできないと、証拠物の保管が難しい。どこの医療機関でも保管してくれるかという、それは現実的には難しい。

日にちをおいてでもできる総合的な支援はやりうと思えばできるが、急性期の救急的な救援という意味で必要なこの3点については、連携型では実際は困難ではないかと考える。

■性暴力救援センター全国連絡会について

9月22日に第1回全国連絡会を開催することができた。

講演と充実したディスカッション、アピール文の採択ができ、これからこの全国連絡会で連絡を取り合い、公的な支援を求めていくような力になっていけたらと思っている。

<雪田樹理さんからの報告>

■性暴力救援センター・大阪(SACHICO)での法的支援の実際

① 体制について

協力弁護士が28名、うち男性が3名。

本人が相談を希望した場合、詳しく被害について話す必要がないようにあらかじめ詳細を聴いておく。

専門的な対応ができるように弁護士の勉強会を3ヶ月に一回程度行っている。

② 事件活動

・内容について

相談だけということでは終わる人もいる。相談のみで終わった人というのは、加害者の住所氏名が判らず、法的な対応をしようと思ってもできないケースや、現在の日本の刑法の

強姦罪の規定に当てはまらず、法的には無理ということで諦めざるをえない、加害者の責任を問おうと思っても問えない法律の壁があるために何もできなかった場合などである。

・示談交渉

謝ってもらいたい、責任をきちんととってもらいたい、自分のしたことの意味をわかってほしいという被害者の気持ちを、法的に解決するとなると金銭解決となってしまう。この金銭解決が「加害者が責任を認めた」という意味を持つことになるので、示談交渉をすることもある。

現在、日本の裁判所の性被害についての認識には問題が多く、民事でも裁判をすすめられない状況にある。被害者が裁判の中で二次被害を受けることがわかっているため、本人の決断が非常に強かったり、裁判に何らかの意味を見出せないと裁判はすすめられない。そうなると、示談交渉での解決にならざるをえない場合がある。

その際にも、加害者の責任を証明できる証拠や、同意ではないことの証明が難しい場合がある。

時間をかけて最終的に自分の望むものを得ることで、自尊心を取り戻し、そこに自分の受けた被害にひとつの区切りをつけ、次への出発ができる。そういう意味で、示談交渉による法的支援が被害回復にプラスになるのではないかと考えている。どのような法的な支援をすることが被害の回復につながるか、という心理面も含めて勉強しながら活動している。

・刑事告訴

強姦罪の「暴行・脅迫」という壁がある。刑法の壁のもとに起訴に至らないということも多くある。起訴に持ち込めたとしても、無罪判決がでてしまっている。

・子どもの被害について

未成年の事件が非常に多いため、本人の意志も踏まえ、保護者から依頼がくることも増えている。保護者は怒りが強いので法的手続きをすすめるようにするが、肝心の本人が被害について伝える言葉を持っているのか、大変な法的手続きにどこまで適応していけるのかという問題がある。被害を受けたのは親ではなく子どもであり、子どもの意思、気持ちをまず大事にしてそこから出発していく支援が必要である。

③ 無罪事件について

検察側へ控訴するように働きかけをし、SACHICOの支援員の意見書を提出し、裁判で検察側と協力をしてたかったという事例がある。控訴審の中では被害者がどれだけダメージを受けているか、抵抗できなかったかを出していくことで有罪となった。

いまの裁判の状況はおすすめできないということもあり、その前提での法的支援にはつらいものがある。裁判をやって被害者のためになるのか、回復につながるのかどうかなど難しい点が多々あることを支援員の側が踏まえた形で支援をしていかなければいけない。

司法がさまざまな問題を抱えていることをわかりながら、それでもなお加害者の責任を問いたいという被害者に寄り添って、それを支援していかなければならない。

きめこまやかな裁判支援をしていかなければいけない状況。

■司法の問題

親告罪であることから、加害者が法的な処罰を受けていないということも多い。

また、各調査からもわかるように告訴率が低い。告訴すること自体、心理的な面でもハードルが高く、法的な要件で事件にならず諦めざるをえないものも多い。

告訴が受け入れられても、警察・検察が捜査をした上で起訴にするかどうかを決める。起訴率は強姦についてはおよそ50%程度。強制わいせつはこれまで起訴が6割程度だったのが現在50%と低下している。更に、不起訴になった理由が「嫌疑不十分」である割合が増加傾向にある。これは、見知らぬ人からの犯罪ではなく顔見知り（家族、職場、地域、学校）からの被害についてはなかなか起訴されないということの反映であろう。被害者側の落ち度を指摘されることも多い。

また、起訴になっても無罪になっているケースが多くなっている。

性犯罪について無罪率が高いように感じている。他の犯罪に比べて無罪になりやすく、加害者の弁護人側からいえば無罪を取りやすい。「なぜついていったのか」「なぜ抵抗しなかったのか」と被害者を責める弁護をすれば無罪になりやすい。

平成21年、23年に最高裁で無罪判決がでたことの影響が非常に強い。

最高裁の無罪判決は、被害者の供述は「特に慎重に判断しなくてはならない」と言っている。供述を補強するための証拠がないと有罪にならないとも言われており、その影響を受けた地裁の判決も出てきている。

被害者が被害にあった時の対処行動について「強かん神話」による経験則に基づいた判断をされている場合もある。

他にも、加害者側が同意だと誤信していたとすれば、「強姦の故意はない」とされて無罪となることもある。性犯罪の分野では裁判所の常識が非常識、被害の実態、被害者の心理を理解していない。

刑事事件だけでなく、民事のセクシュアル・ハラスメントの裁判でも、最高裁の無罪判決の影響による揺れ戻しが起きている。



■司法機関の専門性の確保が必要

全国どこで被害を受けても客観的な証拠がとれる、証拠を被害直後に確保するというシステムがなくてはならない（科学的な証拠の保全、司法面接など）。韓国のワンストップセンターではすぐにあらゆる証拠を採取し、被害者の意向にかかわらず保管する体制が取られている。

薬物の使用に関しても、尿検査をすぐにするということが重要。

現在の警察では犯罪捜査の手法が統一されていないので、意識のあるところではしっかり捜査・証拠保全をしていたとしても、全国どこでもきちんとした初動捜査ができるようになっていない。

■日本の強姦罪の規定の問題

女性の性器に対しての男性器の挿入がなければ強姦罪にならず、物の挿入、口や肛門へ入れられた被害は強制わいせつにしかならない。また、性犯罪の被害者は女性に限定されている。

諸外国の例を参考に犯罪類型を見直す必要がある（外国では口淫や肛門への挿入について、それぞれに強姦の罪としての犯罪類型が作られている）

現在の日本の刑法では「性犯罪」から漏れるものがたくさんあり、被害者にとって厳しい状況。

現行法のように、被害者が「どれだけ抵抗したか」「暴行・脅迫を受けたか」を証明するようなものではなく、加害者が「被害者との間に同意があったことを証明する」という形にしないとけない。イギリスでは一部、立証責任が転換されている。

・レイプシールド法

過去の性的な経験については尋問をしないという法律。日本には存在せず、裁判官が過去の性体験を質問するようなこともある。被害のひどさだけでなく、司法の場で専門性がないことでの二次被害が深刻である。

■専門性の確保をどうするか

警察、検察、裁判官の性犯罪についての専門性の確保が課題

韓国では性犯罪についての特例法ができ、裁判所が専門部制となった。

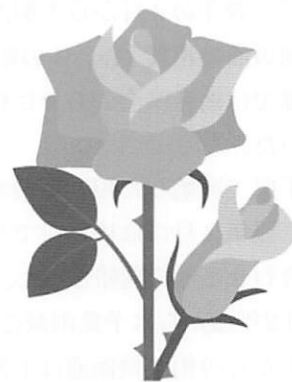
性犯罪を担当する専門部では、扱う事件の50～60%が性犯罪。また、年に1回だが、裁判官に対して性暴力についての研修・教育が実施され始めた。アメリカでは20年前から裁判官教育が行われており、日本でも行わなければ現状は変わらない。

■今後の長期的な問題

- ・刑法、裁判の手続法、証拠収集等の法改正
- ・被害者のための、被害者支援を中心にした法律

（例：性暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

- ・法律によってワンストップ支援センターを拠点にした性暴力被害者への急性期及び中長期の支援を確立することが必要



A-6

被災地における女性支援

～東日本大震災被災地における女性の悩み

・暴力相談から見えてくるもの～

●担当団体

NPO 法人参画プランニング・いわて

●協力団体

NPO 法人全国女性シェルターネット

司 会

平賀 圭子 (NPO 法人参画プランニング・いわて理事長)

発題者

河西ひとみ (東日本大震災 被災地における女性の
悩み・暴力相談事業電話相談員)

山谷裕美子 (東日本大震災 被災地における女性の
悩み・暴力相談事業もりおか復興支援
センター相談員)

I 東日本大震災被災地における女性の悩み・ 暴力相談事業の概要

大震災の発生時2011年3月11日は、NPO 法人参画プランニング・いわてでは内閣府主催のDV・性暴力相談ダイヤルを引き受け実施中であった。電話が全くつながらなくなった中で、阪神淡路大震災での経験を思い出し、DVや性被害の発生を心配し、何とかパープルダイヤルを延長して相談を受けられないものかと内閣府に相談をした。結果、パープルダイヤルは3月末で終了し、5月10日から東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業としてスタートすることになった。

NPO 法人全国女性シェルターネットから毎日2名ずつの相談員を派遣してくださることになり、盛岡市内で毎日10時から17時まで無料電話相談を開始した。その後、7月から宮古市内で、翌年の4月から大船渡市内でそれぞれ週3回の面接相談「心と体の相談」を開始した。沿岸部では助産師会の方々に相談にあたっていただいた。

岩手県で開始した相談事業が、9月には宮城県で、翌年2月には福島県でそれぞれの県の実情に合わせる形で開始された。

2012年度からは予算削減に伴い、シェルターネットからの相談員派遣は1名のみとなり盛岡市内での電話相談にあたっていただいている。その他に、盛岡市内に避難している人たちの支

援を目的とした「もりおか復興支援センター」内で週3回市内の相談員が面接相談を行っている。2012年度末には大船渡と宮古市の相談事業も終了した。

2013年度には、沿岸部（大船渡市、宮古市）での相談員の人材育成を目的として力量アップのための講座を行った。

現在は、盛岡市内での毎日の電話相談と「復興支援センター」内での週3回の面接相談を継続している。

II 電話相談を通して見えてくるもの

電話相談員 河西 ひとみ

① 私の日常の活動母体は「NPO 法人 女性ネットワーク Saya-Saya」。

「女性が安心して暮らせる、子どもにも男性にも生きやすい社会」をつくるために地域の中で暴力被害女性たちと子どもへの支援をすることを目的とした団体に所属。

- ・相談室ユニット
- ・就労支援ユニット（タイレストラン Saya-Saya の運営など）
- ・ステップハウスユニット
- ・自助グループ支援ユニット
- ・学習ユニット
- ・情報提供ユニット 等

支援に必要とされる多様な活動を展開している。



② 「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談」の電話相談を受けて

開設当初の5月は、電話の数はわずかであった。震災後の混乱の中電話をかけるところではなかった。また電話を津波で失った人も多く、避難所などの集団生活の中で公衆電話で相談ができる状況もなかった。また、「辛いのは自分だけではない」と我慢している人も多かった。電話でも日常の何気ないお話をする人が多かった。

1年後の相談では、「あなたはこの土地の人?」とこちら側の様子をうかがい、よその土地の人であることが分かると安心して話し始める人も多かった。

「仮設住宅に入れたが、隣に声や会話が筒抜けでプライバシーがなく夫婦生活までわかってしまいづらい。」「夫は給付金のお金を持ってパチンコに行く。やりくりしても生活費が無くなり心配」「親類の家に厄介になっているが、肩身が狭い。遠慮するが、ほかに行くところがない」「家を修理したいが、先立つ資金がない。借りたとしても返せるあてがない」「仕事がない」などなどの相談が寄せられた。

2年後の2013年に入ると、話される内容は、電話をかけるまでの葛藤も感じられるものであった。「同じ地域のある家は全壊、何とか自分の住む家は残った。家はあるが、ガス、水道、電気は寸断され、支援はない。人には言えず、とても言いづらいが支援に不平等感があると感じる」など複雑な心境が語られた。

このようなお話から見えてきたものは、「本当の気持ちを言えないできた。本音を隠しやり過ごして今までやってきたが、悲しみをぬぐい切れはしない。何をどうしたいのかさえ分からない。ただ気持ちをわかってもらいたい。分かってもらえないと感じることで、諦めと焦燥感が増えていく。具体的な希望が見いだせないままであることが辛く、疲労感がある。」「自分だけではどうしようも出来な

い! 1年後どうなっているのかを考えると不安。」などなどより深刻化していく様子が見られた。

時間の経過とともに、今まで声に出して言えなかったより深い内面が語られ、そこから一人ひとりが抱えている個々の苦しみ、悲しみが、まだまだ大きく残っている現実を感じた。

Ⅲ 「もりおか復興支援センター」での面接相談から見えてくるもの

相談員 山谷 裕美子

① 自己紹介

10年前まで専業主婦をしていた。子育ての中で女性が尊重されていないと感ずることが多々あった。

平成12年、盛岡市女性懇談会の公募委員となり、市の行動計画の見直しなどに関わり、もっと勉強したいと思った。

平成13年県の男女共同参画サポーター養成講座を受講し、その後県の広報誌の編集員になった。

平成15年に海外に単身赴任していた夫から突然FAXで離婚の通告があり、その後、経済的な封鎖状態となり、理不尽な経験をし、離婚まで足掛け8年の闘いをした。

その後、カウンセリングの勉強をして、平成18年に市の婦人相談員となり、DVの相談を受けている中で、自分もDVの被害を受けていたことに気づくことになった。

22年に離婚成立、23年3月には婦人相談員の仕事が任期満了となり退職した。

24年5月から「もりおか復興支援センター」の相談員となり現在に至っている。

自分の経験から、女性は仕事を続けなければならないと考えている。そのためには男女共同参画社会にならなければならないと考えている。

② 「もりおか復興支援センター」について

「もりおか復興支援センター」は、盛岡市が震災後盛岡に移り住んで来ている人たち

を支援するために設けている施設である。被災の現地のように仮設住宅に住んでいるのではなく、いわゆる「みなし仮設」と呼んでいるのだが、民間のアパートなどを借りて住んでいる人や、親類や子どもが住んでいるところに震災後同居を始めた人など様々である。盛岡市ではこうした方々に震災後物資の配給や心のケアや仕事起こしなどの様々な支援を行っている。ここで参画プランニング・いわてから派遣されている相談員が週3回相談を受けている。

③ 相談の内容

- ・みなし仮設に住んでいる高齢者、子どもも友人もいない、今はこうした支援も受けられているが、みなし仮設もいつかは終わると思うとこれから先が心配。
- ・震災前から子どもは不登校であったが、震災後の転校や環境の変化で状況が悪化している。どうしたらいいのだろう。
- ・DVで離婚をしているが、被災して盛岡に移転。被災後の支援金などはみな夫のところに入っていてこちらには来ない。子どもを連れて生活に困っているが生活保護は受けたくない。母親が精神的に不安定で就労などにもつながらないため様々な困難をかかえる。
- ・被災地でストーカー被害にあった。今回被災地に戻るようになったが被災地の警察が対応可能なのだろうか。

④ 相談から見えてくるもの

- ・被災しなければ抱えなかった問題もあるが、ほとんどの問題は被災前から内在していた女性が抱える問題が被災によって顕在化したものである。
- ・岩手の人は我慢強く悩みを声に出しにくい。最近になってやっと話し始めた人が多い。今後相談に来られない人のケアをどうするかが課題である。
- ・様々な支援をしても自立にこぎつけられない人のこれからをどうしたらいいのか課題である。

IV 会場から

- ・私は、DVの被害を受けて家を出た。何もかも失ったという点では今回の被災者と同じだと感じている。けれどもなかなか理解が得られない。DVなんかないと主張する人もいる。教育が必要なのではないか。
- ・辛い思いを抱えながら何も言えないでいる人がたくさんいると思う。電話をかけたり面接に来る人は強い人だと思う。そこまで出来ない人たちをどうケアするかが課題だと思う。
- ・声を上げられない人たちをどうするか、システムづくりが必要だと思う。
- ・一人ひとりの相談も大切だが、グループによる支援も必要ではないか。今行われている「お茶っこ飲み会」は安心安全な場所なのだろうか。何を話しても外に出ない安心安全が保障されている場が必要ではないか。
- ・被災地ではDV被害者が逃げる場所がない。仮設に入っている人は仮設を分けるなどの対策がとれるが、家が残っている人は逃げる場所がない。現地にはこういう問題もある。

V 最後に

今日この分科会で話し合われたことで、被災地支援にもまだまだ大きな課題が残されていることが分かった。ただこうした経験を積み重ねてよりよい支援をつくりだしていく必要については共有できたのではないだろうか。

今回こうした支援活動ができたのは、全国の女性たちの何とか役に立ちたいという熱い思いがあったからだと深く感謝している。女性たちのネットワークの強さに感動している。

今回の経験が、あってはならないけれども、もしかりに次の災害が起こった時には、よりよい支援に向けて力になるのではないかと考えている。

また、被災者の苦しみと、DV被害者の苦しみが共通するものであることも確認できた。私たちの運動をこれからもより一層強めていく必要を感じている。



B-1

議員フォーラム ー性暴力禁止法の制定に向けてー

●担当団体

NPO 法人全国女性シェルターネット

●協力団体

一般社団法人社会的包摂サポートセンター

司 会

遠藤 智子（一般社団法人社会的包摂サポート
センター事務局長）

発題者

土方 聖子（NPO 法人全国女性シェルターネット
共同代表）

近藤 恵子（NPO 法人全国女性シェルターネット
共同代表）

衆参国會議員 地方議会議員 等

はじめに

今回の分科会は「性暴力禁止法制定に向けて」というテーマ。性暴力とはどのようなものか、その内容についてご議論をいただき、考え方や方向性が共有でき、今後の取り組みへの展望を開きたいと考えている。初めての企画なので、各議員からの発言は勿論のこと、会場からの意見や考え方、そして今取り組んでいること、聞いてほしいことなど、それら多くの発言をしていただく時間にしたいとの趣旨が説明された。

土方共同代表

開会の挨拶と改正DV防止法・改正ストーカー規制法についての報告。

近藤共同代表

第十回大会以降、「性暴力禁止法」の制定に向けて全国的な活動を展開してきた。今回のシンポジウム全体のテーマでもあり、関連する分科会も複数準備されている。女性たちの努力によって、日本における性暴力被害の深刻な実態が明らかになり、関連諸法の改正及び支援システムの拡充もなされてきてはいるが、このままでは性暴力被害によって生命や人生を奪われる当事者の回復支援が間に合わない。性暴力は女性の人権を脅かす重大な犯罪であることを示し、性暴力とはどういうものであるのかを定義

し、被害者の回復支援のために何が必要か、を検討して、包括的な性暴力禁止法制度の実現に向けて力を結集していく事が急務と考える。DV防止法がそうであったように、支援現場からの声を法整備に反映しつつ「一日でも一分でも早い包括的な性暴力禁止法の制定」を求めている。

山本かなえ議員

「サチコ」の運営助成について言及する。内閣府（男女局）による性暴力支援センター設置推進新規事業（5千万円の予算規模—1か所あたり500万円の助成、3年間の期限、国が十分の十支出）によって県でも予算化にこぎつけた経緯がある。是非他の自治体でも事業計画を出して、積極的に事業化して次につなげてほしい、既存の事業充実や新たな事業についても。ストーカー規制法の改正に伴って実体のある支援内容にするために努力したい。

福山哲郎議員

厳しかったDV改正の経緯報告。現実問題としては、1、DV冤罪についての声が多いこと、2、日本の家族制度を崩壊させるなどという声も多い、3、婚姻関係以外の性暴力についての抵抗、これらの意見が国会内に相当数あるという事実を踏まえる必要がある。さらにはこうした

社会通念が横行する現状を乗り越える努力が必要とされる。時間がかかることだができるところから取り組むと発言された。もう一つ、社会的排除の実態調査が初めて行われ細かな調査実態が出ている。これを「自殺対策大綱」に反映させ、児童虐待・性暴力被害・セクマイについても民間団体との連携が必要と考えている。

福島みずほ議員

性暴力の判例を集めた本を出版したが、「女性の裁かれ方」についての状況は全く変わっていない。性暴力を女性の 인권問題として扱う、支援については病院を中心にワンストップセンターを作る。概算要求増額、子どもの被害についても取り組んでいきたいと考えている。

小西和子県議

男尊女卑の風潮が強い地域性において、女性への暴力対応が進まない、可視化されない現状。若年層においても「加害者にならないように、被害者にならないように」という教育も必須と考える。

伊達康子市議

盛岡市でのDV対策についてと対応実績についての報告。

会場から

- ・親族家族関係からの性虐待、支援から漏れている状況が目立っている、この現状の認識と理解が必要と思う。加害者には幼児期に性暴力を受けた男児がいることも知っていただきたい。
- ・超党派で、女性議員のネットワークを作っていただきたい。
- ・保護施設の制度や体制、相談員の処遇や体制について適切にする必要がある。また、売春防止法改正や「売防法」と言う文言についても変えることが必要。
- ・婦人保護事業の中で、婦人相談員の専門性、女性問題の専門職の位置づけがない、きちんと

と評価されていないことが問題なので、売防法の改正を求めて小宮山さんが大臣の時に要請に行った。そして、即座に仮称「女性支援法」の検討が動いたにもかかわらず、大臣が変わったとたんに理由もわからず中断されている。唯一「婦人の保護事業に関する検討会」が立ち上がったが、6回の会議で、7項目の論点整理で「検討する」ということで終わっている。

- ・若年女子への支援ができない現状についても早急に対処しなければならない。現状に見合った法律の改正、あるいは制定を議員の皆様願っている。
- ・性犯罪事件の無罪判決が続いている現状である。暴行脅迫要件が厳しく、起訴もできない。刑法強姦罪の抜本的見直しもしくは禁止法の制定を目指しているが、実現するまでの間は、厳しい裁判の状況を変えていく事と被害者心理を理解している支援者の同行、情報提供の手段等検討してほしい。
- ・病院主導で医療から性暴力を見ていくことを検討してほしい。「やれることからやる」のは重要だが、法制度があった方が最善ということでやってほしい。
- ・全国で1か所でもセクマイの支援センターを検討してほしい。
- ・性被害について、時効や親告罪についての状況を改正させ、被害者の心理状況を理解している支援者のアドボケイト活動への認識を深めていただき、制度として確立させてほしい。

議員まとめ・今後の検討課題

- ・男性議員も含めて活動していく事、例えば議員の「社会的包摂ネットワーク」の様なものをつくり、男性議員や理解ある人もそうでない人も巻き込んでいくことが必要。それから、バックラッシュ派に対応するためには賛同議員とそれ以外の議員も含めて数を増やすことがどうしても必要。
- ・DV法の改正後の施行状況をチェックする、DV法での虚偽の罰則を厳しくしたいという



目論見があり、圧力をかける、そのような動きにすごく危機感を持って臨むことが必要。

- ・売防法については多方面でのかかわりも含めて今後の取り組みを一緒に検討させていただきたい。
- ・セクマイについては理解され始めている。セクマイの支援センター等については今後の検討が必要。
- ・「女性支援法（仮称）」については、中断している原因を確かめてご相談したい。
- ・「性暴力禁止法」については、名前より中身でと思う。「禁止」と「支援」を一緒にするのか分けるのか、「支援」については刑法ではないのでなんとか行けるのではないかなと思うが、法制化が必要との意見もあり検討していきたい。

・性被害を受けた子どもの対応をしっかりやっていきたい。

- ・住民の身近な存在である自治体が性暴力について何をすべきかしっかり考えていきたい。

終わりに

今回の議員フォーラムは、性暴力禁止法制定に向けていいスタートになったと思う。女性運動・シェルターネットの運動が一段ステップアップしたことを実感した。今後私たちは、いかにこの運動に様々な人を巻き込んでいくのか、そして成熟した運動体に進化させていくことができるのかが課題として見えてきた。



B-2

性暴力被害者のためのアドボケイト ー性暴力裁判をめぐってー

●担当団体

NPO 法人ウィメンズネット函館

●協力団体

認定 NPO 法人ウィメンズハウスとちぎ

司 会

中村 明美 (認定 NPO 法人ウィメンズハウスとちぎ)

発題者

古川満寿子 (NPO 法人ウィメンズネット函館)

A.S (北海道シェルターネット)

横山 幸子 (弁護士 横山法律事務所)

はじめに

参加者 90 名を超え、多くの方がこの問題に関心を持ち、悩んでいるのだと思いました。

〈1〉古川から DV 被害者が加害者に転じてしまった事件をサポートした報告

- 1) 新聞で事件を知り、担当の弁護士と会うところから始まりました。DV 事件はあまり多くなかったという弁護士に、東北大学の沼崎教授を紹介し、沼崎教授の「鑑定意見書」が唯一 DV 被害者の理解を代弁する資料でした。
- 2) まず、本人を支えるための活動(面会、差し入れ、手紙のやり取りなど)をしました。
- 3) 支援グループを立ち上げ、DV 被害者の状況を市民へ全国の仲間へ呼びかけ署名やカンパを集めました。
- 4) マスコミへの対応がありました。DV を知ってもらうために DV 被害当事者が出演しての NHK の全国放送などがありました。
- 5) 裁判での対応として、まず傍聴行動をしました。裁判員制度を導入する準備のための裁判の公判前手続の争点は殺人の動機でした。検察側は本人の嫉妬および被害者への憎しみとし、弁護側は過剰防衛(正当防衛だが、少し過剰に防衛した)で争われました。DV について無理解な裁判でした。二審では弁護士も変わり、極限におかれた DV 被害者の心理・行動を明らかにして争われました。全国から当事者の陳述書を集めました。集めた 5700

筆の署名も提出しました。二審での支援はスペース・おんが中心になりました。

- 6) 刑期を終えた後の支援は本人たちが安心して暮らせるための手伝いをしました。
- 7) DV 裁判の課題① DV に理解のある弁護士の全国的な一覧があると良い。② DV の正当防衛論がもっと論議されるべき③裁判員裁判で DV 事件が裁かれるのはその理解度などによるので難しい。本来被害者であった本人が加害者になっているので、本人の恐怖や不安が考慮されない。殺人は裁かれるが DV は裁かれない。(DV 被害者の「監禁状態」「過大な危機意識」「孤立感」「DV を見て育つ子どもの心情」などが理解されない) ④裁判費用の問題。
- 8) 本人の気持ちに寄り添う支援ができたのかといつも思い直しています。(彼女の気持ちを正當に受け止めていたのか、社会の偏見に対し十分な対応ができたか、PTSD の回復のサポートはできたか)
- 9) DV や性に対する裁判上のアドボケイトシステムが日本にも欲しいと思います。

〈2〉当事者の A.S さんのお話

自分が受けていたことが DV だとは全く知らず、事件の後初めて知りました。沼崎先生の鑑定意見書は、自分の生活をいつも後ろで見ているのではないかと思うほど、よく理解してくれたものでした。第一審の裁判官は全く理解してくれなかったけれど、第二審の裁判官はよく理



解してくれたと思います。いつも子どものことが頭から離れませんでした。面会に来てくれた近藤さんに「怖かったです」と声をかけられ、自分の状態をいつも見ていたように話してくれて、優しいその言葉にとっても力づけられました。

A.SさんはDVがどんなに辛いかをわかってもらい、DVをなくするために自分は話すのだと言われました。

A.Sさんのお話は、参加した皆さんの胸に大きく響き、話し終わったらとても大きな拍手をいただきました。皆さんの拍手は彼女に生きていくための大きな力になったと思います。

〈3〉犯罪被害者の支援について～実際の事件から～ 横山幸子弁護士の提言

二つの事件について弁護活動をされて、思われたことを話されました。

ケース1 平成22年に刑事事件となった事件

1人の男性による強盗、強姦致傷、強姦未遂、住居侵入、窃盗、強盗致傷で7名の被害者が出ました。判決は懲役25年でした。

- ・この事件の問題で、刑事弁護人から被害者に対する示談の申し入れに不適切な対応がありました。まず起訴されるまでに法廷に出ないところで示談を求められました。「心より謝罪する。35万円を支払う（民事訴訟では慰謝料500万円だった）。支払いが終わったら許して厳しい判決は求めない。今後なんらの債権債務は生じない。」という内容でした。

被害者に対しては早期に犯罪被害に精通した弁護士が寄り添うことが必要だと言われました。（平成15年に富山県で起きた強姦事件の被害者が弁護人に執拗に示談を迫られ、精神的苦痛を受けたと、加害者と弁護人に対し損害賠償請求をし、認められている。）

- ・被害者の意見陳述書は重要です。被害回復の契機になります。また、裁判員などに性犯罪の悲惨さを理解させるのに力になります

す。

ケース2 平成6年の刑事裁判事件

加害者は50代の美容整形外科医。被害者は10名で、いずれも準強姦、準強姦致傷の被害を受けました。いずれも加害者のクリニックで美容整形をうけた患者でした。被害者10名の内8名が民事の損害賠償請求訴訟を提起しました。

- ・訴訟提起に反対する親族の説得—性犯罪被害者が被害を乗り越えるのに親族など身近な人の支援はとても重要です。
- ・自分を責める被害者のサポート—被害を忘れられない被害者の回復のためには、被害を負わせた男性にきちんと責任を取らせる事が大きな力になります。被害者が追求できる事は刑事でも民事でも全て追及して欲しい。それが、被害者の回復に繋がるから。
- ・マスコミ対策—被害者の女性たちの名前が一切出ない様に細心の注意を払いました。被害を知られることに恐怖を感じている女性たちにあなたたちの名前は絶対に出ないからと約束し、裁判所の廊下にも名前が出ないようにしました。（このことは裁判所に申し立てるとできるそうです。）
- 犯罪被害者精通弁護士に関しては、2回以上の専門研修を受けることが要件となっています。早期に精通弁護士につなぐ事が被害者の回復にもつながります。また、性暴力被害者のワンストップセンターはぜひとも創って欲しいと要請しています。

…上記の横山弁護士の必要とする要望はDV被害者にもそのままあてはまることです。

まとめ

3人の報告で時間を使い会場との意見の交換の時間があまりとれませんでした。しかし、同じようなケースに関わった所からの報告があったり、感想などを話していただきました。特に当事者のA.Sさんが話してくれたことへの感動や励ましが沢山ありました。

移住（外国籍）女性へのDVと生活問題 ー東北から学ぶー

●担当団体

NPO 法人女性エンパワーメントセンター
福岡

●協力団体

移住労働者と連帯する全国ネットワーク
女性プロジェクト

司 会

松崎百合子（NPO 法人女性エンパワーメントセンター
福岡）

発題者

西上紀江子（認定 NPO 法人 IVY）

李 善姫（イ・ソンヒ）

（東北大学東北アジア研究センター）

杉戸ひろ子（愛知県の民間支援団体）

はじめに

日本人の結婚の約5%を占める国際結婚では、妻が外国籍、夫が日本人のカップルが7～8割を占める。主にアジアから来た若い移住女性と日本人の夫とは、圧倒的な力の格差があり特有の暴力と高いリスクの要因となっている。

第1の格差は、言葉と情報力。言葉が通じないことが暴力の原因となると共に、母語で相談できる機関は少なく支援を困難にしている。日本で生まれ育ち数十年間地理や制度を体得してきた情報の格差は夫の支配と妻の依存関係の基盤となる。実際、「在留カード」も日本語のみの記載なので逃げるのに自分の住所も最寄りの駅もわからずにタクシーも呼べないケースもある。

第2は、法的地位の弱さ。移住女性妻が日本に滞在できるための「日本人の配偶者等」という在留資格を得るには、夫の協力が必要。そのため、ほとんどの移住女性が「誰のおかげで日本にいられるか」「逃げたら入管や警察につかまる」「子どもも日本人だから親権もとれない」と真偽取り交ぜた言葉の暴力と支配に晒されている。

第3は、国家間の格差や文化の違いを背景にした暴力。妻の母国や家族や文化に対して差別的な暴言を言ったり味噌汁など日本文化を強制するなどを文化的暴力と呼ぶ。

本分科会では、現場で活動する3人の発題者

を迎えている。「農村花嫁」の先行地山形県で長年移住女性の支援に取り組むIVYの西上さん、韓国の「多文化家族支援法」にも詳しく被災地・東北にて移住女性の調査や組織化を支援している東北大学東北アジア研究センターの李善姫（イ・ソンヒ）さん、愛知県で人身売買や民間シェルターでのDV被害者支援に取り組んできた杉戸さん。東北の現状に学びながら、移住女性への暴力と防止、そして支援について考え課題を探りたい。

発題者報告 西上 紀江子さん

「東北における移住女性の支援を通して」

まず東北各県の外国籍住民人口は、2013年3月末でみると多い順に宮城県13,803人、福島県9,117人、山形県6,091人、岩手県5,171人、青森県3,764人、秋田県3,580人（合計約4万2千人）。率で見ると各県とも人口の0.6～0.29%と、全国の約1.6%と比べて低い。震災前より減少している。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順で、福島だけがフィリピンが2位になっている。

次にIVYの活動について。IVYは1991年「JVC山形」として発足した。①日本語教室、医療通訳の養成と派遣、③フィリピンにおける帰国後の精神科支援と出発前教育、④カンボジアでの女性の自立支援活動などを行ってきた。現在は、認定NPO法人となり、IVYに改称。



移住者支援部門の活動としては、日本語教室の運営、通訳の養成と派遣、多言語での相談、継承語・共生語としての子ども中国語教室などを行っている。

震災支援は、緊急支援として支援物資の提供と炊き出し、その後は「雇用」をキーワードに石巻・気仙沼でcash for workや認可外保育所の再建・運営支援、福島から避難している母子のための「あいびい保育園」を山形市に設立、運営している。

このような活動を通して見える移住者の傾向として、①以前は子育てや夫婦関係、姑舅との関係に悩む相談が多かったが、加えて最近では夫が50・60代の国際結婚も目に付くようになり、姑舅だけでなく夫の介護問題が国際結婚に踏み切る要因になっているケースも多い。国際結婚の背景には日本の家族問題が顕われている。②次に、精神疾患やセクシャルマイノリティ、障がい者など支援がむずかしい当事者が増加傾向にあること、③母国に帰る、仕事や母国の親の介護などのために日本と祖国を行き来する、母国に帰らないなどの選択肢が出てきている。

東北には、労働争議が少ないことにも現れているように「ものがないにくい」雰囲気があり、良くも悪しくも地域の「目が行き届く」こと。そこで「よい嫁」と認められると「住民」として地域とつながっていける。このような地域性の中で、ジェンダーの平等や多文化共生社会をどう作っていくのか。政府は、移住者を「生活者としての外国人」と呼び、いつまでたっても「市民」にしたがらない。外国出身者の存在そのものやその状況を可視化していく努力が必要だろう。「こども中国語教室」に中国がルーツの子どもだけでなく、日本人の子どもも通っていることで、教室が地域に開かれたものになっている。また、「山形の外国人多文化共生を考える会」では市内の保育園で外国語絵本の読み聞かせを実施している。様々な小さな試みが、多文化を当たり前と感じる感性・身体感覚を有する市民の育成につながってほしいと願っている。

発題者報告 李 善姬 (イ・ソンヒ) さん

「被災地における移住女性と復興への取り組みー今なお周辺化されている移住女性の問題を含めて」

東日本大震災においては、阪神大震災とは異なり移住被災者は点在しているために出会えない「見えない」為支援が難しいという特性があった。そこで、「外国人被災者支援センター」と地元研究者で、2012年3月から9月まで石巻市で、2013年3月から6月まで気仙沼市で、アンケートとその後面接による調査を行った。アンケート調査は、市と共同調査という形で行い、石巻市では92人(20歳以上の外国籍者400人中)、気仙沼市では72人(249人中)の回答を得た。対象者の85%が女性で、また全体の80%が結婚移住女性であった。アンケート調査からわかったことは、①震災前も非正規雇用が32%・36%(石巻市・気仙沼市以下同様)と高く、震災前「無職・主婦・学生」29人・22人が、震災後は45人・30人と増えるなど、配偶者も当事者も非常時に仕事を失いやすい職ににいるといえる。女性の貧困問題の最底辺に移住女性がいるといえる。②平均13歳差・17歳差と配偶者と当事者の年齢差が大きく、移住女性が将来生計維持者、一人暮らしになる可能性が高いことがわかる。③日本語能力の低さにより、情報収集は同国出身者のネットワークに大きく依存。しかし、日本語教室や移住者支援団体の教室や行事への参加率は低い。

また、聞き取りによる補足調査では、災害によって仕事を喪失して悩む事例が最も多く、その他、17年間家族の介護、家事の仕事だけを担っているうちに孤立の状態にあった移住女性の事例や、DVの被害事例、地域コミュニティからいじめを受けて閉じこもりになった事例、情報が寸断されていた在日、中学時代から不登校になって以来社会に適応できないまま成人となった2世の問題などの事例を聞くことができた。移住女性のライフステージに応じて、子育ての悩みや未来設計への不安から、高齢化による一人暮らしと健康問題など、多様な悩みもみ

られる。また、地域社会の移住者に対する根強い偏見と差別の現状を訴える場面もあった。「中国からはるばる来た中国人に唯一ほしいのが理解。政治問題は私たち農民には関係ない」「もう少し外国人にやさしくしてほしい。日本人のほとんどが東南アジアの人を見落としていると感じています」「日本人は外国人をよく疑う。もっと熱心に誠実に嘘をつかないで生きてほしい」などなど。上記の調査結果は、これまで浮彫になることが少なかった東北日本の移住女性の現状を数字という客観的資料から明らかにしたことである。

東日本大震災は、これまで日本社会に一人の日本人家族として不可視化されていた移住女性たちを見える存在にした。外部から入った一部のNPOやNGO団体が、移住者のための支援活動を行ったのである。震災後の取り組みとしては、就労先の被災で仕事を失った移住女性たちにヘルパー2級の取得のための支援が被災地全域で行われ、移民コミュニティの組織化・活性化が図られた。しかし、このような一時的支援では、移住女性の問題そのものを解決することはできない。今後の課題としては、①事業実績に偏った支援の在り方から、当事者の移住女性たちが自ら社会に参画することができるように人材養成をすること、②移住女性の人権問題に対する制度的バックアップを作ることを要求する。

私がこれまでお話を聞いた移住女性の中には、4例のDV被害者の事例があったが、彼女らの事例に共通したのは、DV被害にあった移住女性に対して、言語的文化的な支援のシステムがないということである。離婚問題は弁護士に、滞在許可の問題は行政書士にといったように対応がバラバラで、統合的サポートをもらうことができないのが、東北の現状と言える。

支援する側からも、支援しやすい対象と支援しにくい対象が分けられているように思われる。震災によって、移住女性の存在が可視化されてはいるものの、周辺の周辺におかれている人々に対する配慮は欠如のままであると言え

る。周辺の周辺におかれている移住女性たちを包摂するためには、人権教育や移民制度の見直しが必要不可欠と言える。

発題者報告 杉戸 ひろ子さん

「民間のDV被害女性の保護と自立支援を通して」

2013年7月に施行された改定入管法で、「6か月以上日本人の配偶者としての活動をしていない者」が在留資格取消しの対象になったことは、結婚移住女性への更なる暴力と支配の強化となることを指摘したい。

愛知県は、フィリピン人が約2万6千人、内女性が1万9千人で、大半が結婚移住者。私が所属する民間団体でも外国籍相談、ケースワークの8割はフィリピン人である。

支援においては、1990年代後半以前はオーバーステイの場合公的支援は八方ふさがりの状況が、DV防止法の制定後、公的支援窓口までのアクセスが可能な被害者は、救済が可能となってきた。しかし、公的シェルターや母子生活支援施設では、これまで自分を支えてくれていた数少ない人々との連絡が絶たれ、言葉の問題、規制の多さや孤立感で途中挫折も少なくない。公的シェルターでの外国籍女性たちへの配慮、また対応が柔軟な民間への委託などが望まれる。また、未だに相談・支援の窓口での門前払いや二次被害も後を絶たない。シングルマザーとしての生活再建では、自立までの大きな壁がある。低賃金の非正規労働しかなく生活保護から抜け出せない。自国の家族からは仕送りのプレッシャーがあり、夜の仕事への逆戻りや男性との出会いで同じことを繰り返すリスクも高い。官民連携で「切れ目のない支援」といわれるが、移住女性の支援においてはこれからといえよう。

今後の展望としては、当事者自身がエンパワーメントできるようなコミュニティの形成が考えられる。



参加者の声

- ・JFC（日比国際子）の子どもたちから SOS が入っている。フィリピンの民間団体の「支援」により介護施設のワーカーとして日本に送り込まれ劣悪な環境で働かされて渡航費用などが借金として負わされていた。新たな人身売買ではないか。
- ・ハーグ条約は、子どもを連れて母国に帰ることが困難になるなど、移住女性にも大きな影響がある。今、外務省がハーグ条約担当の専門員を募集している。英語ができて NGO の経験者が対象なので、ぜひ応募してほしい。
- ・ハーグ条約の専門員の条件がなぜ英語なのか？ 人種差別的な疑問を感じる。

まとめ

東北に焦点を当てた本分科会での 3 報告それぞれが大切であった。

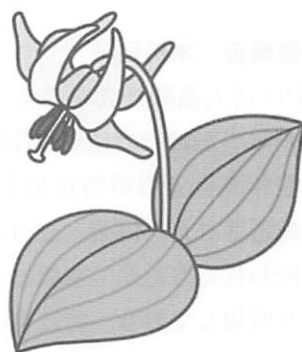
中でも李善姫さんからの東日本大震災後の石巻市と気仙沼市で行なった調査に基づく報告は、被災地東北の現状であると共に、日本全国の農山漁村にやはり「日本人家族として」点在している結婚移住女性の現状であるといえよう。そして彼女たちは未だ可視化されていない。

まず東日本大震災において、移住女性は「日本社会に一人の日本人家族として」点在しているが故に、支援しようにもその存在が見えなかった。ゆえに調査を行ったが、対象者の 85% が女性で全体の 80% が結婚移住女性であった。つまり農山漁村における移住者の多数である移住女性たちは、当事者も配偶者も非常時に仕事を失いやすい職にあり、女性の貧困問題の最底辺に移住女性がいた。同時に様々な問題に直面していた。中でも DV 被害事例は 4 件あったが言語的文化的に利用可能な支援のシステムがない。「周辺の周辺におかれている人々に対する配慮は欠如のままである」という悲痛な報告が多くの人に届いてほしい。

北京行動綱領 125 (b) は「ジェンダーに基づく暴力の被害者になった、女性移住労働者を含む移住女性及び少女のために、言語的及び文化

的に利用可能なサービスを設けること」としているが、日本の現実はこの端緒にも付いていない。

しかし、李さんを初め本分科会に数名の移住当事者の参加があったことは意義深く、今後の課題として「当事者の移住女性たちが自ら社会に参画することができるように人材養成をすること」や「当事者自身がエンパワーメントできるようなコミュニティの形成」、「様々な小さな試みが、多文化を当たり前と感じる感性・身体感覚を有する市民の育成」などが提案されたように、移住女性が当事者としてパートナーとして女性への暴力根絶の運動の中に参画できる「配慮」が私たちにも問われたといえる。



B-4 高齢者虐待とDV被害

●担当団体

NPO 法人女性サポート大阪

●協力団体

NPO 法人高齢社会をよくなる女性の会
ビデオ工房 AKAME

司 会

木村 民子 (NPO 法人高齢社会をよくなる女性の会)

発題者

松下 千代 (NPO 法人女性サポート大阪)

エンドウノリコ (ビデオ工房 AKAME)

澤 佐知子 (NPO 法人女性サポート大阪)

林 陽子 (NPO 法人女性サポート大阪)

木村 民子 (前掲及び和洋女子大学講師)

はじめに

DV 被害者女性の声を集めた DVD『自分をとりもどす』を上映後、被害女性自身の体験を語ってもらった。また施行された高齢者虐待防止法の問題点を指摘し、新たな取り組みとして被害者も元気になれる高齢者の居場所作りを紹介した。

発題者報告 澤 佐知子

DVD『自分をとりもどす』には勇気を出して DV 体験を語った 5 人の女性が出てくるが、自分もその 1 人である。

夫による理不尽な暴力を受けた DV 被害者であり、高齢者虐待も受けたが、今は安心して自立して暮らせる生活の場を得ることができた。サバイバーとして同じような体験をした女性たちの手助けをしたいと考え、今は NPO 法人女性サポート大阪で活動している。

発題者報告 木村民子

NPO 法人高齢社会をよくなる女性の会では 2004 年に「高齢者虐待ゼロ作戦」を政府に提言、その翌年高齢者虐待防止法が成立し、2006 年から施行された。以後、この法に基づき実態調査が行われてきたが、家族による高齢者の虐待は年々増加しており、特に息子による虐待は 4 割に近い。年齢の高い高齢者ほど虐待を受けやすく、被虐待高齢者は女性が 8 割を占める。し

かも、高齢者虐待の被害者は長年 DV を受け続けている例が少なくないが、今問題となっているのはこの高齢者虐待防止法と DV 防止法の二つの法の狭間で適切な支援が受けられないことである。虐待防止法で対応する被害者支援の拠点は地域包括支援センターであり、DV では配偶者暴力防止センターとなる。保護される施設も特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設では安全面で不安があり、シェルターでは介護や認知症対応の知識不足が見られる。高齢者虐待と DV 支援機関の双方の連携と従事者の研修が課題である。

全体の概要

DVD 上映と当事者の生の声により会場はシーンとなり、共感が広がったようだ。またシェルターの職員が DV 被害者支援の厳しい状況を報告、続いて高齢者虐待防止法の成立経緯や、法の概要、問題点の指摘などを画像により説明がなされた。最後の居場所作りの事例はエンパワメントされる内容だった。ただ、終了時間が会場の都合で早まったので、参加者との意見交換が不十分に終わったのは残念だった。

参加者の声

- ・ 実の娘から着の身着のままで追い出され、ホームレスになったなど当事者の話を聞いて、胸が痛くなった。



- ・登場した5人の女性たちと制作者側との信頼関係があったからこそ、このような貴重なDVDができたのだろう。努力を讃えたい。
- ・高齢者虐待防止法とDV防止法、どちらにも被害者支援には行き詰まりがあることがよくわかった。
- ・居場所作りのような取り組みが全国に広がるとうい。

まとめ

今回の分科会は被害者自身がカメラの前に立つという画期的な試みをDVDで上映し公開したこと、及び二つの法では救われない被害者がお存在するという問題提起をしたことで、注目に値すると思う。会場からも事例報告などが出され、意見交換の場としても貴重だった。今後もこのテーマを追いかけ、新しい取り組みの実態などを報告したい。



DV・虐待と性暴力 —トラウマと共に生きる—

●担当団体

NPO 法人レジリエンス

●協力団体

サバイバルサロンぷれぜんと

NPO 法人ポラリスプロジェクトジャパン

司 会

西山さつき (NPO 法人レジリエンス)

発題者

山本 潤 (サバイバルサロンぷれぜんと)

藤原志帆子 (NPO 法人ポラリスプロジェクトジャパン、
現：人身取引被害者 サポートセンターラ
イトハウス)

中島 幸子 (NPO 法人レジリエンス)

●サバイバルサロンぷれぜんと 山本 潤さん

子どもの時の性暴力被害が人生に与える影響は大きいと思います。私は、実の父親から13歳から20歳までの間、性虐待を受けていました。後遺症として20代から30代前半にかけて鬱状態や退行現象などのトラウマ症状に苦しみました。性虐待を受けていた7年間の間、「こんな目に遭っているのは世界中で私一人だ」と思っていました。周囲には、思春期も後半であるのに父と一緒に寝ていることや、私が服を着こんで寝ている事を不審に思った大人もいたようです。しかしそのことはスルーされていました。そんな風に育つ子どもは多いと思います。気づかれない、気づいても、まるで何も起こっていないかのように無視されてしまうという状況があるのです。

私の父は、幼い時に母親を亡くし、継母や腹違いの妹たち、さらには実父からも冷酷な虐待を受けて育ちました。父はその苦しみを仕方がない事だと言っていました。そう思わなければ、そこで生きていくのは難しかったと思います。しかし、「自分の気持ち」「感情」を大事にされず、大事にできなかった結果、父は「人の気持ち」がわからない、とても自己中心的な人間になりました。父には憐れみも感じますが、彼が私にした事は許されないし、責任は彼にあると思います。父は、本来ならば自分が解決する必要のあった、自分の無力感やダメージを私に押

し付けたわけですが、私はこの経験によって学ぶチャンスを得られたとも思います。

ずっと長い間、「どうして、私を愛し守ってくれるはずの父親が、私に性加害をしたのか」というのが、苦しい疑問でした。自分は価値のない存在だと思っていたし、実の父親がこんな事をするのなら、周りの人間はもっとひどい事をするだろうという、人間や世界に対しての不信感も持ちました。30代になり、人と愛し合いたいと思うようになりますが、性暴力しか知らないで、加害者役か被害者役を演じることでしか近寄れませんでした。「すごく好き」という感情と「ひどい目に合わせてやりたい」という感情が同じ感覚で存在しました。だから、加害者になる人の気持ちも、私は分かります。傷つけられるという事は、とても苦しいこと。その苦しみに耐えている人は、自分の怒りや、解消されていない様々な感情を、関係ない相手にぶつけてしまうこともあるのではないのでしょうか。傷つきがケアされない事は、被害と加害をくり返す事にもつながります。でも、傷があることを自ら認め、助けを求めるのはとても難しい事です。世界も自分も信頼できない中、「自分は大丈夫」と言い聞かせることで、必死に保っている自分が崩れてしまうという事になります。「助けて」と言える為にも、ケアが必要だと思います。

30代前半は生きている方が苦しすぎたので、



死にたい気持ちも強かったし、セックスをする場面ではすごく酔っ払って感覚を麻痺させないとできなかったのも、その度に傷だらけになっていました。自己嫌悪を持ち、それでもくりかえさずにはられませんでした。今から振り返ると、「父親はなぜ、私に性加害をしたのか」という疑問の答えを探していたと思います。自分の価値のなさ確かめたり、男性との関係の中で、ちゃんとした扱いをされて戸惑ったり、そういう色々な体験の中で、自分の感情や感覚に気づいていく事も、回復のステップだったと思います。ただ、その状況はとても暴力にまきこまれやすくなります。加害をするような人にひかれやすい場合もあるかもしれません。トラウマ症状の困難さから、昼の仕事につきにくく、夜の仕事で働くことや、セックスワークをするということもあります。お金をもらって賠償を得たい、馬鹿にしたい、貶めたい、そういう色々な気持ちがあります。その中で、性暴力にさらされやすくなる事もよくあります。傷つきの中でそう行動しているのに、批判されるのはとても理不尽だと思います。困難を抱えた人を、排斥しない考えを共有できればと思います。私の場合は、嵐のような時間の中で「本来の私はこんなセックスをしたいわけではない。もう嫌だ」と、強く思う出来事がありました。その時、「なぜ、父が加害をしたのか」という疑問を手放そうと思いました。それまでは、父に償いを求めていたと思います。答えを得て、瑕疵のない人間に戻りたいと思っていました。でも、性被害の傷は消えない。答えてくれない加害者にしがみつ়くのではなく、「あなたのしたことは許さないけれど、あなたという人を許します」という宣言を（父には会っていないので）天に向かってして、その時、疑問を手放しました。

今は、この経験があるから性暴力の傷つきを知り、性暴力をストップできる社会をつくることに貢献できていると考えています。私は性虐待に遭っていた7年間、被害に遭っていることを誰にも言えませんでした。言えなかった理由は3つあります。①父にNOと言えず、子ども

だったので家庭から逃げる力がなかった事。②性と暴力についての正しい知識を学べず、何が起きているのかわからなかった事。③繰り返し起こる性加害の結果、孤立化させられた事。この事から、子どもにとって大切な支援とは、NOを言える対等な関係性を担保できること、性と暴力に対する正しい知識を学び、学校教育などの身近な場で情報を得たり、当事者の話を聞く機会がある事、人との信頼関係やつながりを得る事が大事だと考えています。また、傷があるということを認め、ケアができること、セックスと暴力について、自分の感情や感覚にセンシティブである事も大切だと思います。

●NPO 法人ポラリスプロジェクトジャパン

（現：人身取引被害者 サポートセンターライトハウス）

代表 藤原 志帆子さん

人を支配しセックスワークをさせてお金を設けることは、人身売買、人身取引と言われる行為です。80年代から人身売買は問題になってきました。特に日本ではタイやフィリピンなどの女性たちがだまされたり、もともと売春をしていた人が日本に来てセックスワークをしている問題だと思われていますが、私たちの支援している人の4割が日本人の女性や子どもたちです。

人身取引とは、人を支配して一円でも多くお金を儲けることです。性的な労働だけではなく、労働、臓器の売買もあります。昔の奴隷制とは違った精神的な支配によって行われています。支配とコントロールで簡単に人を商品として扱い、利益を儲け売買している問題です。国連でも2000年にこのような人身取引に関する条約を作られました。被害者は3千万人で、8割が女性、半分以上が18歳未満の子どもであるという報告も国連から上がってきています。社会的に弱い立場の人たちが被害にあっている現状があります。

ひとりひとりの背景は様々です。何も問題もない家庭で育った子もいれば、複雑な虐待のあ

る環境で育つ子など様々な子どもたちが性産業で搾取されています。

ポラリスにつながった時に30歳直前であった女性は、19歳から約10年間彼氏のために性風俗産業を二つかけもちして売春をしていました。彼女は彼におそらく1億円になるだろうという大金を週7日働いて渡していました。彼女は大学生だった19歳の時に彼と出会い、初めての彼氏だった彼に「きれいだ」褒められ認められ彼が好きになり、将来一緒になろうと考えていました。彼は事業をはじめるためにお金が必要だ、結婚して一緒に住むマンションのために一緒にお金を貯めようと彼女を性風俗産業に連れていきました。彼はDVをツールとして使い彼女を孤立させていきました。まず弟と両親に彼女が風俗雑誌の表紙に載るような汚い仕事をしていると伝え、彼女が信頼できるソーシャルネットワークを一つ一つ潰していきました。友達と会うのも禁止していきます。ここはすごく実入りがいいからと言われて、よく分からない状況で彼女は性産業で働きはじめました。そういった行為をしたことで吐き気がするほどの傷つきを感じていても働けば彼は怒らない、お金をもっていけば機嫌がいいという状況によって彼女は彼のために一生懸命働きました。2人の口座にお金を入れ彼がそれを管理し、約10年後にごっそり持っていかれてしまいました。彼女は薄々気づいてはいたけど、気づかないことにしてきた彼に騙されていたということに直面し、自ら調べて私たちに連絡をくれたまれなケースでもありました。

別のケースでは中学2年生の女の子がじめの一環で被害にあいました。子どもの性の商品化が進んでいる中で若い子達は自分たちの体に商業的価値があるということが分かっています。自分よりも年下で立場の弱い女の子に売春をさせて、カラオケ代などに使うという事件です。未成年が未成年を搾取するケースもよくあるのです。彼女は2か月間出会い系サイトを通じて60人の男性に体を買われました。彼女は大家族で育ち、家は事業をしている地元でも有

名な家でしたが家族は忙しく、塾に毎日入れられ寂しい思いをしていて、成績が悪いとなじられ、勉強勉強と言われて家がイヤだったといいます。中学に入ると塾に行かなくなり、コンビニの前でたむろしてバイクを盗みつかまることもありました。ポラリスにはSNSを使ってつながっててくれました。中学2年生の子どもを前にして、その場でお金を払ったから性行為をしてしまう買春カルチャーが日本であることの問題も大きいと感じています。児童買春を援助交際と言う言葉でいつのまにか置き換えられたままずっときてしまっています。加害者への社会的制裁がもっと必要であると感じています。日本のGPTの3パーセントに当たる約10兆円規模の性売る文化が日本にはあるのです。それは先進国の中でも大きいものです。買う人は匿名性があり、売る人は元AV女優、元性風俗嬢として差別される中で声を上げることもできない現状もあります。人身取引は性暴力そのものであり、性の売買の強要は究極の性暴力です。私たちは人身取引が起きている現状を知っていく必要があります。

貧困などの切実な事情、精神的なつながりのないという貧困、物質的には上手くいっていても親とのつながりが無い貧困、加害者がそういった子をかき分ける能力はすごいと思います。被害者も被害にあったというよりも、自分のせいでこうなったと思いこんでいることが多いのです。被害者たちは加害者と性産業のお客という限られた人間関係で生きています。被害者が羽を休める場所、自分をケアする場所がありません。そして人身取引に関する法律がない日本では、脅迫罪などでなんとかこのような犯罪から抜け出すための介入をしなければならないという問題もあります。支援者や警察の中で偏見もある中で被害者は助けを求めにくくなっています。こちらからアウトリーチしていかなくてはならない、違った形のアプローチが必要となっています。

●NPO 法人レジリエンス 代表 中島幸子
DV、性暴力、性虐待、人身取引、これらの



問題はそれぞれの関連性が強くあります。その中で生き延びている☆さんたちの声をお伝えしたいというのが今回の企画における私の願いです。☆さんとは被害者のことです。「輝ける力を持っている人」という意味で使っています。レジリエンスの10年の活動の中で性暴力のことを話す機会が増えてきました。私自身が話せる力をつけてきたことや、性暴力被害者のためのワンストップセンターができはじめているような社会の動きも関係しています。大藪順子さんや小林美佳さんも自らの性暴力被害の経験を話す活動をはじめました。世間でレイプというと、見知らぬ人から突然レイプされるというイメージが強いかもしれませんが。それらはもちろん深刻な性暴力被害です。しかし性暴力被害はそれ以外にも起きています。大藪順子さんと小林美佳さんと私の3人で性暴力の講演をしたとき、大藪さんと小林さんの体験談を聞く中で「私の経験は〇年〇月〇日です」と言えないことに自分で愕然としてしまいました。身近な人間関係の中などで数え切れないほど繰り返し性暴力を受けた人には日付がないのです。そしてそのような☆さんは決して少なくないのです。

ワンストップセンターが立ち上がっていくことは素晴らしいことですが、二次被害を起こさない場所ではなくはなりません。病院の中でのワンストップセンターでは急性期の性暴力☆さんの対応が多くなり、急性期ではないが過去の性暴力の影響に長期間苦しむ☆さんの支援はそこでは難しくなるかもしれません。自分の経験が過去のものであったとしても、やっと支援の場にたどりついた☆さんのケアもされなくてはならないのです。急性期ではない☆さんたちが行ける場所や二次被害なくその☆さんの話を聞ける人が必要です。

レジリエンスが2013年にはじめた性暴力被害者支援者向け専門研修SAFERでは外部の様々な講師を招き、学び続けることを目的にしています。二次被害を減らすためには学ぶことはとても重要です。そして全国の支援者同志のネットワークを作る場にもしていきたいと思っ

ています。ひとりでできないことも複数が関わることでできる可能性は上がってくると思います。

アメリカの統計ですが、18歳になるまでに何らかの性暴力にあう可能性は、女の子は4人にひとり、男の子は6人にひとりと決して低い数です。性暴力をうけた男の子が相談できる場所、自分のセクシャルオリエンテーションで混乱している子どもたちが相談しようと思える場所も社会には必要なのです。こういったことをもっと知っていかなくは良い支援者であっても二次被害を起こしてしまう可能性はどうしてもでてきてしまいます。

数えきれないほど性暴力を経験したことによって様々な重篤な悪影響を今も残しています。原発の燃料棒を自分の中に抱え続けているような、命に関わるような感覚が私にはあります。水を注ぎ続けるようなケアをし続けなくては、メルトダウンを起こし、私自身が危険な状態になります。加害者は苦勞もせず、平然と暮らしているのに、私はそれを生きている間ずっと強いられていることは極めて理不尽なことだと感じています。

性暴力の傷つきが何十年も影響を及ぼしていくような傷つきであることは世の中であまりにも知られていません。性暴力や性虐待を経験した☆さんたちの一部の人は、何年も年十年も苦しんだ末に自死で亡くなっています。身体的暴力の危険性だけではなく、性暴力の危険性の大きさはとてつもなく大きく深刻であることを多くの人が知っていく必要があると思っています。

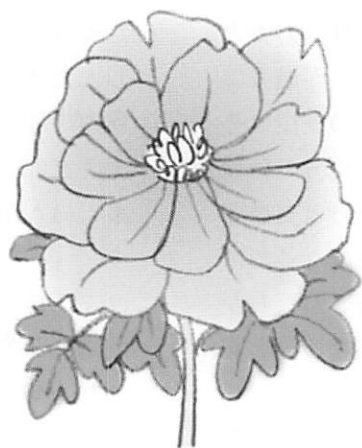
マズローの欲求段階説のピラミッドは生理的欲求、安全の欲求、所属の欲求などの5段階ですが、私が性暴力によって破壊されたのは5段階の下の地下の層だと感じています。そこには人間としての尊厳、アイデンティティ、生きるために必要な希望があり、これらを破壊されると、生きることがどうでもよくなります。「栄養をとりなさい」「安全な暮らし方をしなさい」と言われても「どうでもいい」と思ったりしま

す。そういった☆さんの状況を理解し、その☆さんに見合うサポートを探すことが必要となります。

トラウマによる影響により様々な生きづらさが起きてきます。私は慢性のうつや複雑性PTSDを抱えています。かい離することを繰り返し、自分を守ってきました。かい離しなければ生きてこれなかった現実があります。しかしこれらの症状は生きる術でもあるのです。メディアではこういった☆さんの症状のことをセンセーショナルに報道します。☆さんがそうなったのには加害者に責任があるにも関わらず、加害者にスポットライトが当たらずに、☆さんの症状だけがセンセーショナルに取り上げられるのはとても歪んだことでもあり、そう

いった社会の仕組みも考えて行く必要があります。

リフカー（RIFCR）という研修は性虐待について大人が知っておくべき情報を学ぶ研修です。支援者でなくてもだれでも性虐待を発見するかもしれない立場にいます。最低限の知識と情報をもっていれば、性虐待や虐待を発見できるかもしれません。そうすることでその先にある、人身取引、いじめ、DV、薬物、アルコール、リストカットなどを防ぐことが可能になります。社会の中で、支援者ができること、気づかなくてはいけないことを含め、これからの可能性はまだあります。まずは現状を知り、知識を得て、連携していく必要があると思います。





B-6 DV被害女性の自立支援プログラム

●担当団体

NPO 法人女性ネット Saya-Saya

●協力団体

NPO 法人 DV 防止ながさき

司 会

中田 慶子 (NPO 法人 DV 防止ながさき)

松本 和子 (NPO 法人女性ネット Saya-Saya)

発題者

栗山 洋子 (NPO 法人 DV 防止ながさき)

山下 真美 (当事者)

浜谷 典子 (NPO 法人女性ネット Saya-Saya)

ひかり (当事者)

松澤 由宇 (当事者)

B-6 分科会は120人位入る会場が満席の盛況でした。それだけ、現在、自立へ向けての支援とは？というテーマに多くの方の関心が集まっているのだと実感しました。

DV法の制定で、被害者の保護まではなんとかできるようになったけれども、暴力から離れたらそれで解決というものではなく、その後、当事者が地域で生活をしていくための課題は山積みです。住居、経済、本人の健康、子どもの適応、就労などに加え、離婚調停、裁判などを、慣れない土地で乗り切っていくのはなみたいでいいことではありません。支援のニーズの内容も量も期間も人によって異なり、役所や病院への同行、居場所づくり、託児、子どもへの学習支援など様々です。民間団体だからこそ、柔軟に対応できるという実感を持っています。そのために民間と行政が対等な立場で情報を共有し、効果を焦ることなく支援を行なえるための予算の確保が重要です。

長崎県とNPOが協働事業で行っている「DV被害者等の自立支援事業」「ステップハウス運営事業」は、まだ全国でもめずらしいモデルケースとして、戒能民江さんの新著「危機をのりこえる女たち～DV法10年、支援の新地平へ」の中でも紹介されています。ニーズに応じた支援が、全国どこの自治体でも当たり前になれるように、長崎モデルが支援の最低基準に

なるように願って、支援内容の報告をしました。質疑も時間いっぱい活発に行われ、具体的な質問が多くありました。

3人のサバイバーの方からの体験報告は、会場全体がひとつの耳になったように、皆さんが心をこめて聴いているのが伝わり、前の晩まで準備を重ねた上で緊張して話された側も、話せてよかったと、また新たな一步を踏み出されたような力強い表情を見せていらっしゃいました。

(NPO 法人 DV 防止ながさき 中田 慶子)

DV被害女性の自立支援プログラムは事前申し込みの参加者数が一番多かったそうです。日々、支援に関わっている人たちが深い関心を持って取り組んでいる現れだと思います。

かつて、こうした研修の中で「DV被害者にとって家を出るという選択肢は、まったく見えない霧の中を高いところから飛び降りるくらい勇気が必要…」と講師が話していました。Saya-Sayaにつながった人の中には離れてからの方がメンタル面、日常生活の面で社会を生きて行くには、向き合う問題が山積みしていることの現れかもしれません。

DV被害女性自立支援プロジェクトの燦(SUN)プログラムは被害にあった女性たちが生き生きと自分を取り戻し、自分の人生を歩む

ためのプロセスです。ステップ1からステップ4までそれぞれのプログラムがあり、基本的に自分が選んでプログラムに参加していきます。

ステップ1 「気づく・安心・安全をえる」環境の安全から、心の安心につながる

ステップ2 身心を癒やす

ステップ3 自分ができることを探そう

ステップ4 社会参加しながらメンテナンスしよう

このステップの中で特に力を入れているのがステップ2です。芸術療法としての手作り（手芸）、ダンスセラピー、シャンソン、アートセラピー。からだメンテナンスとしての気功、ヨガ、鍼灸、アロマなど。うつ症状の人が多く、薬だけに頼らない脳への刺激は回復のために効果が出るプログラムと言われています。

被害女性が燦（SUN）プログラムを知り「私はすぐに働かないと困るからステップ4のIT講座を受講したい」と申し込みする方は多いです。確かに子どもと一緒に離れてきた方にとって、生活保護での生活に対する不安も大きいので、すぐに就労につながるようなステップ4に参加したい気持ちはとてもよく理解できるところ

です。Saya-Sayaではそんな要望にもとりあえず受講することを勧めます。実際、体験すると「まだ今の私にはまだ無理かもしれない」ことに気がつくことも多いのです。改めて自分の受講するプログラムを考えるきっかけになります。支援者は常にエンパワメントしながらよりそっていくこと、それは人によっては長距離かもしれないが、行政ではできない人間として向き合う民間の良さがそこにあると思います。

燦（SUN）プログラムは積み木で例えると、いかに土台からの積み上げが大切かが分かっていると思います。

（NPO 法人女性ネット Saya-Saya 浜谷 典子）

分科会の中でもとりわけ参加者からたくさんの拍手が寄せられたのは、当事者である3人の女性の発表の時でした。

行政の対応だけでは不十分な現実があるなかで、支援民間団体につながることができ、自分らしく歩んで来られたストーリーを話していただきました。

そのストーリーは我々支援者もエンパワメントする…実感です。





第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手

共同アピール

本年6月26日の衆議院本会議において「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第三次改正案、及び「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正案が可決成立しました。ストーカー規制法は2013年10月3日から、DV防止法は2014年1月3日から施行されます。

二つの法律改正によって、「交際相手」からの暴力被害に対する支援策が拡充されることになりました。しかし、ストーカー規制法の施行直後、東京都三鷹市において18才の女子高校生が元交際相手に殺害されるという痛ましい事件が発生しています。求められているのは、被害者の命を守る法律の運用なのです。

安倍総理大臣は「女性の人権を尊重」し、「女性が輝く社会を実現する」ことを世界に向けて公約しました。しかし女性の人権を侵害し生命の存続を脅かす「性暴力」の根絶なしに、「女性が輝く社会」の実現はありません。日本の社会から、世界のあらゆる地域から、女性に対する暴力をなくすために、私たちは以下のとおり要望いたします。

- 一 私たちは、性暴力が根絶される社会の実現をめざし、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。
- 一 私たちは、売春防止法、ストーカー規制法、雇用機会均等法、児童虐待防止法、刑法等、性暴力に関わる関連諸法律の、国際基準にそった人権確立の視点による抜本的改正を求めます。
- 一 私たちは、緊急保護命令制度の新設を求めます。
- 一 私たちは、DV罪の新設とともに、強制力ある加害者再教育制度の実施を求めます。
- 一 私たちは「被害者の立場にたった切れ目のない支援」を実現するため、配偶者暴力基本方針の実効性ある改定を求めます。
- 一 私たちは、国・都道府県・市区町村によるDV根絶事業の継続的な予算拡充を求めます。
- 一 私たちは、当事者支援の主要な担い手である民間サポートグループ及び性暴力救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。
- 一 私たちは、DV・性暴力被害者の人権救済システムの確立を求めます。
- 一 私たちは、医療機関をベースとするDV・性暴力被害者回復支援センターの設置を求めます。

2013年10月27日

第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手 参加者一同

全国シェルターシンポジウムの変遷

年	開催地等	テ　　マ	社会的な動き
1993			女性に対する暴力撤廃宣言
1995			世界女性会議(北京)
1998	第1回札幌大会	拡がれ、シェルタームーブメント	
1999	第2回新潟大会	ストップ！女性・子どもへの暴力	
2000	第3回東京大会	私の生(いのち)は私のもの	ストーカー規制法施行
2001	第4回旭川大会	DVのない地域をつくっていこう	DV防止法施行
2002	第5回大阪大会	あかん！女性・子どもへの暴力 ～みんなで活かそうDV防止法～	
2003	第6回石川大会	DVのないまちづくりをめざして ～市民と自治体の協働(コラボレーション)～	
2004	第7回鳥取大会	なくそう暴力！共働で変わる社会	DV防止法改正および基本方針の策定
2005	第8回愛知大会	DVを許さない！理解・行動・勇気 ～暴力のない社会をめざして～	
2006	第9回函館大会	DVを許さない！自治・人権・協働 ～当事者女性と子どもの自立を考える～	
2007	第10回東京大会	ノーモアDV (DV根絶国際フォーラム)	DV防止法2次改正
2008	第11回岡山大会	ストップDV！ とりもどそう元気 ささえよういのち	
2009	第12回栃木大会	STAND UP！立ち上がろう！DV根絶を めざして	
2010	第13回久留米大会	つながれ ひろがれ DV根絶ネット！	
2011	第14回宮城大会	災害を乗り越えて Wake Up 人権！ ～暴力の連鎖を断ちきる～	東日本大震災
2012	第15回大阪大会	女(わたし)のからだは女(わたし)のもの DV・性暴力救援センターを全国に！ ～とりもどそう性の自己決定権～	
2013	第16回岩手大会	性暴力禁止法の制定にむけて つながる、ひろげる、パープルネット ～女性・子どもに対する暴力の根絶～	DV防止法3次改正 (2014年1月施行) ストーカー規制法改正

NPO 法人全国女性シェルターネットとは

全国各地の民間シェルター運営や、当事者の直接支援に関わる団体の全国ネットワークです。2008年度から「パープルリボンプロジェクト」実施団体として、内閣府及び厚生労働省の後援団体となっています。

主な事業内容は、シェルター運営の支援、地域における被害当事者自立支援プログラムの実施、国際フォーラム・全国シェルターシンポジウム開催、自立支援基金(PMJ基金)の運用、暴力防止の啓発活動、インターネットラジオの開設(ラジオパープル)などです。

第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手 フォトグラフ

アトラクション



岩手県立花巻農業高校 鹿踊（ししおどり）部の皆さん

開会セレモニー(1)



開会セレモニー(2)



平賀圭子実行委員長



達増拓也岩手県知事



谷藤裕明盛岡市長



近藤恵子 NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表

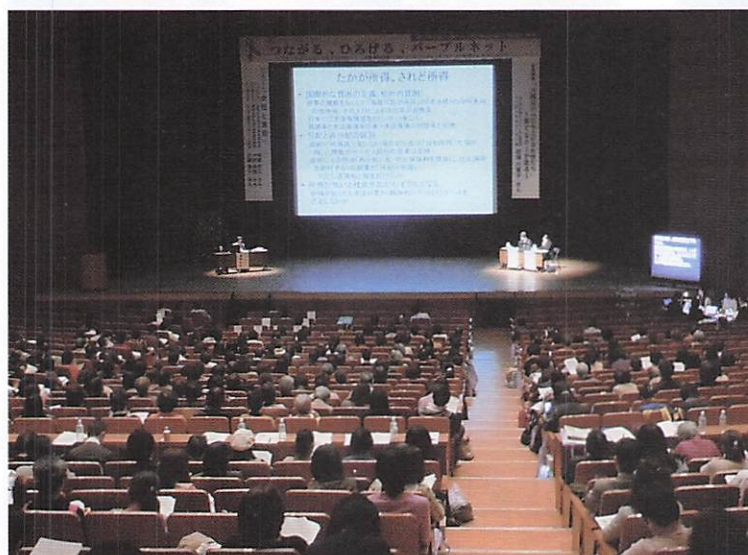


会場いっぱいの参加者

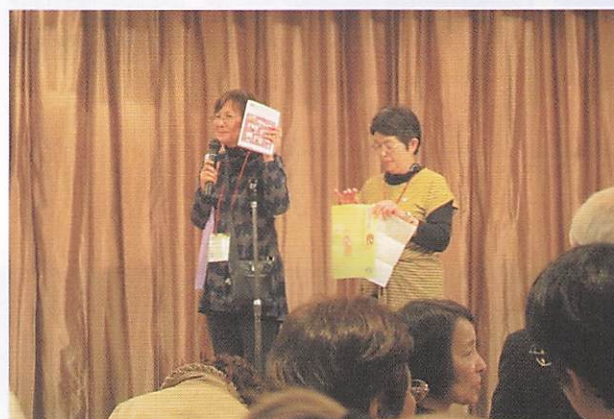
基調講演



シンポジウム



交流会



分科会（抜粋）



全体会



全国シェルターシンポジウム第1回～第16回パネル展示



第1回札幌大会

第2回新潟大会



第3回東京大会

第4回旭川大会



第5回大阪大会

第6回石川大会



第7回鳥取大会

第8回愛知大会

シェルターシンポジウム第1回～第16回パネル



第9回函館大会

第10回東京大会



第11回岡山大大会

第12回栃木大会



第13回久留米大会



第14回宮城大会

第15回大阪大会



第16回岩手大会

前回開催地の阪南市長様より
祝電をいただきました。

「第16回全国シェルターシンポジウム2013 in もりおか・岩手」のご盛會を心よりお慶び申し上げます。

お集まりの皆様お一人おひとりの実践の積み重ねがDV・性暴力防止の取り組みを支え、被害者支援のより一層の広がりを生み出しておられますことに、敬意と感謝の意を表します。

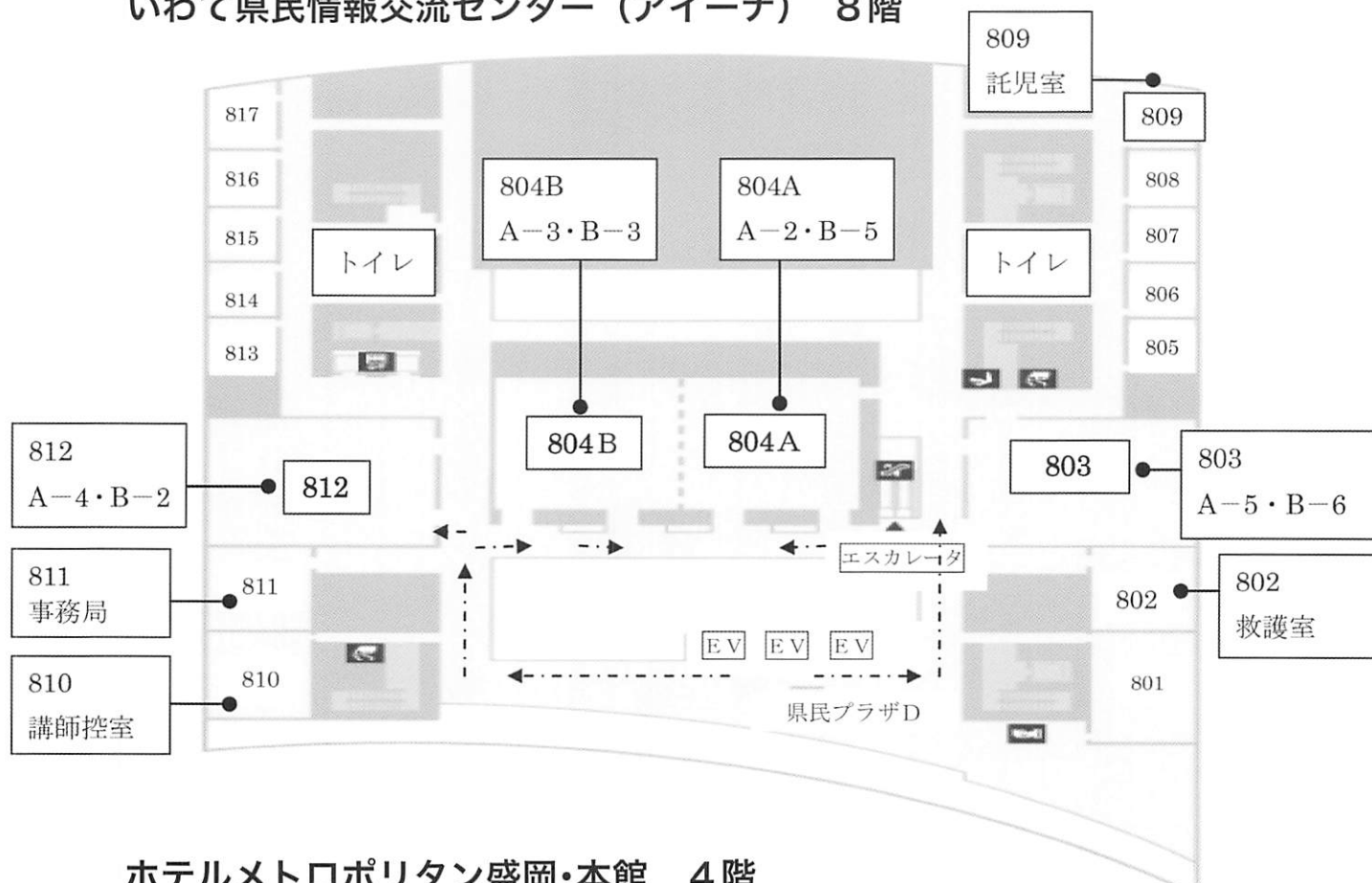
本大會を契機として、皆様の取り組みが一層活気づき、全国へと広まっていくことをご祈念申し上げます。

平成25年10月26日

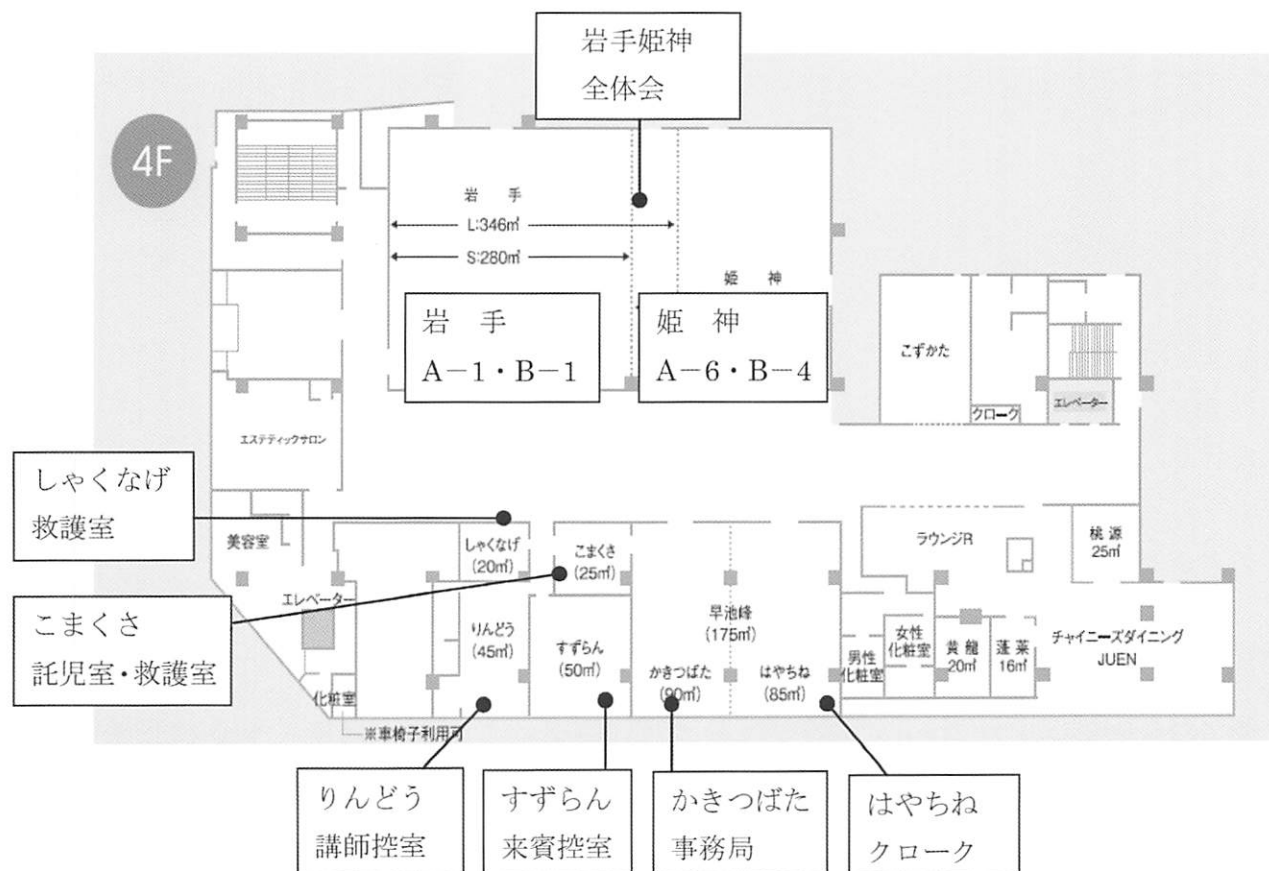
大阪府阪南市長 福山 敏博

分科会会場案内

いわて県民情報交流センター（アイーナ） 8階



ホテルメトロポリタン盛岡・本館 4階





第16回全国シェルターシンポジウム 2013 in もりおか・岩手 大会報告書

発行：第16回全国シェルターシンポジウム2013inもりおか・岩手実行委員会
TEL 090-4889-6688 FAX 050-2013-4750